

第 7 期  
高齡者保健福祉計画  
介護保険事業計画

平成 30 年 3 月  
大 和 市



## はじめに

7年後の2025年、いわゆる団塊の世代（昭和22年～24年生まれ）の方々が、医療や介護の必要性が高まる75歳を迎えます。現在、大和市の高齢化率は23.4%（平成30年2月時点）で、全国平均や神奈川県平均と比較するとその数値を下回っていますが、今後は増加していくことが見込まれています。

日本は、世界中どの国もこれまで経験したことのない「超高齢社会」に備えるため、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいを一体的に整備する「地域包括ケアシステム」の取組を進めています。

本市におきましても、高齢者を取り巻く環境を踏まえ、きたる2025年に向けて、平成27年度から3年間の計画である第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に様々な施策を位置づけ、取組を進めてきました。いくつかご紹介いたしますと、認知症施策を一つの柱として、認知症の方が徘徊されたときに早期保護対応ができるよう、GPS端末及び端末を格納できる靴の利用を支援する取組や、徘徊中に踏切事故等に遭い、損害賠償責任を負ってしまったときに、保険で対応する取組を新たに始めました。また、介護サービスの充実といたしましては、認知症対応型グループホームや、医療と介護のサービスを一体的に提供する看護小規模多機能型居宅介護事業所を開設するとともに、新たな特別養護老人ホームの整備を進めています。

平成29年5月に、国では、さらなる「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「介護保険制度の持続可能性の確保」を図るための「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立しています。

本市は、これまでの取組を一層加速・充実し、これからも市民が安心して暮らし続けることができる大和市であり続けるため、平成30年度から3年間の新たな計画として、「第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定いたしました。

本計画では、「元気にいつまでも住み続けられるまち」と「安心して介護保険サービスを利用できるまち」の2つの基本目標を定め、基本理念である「一人ひとりがいつまでも元気でいられるまち」の実現を目指しております。

具体的には、高齢者の増加と共に、これまでと比較にならないスピードで独り暮らしや高齢者のみの世帯が増えていくことを踏まえ、一人ひとりが活躍できる環境の整備や在宅医療・介護の連携推進、適切な介護サービスを提供できる基盤の整備を進めるとともに、市民、地域、事業者の皆様と連携・協力しながら、様々な施策に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提案をお寄せいただいた市民の皆様、また、実態調査にご協力いただいた介護保険事業者、そして、長期間にわたり熱心に討議いただいた高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会の皆様にご心からお礼を申し上げます。



平成30年3月  
大和市長 大木 哲

## 「健康都市 やまと」宣言

健康は、日々の生活の基本であり、幸福を追求するために、とても大切なものです。

都市で生活するわたしたち市民が、生き生きと暮らすためには、保健、福祉、医療などを通じて「人の健康」を守るとともに、安全で快適な都市環境が整う「まちの健康」、人と人とのあたたかな関係に支えられる「社会の健康」を育てていくことが重要です。

大和市は、市民一人ひとりの健康な生活の実現に向けた取り組みを進め、「健康都市」を目指すことを宣言します。

(平成 21 年 2 月 1 日)

## 「60 歳代を高齢者と言わない都市 やまと」宣言

人生 80 年の時代を迎え、これまで高齢者とされてきた世代の意識も大きく変わり、今では、多くの方々が生き生きと過ごしています。

家庭や地域を支えている方、職場で頑張っている方など、豊かな知識と深い経験を持つ人材は大和の貴重な宝です。

こうした方々に、いつまでも、はつらつと元気に活躍していただきたいと考え、ここに「60 歳代を高齢者と言わない」ことを宣言します。

(平成 26 年 4 月 1 日)

## 「認知症 1 万人時代に備えるまち やまと」宣言

超高齢社会を迎え、認知症になる人は急激に増加しており、大和市においても近い将来、その数は、1 万人を超えるものと予測されます。

これからは、誰もが認知症にかかわる可能性があり、あらゆる世代、立場の人が協力しあい、認知症の人への理解を深め、その想いに寄り添っていくことが大切です。

大和市は、認知症の人が住み慣れた地域で、人と人とのつながりを育みながら、自分らしく、安心して暮らし続けられるよう、様々な取り組みを進め、認知症 1 万人時代に備えます。

(平成 28 年 9 月 15 日)

# 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b>	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨	1
(1) 計画の位置づけ	1
(2) 計画期間	1
<b>第2章 計画策定の背景</b>	<b>2</b>
1 国の動向	2
2 全国の高齢者を取り巻く状況	2
(1) 高齢者数、世帯状況	2
(2) 要支援・要介護認定	3
(3) 社会参加	3
(4) 就労	3
3 大和市の高齢者を取り巻く状況	4
(1) 人口推計	4
(2) 要支援・要介護認定者の推計	5
(3) 第1号被保険者の要支援・要介護認定状況の推移	6
(4) 世帯状況の推移(国勢調査より)	6
(5) 要支援・要介護認定を受けている認知症高齢者の推移	6
<b>第3章 計画の基本的な方向性</b>	<b>7</b>
1 基本理念・基本目標	7
2 施策体系図	8
3 日常生活圏域の設定	10
<b>第4章 施策の展開</b>	<b>12</b>
<b>基本目標1</b>	<b>12</b>
施策体系1-1 生きがいや張り合いを持って暮らせるような取組を拡充します	12
施策体系1-2 健康づくり、介護予防に取り組みます	20
施策体系1-3 安心して暮らせる環境づくりを進めます	35
施策体系1-4 認知症を理解し、認知症の人が地域で安心して生活できるよう支援します	49
施策体系1-5 権利が守られる環境を整備します	57
施策体系1-6 在宅医療・介護の連携強化を図ります	60
施策体系1-7 我が事・丸ごとの地域づくりを進めます	63
<b>基本目標2</b>	<b>65</b>
施策体系2-1 要介護認定の適正化を図ります	66
施策体系2-2 介護給付の適正化を図ります	68
施策体系2-3 介護保険サービスの質の確保・向上を図ります	71
施策体系2-4 介護保険サービスの量の確保・充実を図ります	74
施策体系2-5 費用負担の適正化を図ります	76

<b>第5章 介護保険事業費と保険料</b>	<b>79</b>
1 介護保険制度を巡るこれまでの経緯等	79
2 今回の介護保険制度改正のポイント	80
3 第6期計画の進捗状況	84
(1) 要支援・要介護認定者数	84
(2) 介護給付費等	85
(3) 施設・居住系サービスの整備	86
4 事業費の見込みと保険料設定のポイント	87
5 第7期計画値及び給付サービス見込量	88
(1) 人口推計と要支援・要介護認定者数の推計	88
(2) 介護保険施設等の整備目標数の設定	89
(3) 給付サービスの見込量の推計	91
6 地域支援事業費の見込み	108
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業	108
(2) 包括的支援事業	108
(3) 任意事業	108
7 介護給付費等及び第1号被保険者保険料の算定	110
(1) 介護給付費等の推計	110
(2) 第1号被保険者の保険料の算出	112
<b>第6章 計画の推進に向けて</b>	<b>115</b>
1 計画の推進体制	115
(1) 計画の周知・啓発	115
(2) 計画の総合的な推進体制の充実	115
2 検証と評価	116
(1) 進捗状況の把握と分析	116
(2) 課題の検討・改善策の提案	116
(3) 成果の報告	116
3 高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた取組に対する評価	117
<b>資料編</b>	<b>123</b>
1 計画策定の経過	123
2 大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会委員名簿	124
3 第7期大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（骨子案）及び介護保険料について（諮問と答申）	125
4 意見公募手続	132
5 実態調査結果	133

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

### (1) 計画の位置づけ

#### I 法制度における位置づけ

『老人福祉計画』は、老人福祉法第20条の8に基づく計画であり、高齢者施策に関する基本的な目標を設定し、その実現に向かって取り組むべき施策全般を明らかにしたものです。

また、『介護保険事業計画』は、介護保険法第117条に基づく計画であり、日常生活圏域の設定や各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み、地域支援事業の量の見込み等について明らかにしたものです。

大和市は、『高齢者保健福祉計画』として定める『老人福祉計画』と『介護保険事業計画』が互いに密接な関係にあることから一体の計画として策定します。

#### II 大和市の計画体系における位置づけ

この計画は、大和市の将来都市像を示した『第8次大和市総合計画』の部門別計画であり、市の関連部署の諸計画や国、県等の関連計画との整合性を図って策定します。

### (2) 計画期間

第7期計画の計画期間は、介護保険法第117条第1項において、3年ごとに計画を策定することとされていることから、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
第5期計画			第6期計画			第7期計画			第8期計画			第9期計画		
大和市高齢化率21%超			団塊の世代が65歳以上			大和市高齢化率23%超			大和市高齢化率24%超			団塊の世代が75歳以上		

※元号については、新元号に読み替えてください。

## 第2章 計画策定の背景

### 1 国の動向

国は、団塊の世代が医療や介護を必要とする後期高齢者となり、対応することが困難になる2025年問題、さらにはその後の経験したことのない高齢化が著しく進む社会に備え、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、介護保険制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにするため、“地域包括ケアシステムの深化・推進”と“介護保険制度の持続可能性の確保”を柱とした「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」を、平成29年6月に公布しました。

(※地域包括ケアシステムの詳細については11ページに掲載)

### 2 全国の高齢者を取り巻く状況

高齢社会対策基本法に基づき、毎年政府が国会に提出している年次報告書「高齢社会白書(平成29年版)」によれば、国全体における高齢者を取り巻く状況は、次のとおりです。

#### (1) 高齢者数、世帯状況

平成28年10月1日現在、高齢者人口(65歳以上)は、過去最高の3,459万人、日本全体の高齢化率も27.3%と過去最高となっています。今後、団塊の世代(1947~1949年生まれ)が後期高齢者になる2025年(平成37年)には、高齢者人口が3,677万人に達すると見込まれ、その後も全ての都道府県で高齢化率は増加し、平成52年には最も高い秋田県では43.8%、最も低い沖縄県でも30.3%に達すると見込まれています。

また、高齢者の家族と世帯の状況は、平成27年現在、高齢者のいる世帯が47.1%で、半数近くとなっています。65歳以上の高齢者のいる世帯の子どもとの同居率は、昭和55年にはほぼ7割であったものが、平成27年には約4割と大幅に減少し、単独(独り暮らし)世帯や夫婦のみの世帯が増加傾向にあります。

## (2) 要支援・要介護認定

要支援・要介護認定については、65歳から74歳までの前期高齢者と、75歳以上の後期高齢者で認定を受けている割合が大きく異なっています。前期高齢者では要支援認定を受けた人の割合は1.4%、要介護認定を受けた人の割合は3.0%に対し、後期高齢者では要支援認定を受けた人が9.0%、要介護認定を受けた人が23.5%となっています。また、介護が必要になった原因は、「脳血管疾患（脳卒中）」が17.2%と最も多く、次いで「認知症」が16.4%、「高齢による衰弱」が13.9%となっています。特に、男性の「脳血管疾患（脳卒中）」が26.3%で多くなっています。

介護を受けたい場所は、「自宅」が約4割、最期を迎えたい場所は「自宅」が半数を超えており、延命治療を希望しない人は9割を超えています。

## (3) 社会参加

60歳以上の高齢者で、自主的なグループ活動に参加している割合は61.0%で、増加傾向にあり、グループ活動に参加することで、参加者は「新しい友人を得ることができた」や「生活に充実感ができた」など、日常生活に対してプラス効果が得られています。

## (4) 就労

平成28年の労働力人口は6,673万人で、そのうち65～69歳は450万人、70歳以上は336万人となっており、労働力人口総数に占める65歳以上割合は11.8%と上昇し続けています。また、現在、仕事をしている高齢者の約4割が「働けるうちはいつまでも働きたい」と回答しており、70歳くらいまで、もしくはそれ以上との回答と合わせれば、約8割が高齢期にも高い就業意欲を持っています。

### 3 大和市の高齢者を取り巻く状況

大和市の高齢化率は23.4%（平成29年10月1日時点：住民基本台帳）であり、全国平均の27.3%（同時点：総務省「人口統計」、神奈川県平均の24.4%（同時点）と比較すると、全国的にも、さらには県内においても高齢化率は低くなっています。しかし、今後の都市部における高齢化率は、地方都市よりも急激に増加することが見込まれており、大和市も例外ではありません。大和市の高齢者を取り巻く状況は次のとおりです。

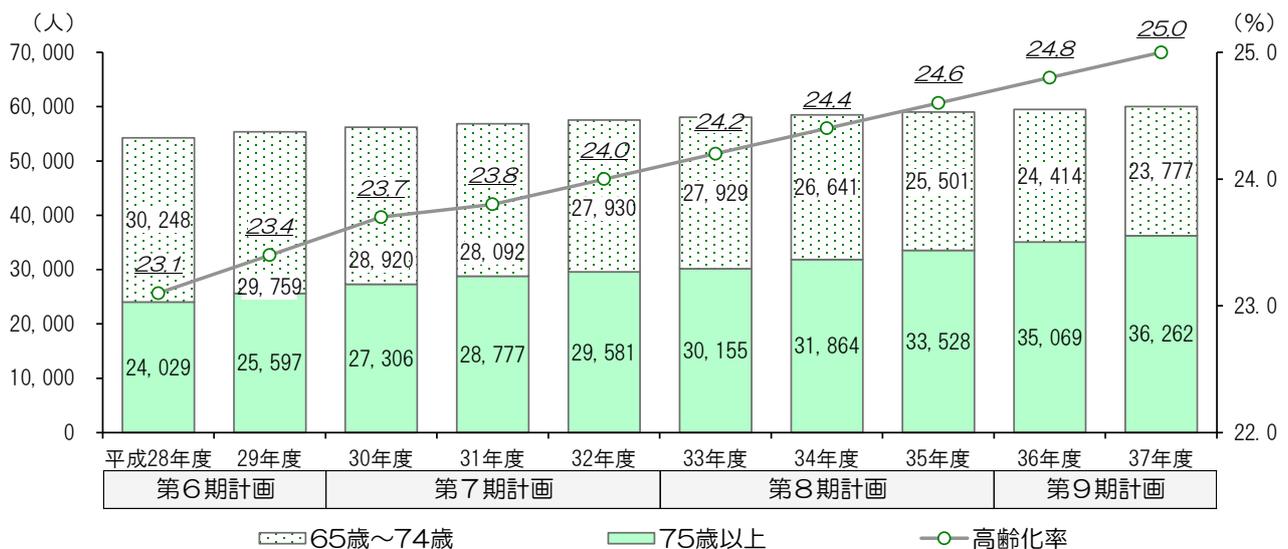
#### (1) 人口推計

（平成28、29年度は実績値、30年度以降コーホート要因法<sup>※1</sup>による推計値）

計 画	第6期計画		第7期計画			第8期計画			第9期計画	
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
総人口	235,238	236,487	237,116	238,606	239,322	239,582	239,761	239,854	239,853	239,788
高齢者人口	54,277	55,356	56,226	56,869	57,511	58,084	58,505	59,029	59,483	60,039
高齢化率	23.1%	23.4%	23.7%	23.8%	24.0%	24.2%	24.4%	24.6%	24.8%	25.0%
0～39歳	98,503	97,867	96,858	96,691	96,004	95,143	94,258	93,386	92,484	91,709
40～64歳	82,458	83,264	84,032	85,046	85,807	86,355	86,998	87,439	87,886	88,040
65～74歳	30,248	29,759	28,920	28,092	27,930	27,929	26,641	25,501	24,414	23,777
75歳以上	24,029	25,597	27,306	28,777	29,581	30,155	31,864	33,528	35,069	36,262

\*各年度10月1日時点(単位:人)

\*平成28、29年度は住民基本台帳登録者数



※1 コーホート要因法…「コーホート」とは、同年（または同期間）に出生した集団のことをいい、コーホート要因法は、その集団ごとの時間変化を軸に出生及び死亡の「自然増減」と、転居等による「社会増減」の経年変化の傾向から人口の変化を推計する方法のことをいいます。なお、基準となる時点の差違により、市で策定している他の計画の人口推計値とは異なります。

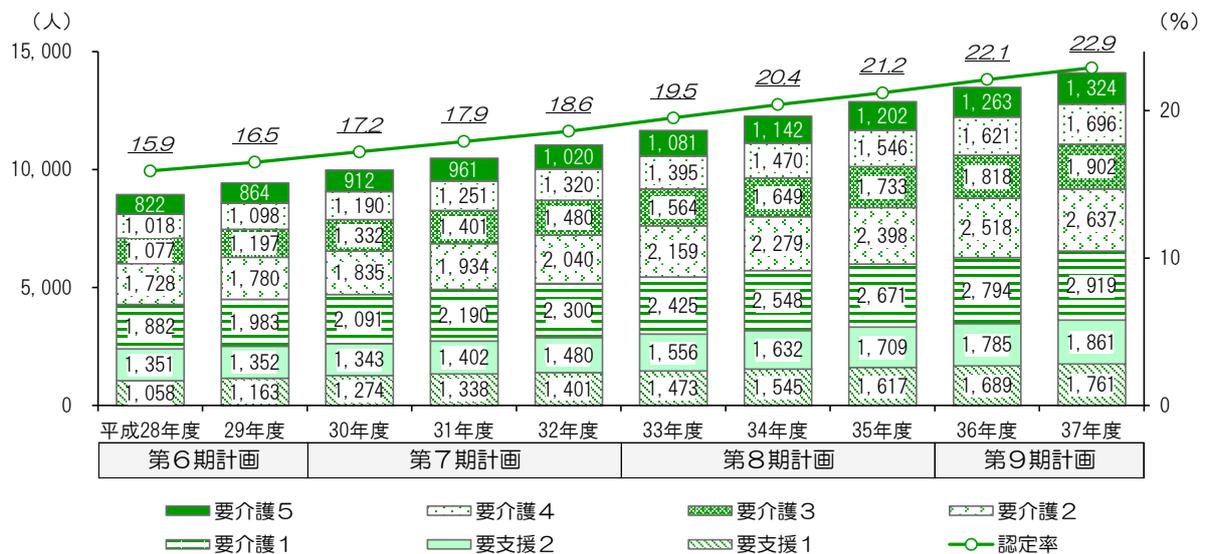
(2) 要支援・要介護認定者の推計

(平成 28、29 年度は実績値、30 年度以降は「見える化システム<sup>※1</sup>」による推計値)

計 画	第6期計画		第7期計画			第8期計画			第9期計画	
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
認定者数合計	8,936	9,437	9,977	10,477	11,041	11,653	12,265	12,876	13,488	14,100
うち2号被保険者	292	300	308	318	329	335	341	346	352	358
うち1号被保険者 (A) <sup>※2</sup>	8,644	9,137	9,669	10,159	10,712	11,318	11,924	12,530	13,136	13,742
要介護5	822	864	912	961	1,020	1,081	1,142	1,202	1,263	1,324
要介護4	1,018	1,098	1,190	1,251	1,320	1,395	1,470	1,546	1,621	1,696
要介護3	1,077	1,197	1,332	1,401	1,480	1,564	1,649	1,733	1,818	1,902
要介護2	1,728	1,780	1,835	1,934	2,040	2,159	2,279	2,398	2,518	2,637
要介護1	1,882	1,983	2,091	2,190	2,300	2,425	2,548	2,671	2,794	2,919
要支援2	1,351	1,352	1,343	1,402	1,480	1,556	1,632	1,709	1,785	1,861
要支援1	1,058	1,163	1,274	1,338	1,401	1,473	1,545	1,617	1,689	1,761
65歳以上の 認定率 (A/B)	15.9%	16.5%	17.2%	17.9%	18.6%	19.5%	20.4%	21.2%	22.1%	22.9%
高齢者人口 (B)	54,277	55,356	56,226	56,869	57,511	58,084	58,505	59,029	59,483	60,039

\* 各年度 10 月 1 日時点 (単位: 人)

\* 平成 28、29 年度の高齢者人口は住民基本台帳登録者数



※1 見える化システム…国が提供する地域包括ケア「見える化」システムは、都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムです。介護保険に関連する情報はじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が本システムに一元化され、かつグラフ等を用いた見やすい形で提供されます。

※2 第1号被保険者・第2号被保険者…介護保険の被保険者は、65歳以上の方（第1号被保険者）と、40歳から64歳までの医療保険加入者（第2号被保険者）に分けられます。第1号被保険者は、原因を問わずに要介護認定または要支援認定を受けたときに介護サービスを受けることができます。また、第2号被保険者は、加齢に伴う疾病（特定疾病）が原因で要支援・要介護認定を受けたときに介護サービスを受けることができます。

### (3) 第1号被保険者の要支援・要介護認定状況の推移

年 度		平 成 24 年度	平 成 25 年度	平 成 26 年度	平 成 27 年度	平 成 28 年度	平 成 29 年度
前期高齢者 (65歳~74歳)	認定者数(人)	1,233	1,311	1,284	1,348	1,421	1,417
	人数(人)	27,677	28,836	30,035	30,459	30,248	29,759
	認定割合(%)	4.5	4.5	4.3	4.4	4.7	4.8
後期高齢者 (75歳以上)	認定者数(人)	5,782	6,126	6,354	6,801	7,223	7,720
	人数(人)	18,801	19,871	20,916	22,329	24,029	25,597
	認定割合(%)	30.8	30.8	30.4	30.5	30.1	30.2

\*各年度10月1日時点

### (4) 世帯状況の推移(国勢調査より)

年 度	平 成 7 年度	平 成 12 年度	平 成 17 年度	平 成 22 年度	平 成 27 年度
人口(人)	203,933	212,761	221,220	228,186	232,922
世帯数(世帯)	77,383	84,382	91,001	97,244	102,020
世帯人員(人)	2.64	2.52	2.43	2.35	2.28

### (5) 要支援・要介護認定を受けている認知症高齢者の推移

年 度	平 成 25 年度	平 成 26 年度	平 成 27 年度	平 成 28 年度	平 成 29 年度
認知症高齢者数(人)※	1,833	2,063	2,324	2,486	2,681

※認知症高齢者…要支援・要介護認定者のうち、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意すれば自立できる状態の「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ(認定申請時の主治医意見書に記載があるもの)」以上の高齢者

## 第3章 計画の基本的な方向性

### 1 基本理念・基本目標

■計画期間 平成30年度～平成32年度（3か年）

■基本理念 一人ひとりがいつまでも元気でいられるまち

※大和市の最上位計画である第8次大和市総合計画の基本目標1を理念とします。

■基本目標

第7期計画では、国の方針や大和市の地域性を踏まえた上で地域の力を引き出し、大和市らしい施策・取組を実践していくために、以下の2つを基本目標とし、それぞれの施策体系を設定します。

#### 第7期計画の基本目標と施策体系

##### 1 元気にいつまでも住み続けられるまち（地域包括ケアシステムの深化・推進）

施策体系1-1 生きがいや張り合いを持って暮らせるような取組を拡充します

施策体系1-2 健康づくり・介護予防に取り組みます

施策体系1-3 安心して暮らせる環境づくりを進めます

施策体系1-4 認知症を理解し、認知症の人が地域で安心して生活できるよう支援します

施策体系1-5 権利が守られる環境を整備します

施策体系1-6 在宅医療・介護の連携強化を図ります

施策体系1-7 我が事・丸ごとの地域づくりを進めます

##### 2 安心して介護保険サービスを利用できるまち

施策体系2-1 要介護認定の適正化を図ります

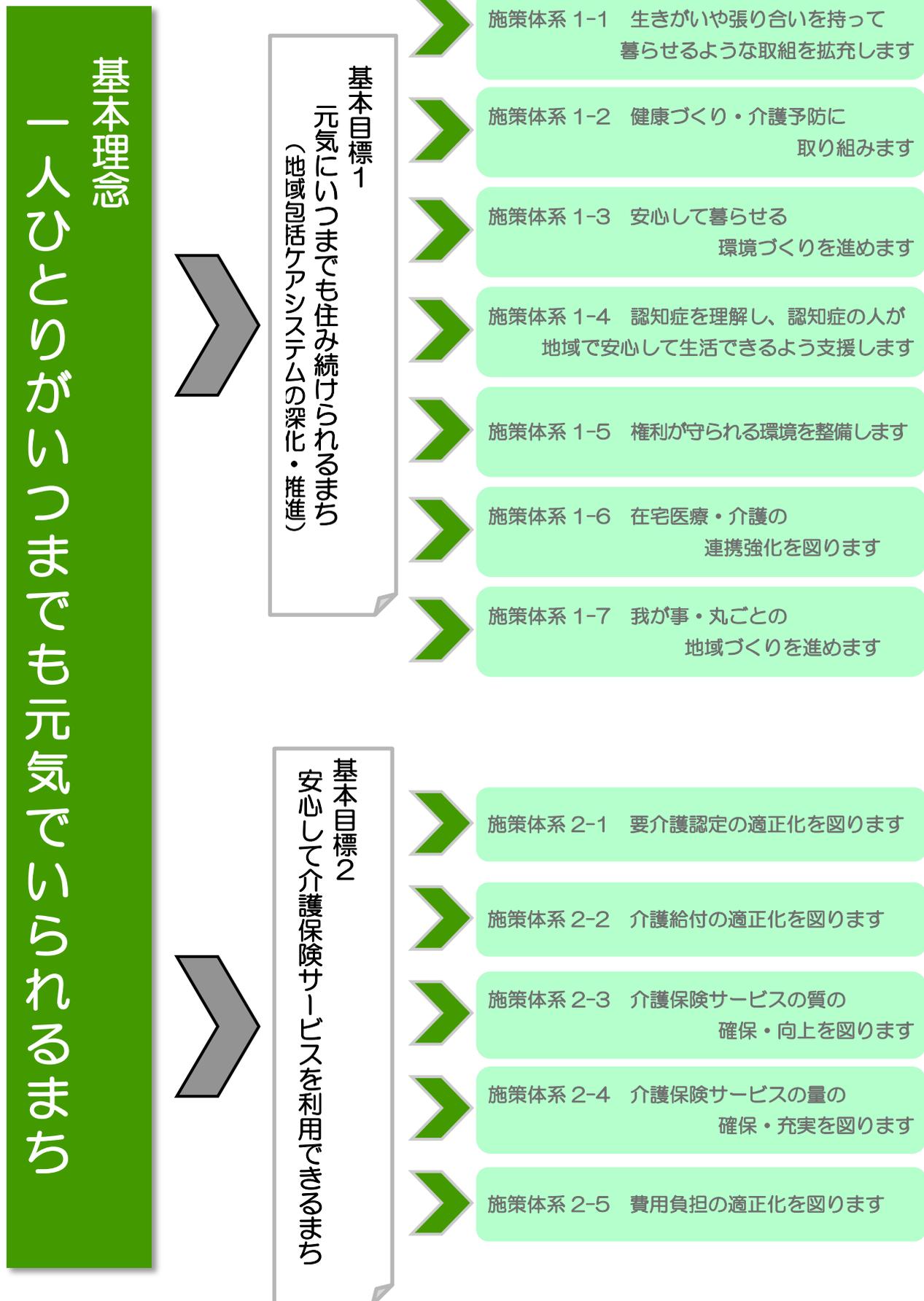
施策体系2-2 介護給付の適正化を図ります

施策体系2-3 介護保険サービスの質の確保・向上を図ります

施策体系2-4 介護保険サービスの量の確保・充実を図ります

施策体系2-5 費用負担の適正化を図ります

## 2 施策体系図



各施策の方向性

1-1-1：高齢者が活躍できる場や機会の提供【重点施策】 1-1-2：高齢者のための居場所づくり・生きがいづくり

1-2-1：健康診査・各種検診等の充実 1-2-2：各種健康づくり事業の充実

1-2-3：介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）の充実【重点施策】

1-2-4：介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業）の充実【重点施策】

1-3-1：地域における見守り体制・ネットワークの構築 1-3-2：地域包括支援センターの機能強化【重点施策】

1-3-3：高齢者の住まいに関する支援の充実 1-3-4：日常生活への支援

1-3-5：家族介護支援サービスの充実

1-4-1：認知症に対する理解の促進【重点施策】

1-4-2：早期発見・早期対応に向けた体制の整備【重点施策】

1-4-3：認知症の本人と家族等の介護者に対する支援【重点施策】

1-5-1：高齢者の権利擁護・虐待防止の推進

1-5-2：成年後見制度の利用促進

1-6-1：在宅医療・介護の連携強化【重点施策】

1-7-1：地域共生社会の実現に向けた取組

2-1-1：要支援・要介護の認定の適正化【重点施策】

2-2-1：介護給付の適正化【重点施策】

2-3-1：介護従事者の確保と育成【重点施策】

2-3-2：介護保険サービスの質の確保・向上

2-4-1：介護保険施設等の整備

2-5-1：公平で安定的な介護保険の運営

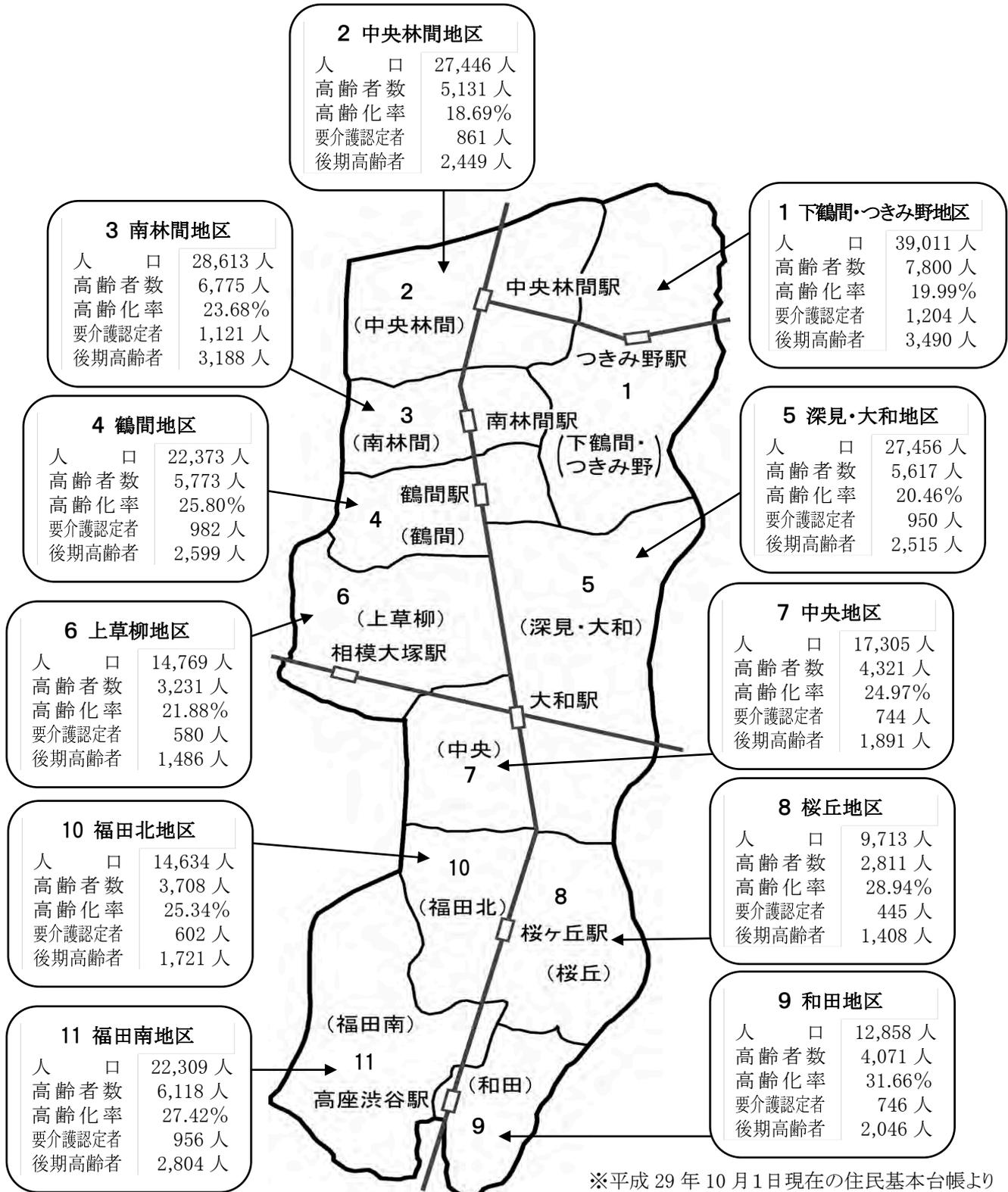
■2025 年度以降の高齢化社会に備えるため、高齢者の自立支援・重度化防止に向け重点的に取り組むべき施策を【重点施策】として位置付けています。

### 3 日常生活圏域の設定

市域を「地理的条件」、「人口」、「交通事情その他社会的条件」などを勘案して身近な生活圏で分けしたものを『日常生活圏域』といいます。

本市では、日常生活圏域を民生委員児童委員の地区割に合わせて11地区に区分しています。

地区ごとに人口や高齢化率などの地域特性があることから、この地域特性を日常生活圏域ごとに把握した上で、住み慣れた地域で暮らせるための高齢者施策を考える必要があります。

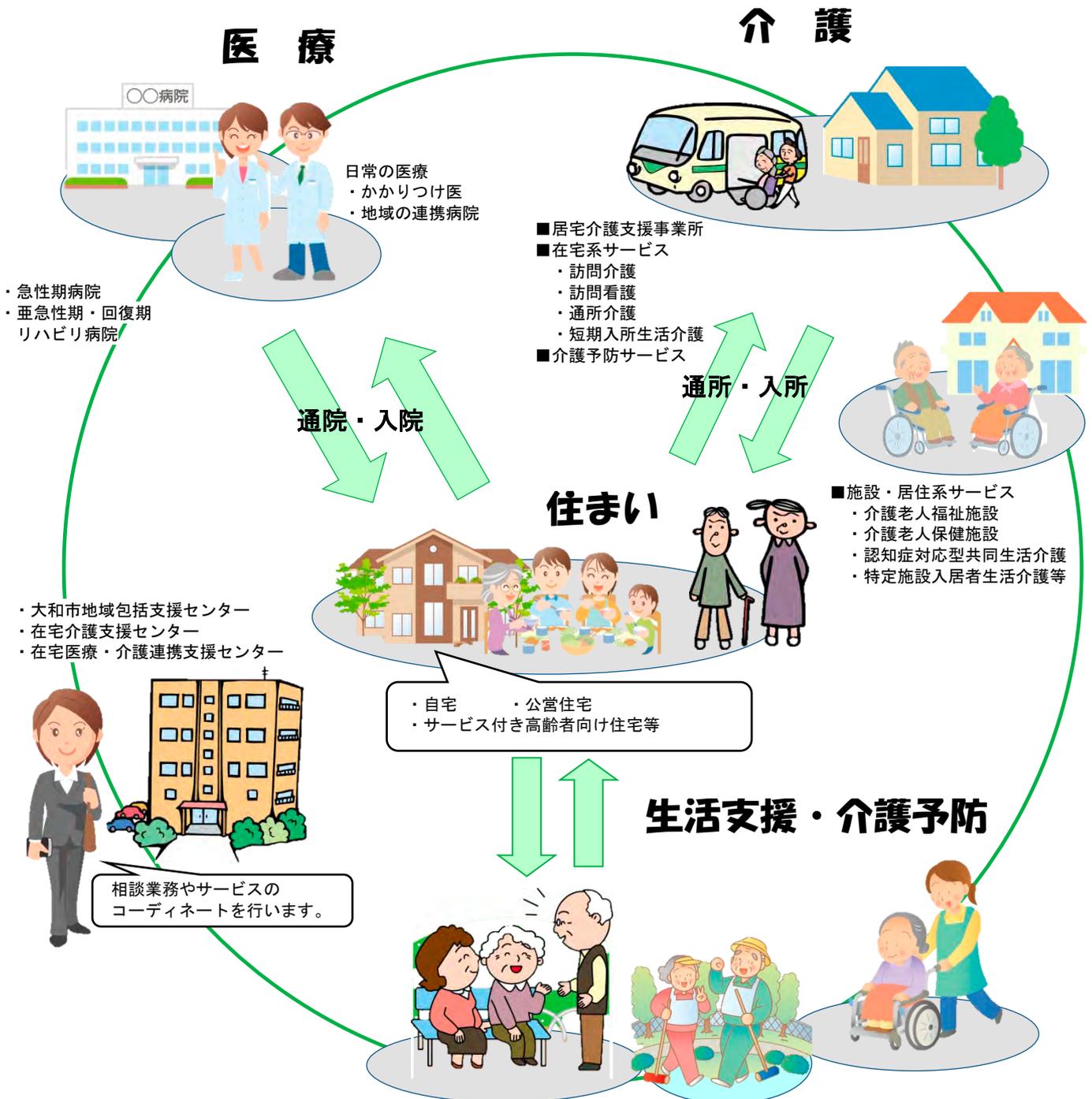


### 地域包括ケアシステムのイメージ図

地域包括ケアシステムは、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のことであります。

保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要とされています。

【地域包括ケアシステム（大和市）】



市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、シルバー人材センター、自治会、老人クラブ、ボランティア、NPO、民生委員・児童委員、認知症サポーター、企業等

## 第4章 施策の展開

### 基本目標1

元気にいつまでも住み続けられるまち  
(地域包括ケアシステムの深化・推進)

住みなれたまちで、いつまでも元気に生活していくためには、高齢福祉に関する取組を図るほか、地域包括ケアシステムの深化・推進が必須です。大和市では、高齢者のための居場所や生きがいづくり、健康づくりに役立つ介護予防を推進していきます。

**施策体系1-1**  
【生きがいづくり】

**生きがいや張り合いを持って暮らせるような取組を拡充します**

#### 《現状》

少子化、核家族化とともに高齢化が進み、高齢化率は、大和市においても平成25年に21%超（超高齢社会）となり、現在では23%を超え、増加し続けています。約4人に1人が高齢者という現状の中、高齢者がいきいきと過ごせる場として、生涯学習の場である“大和市民大学”、高齢者が自主的に活動する“ゆめクラブ大和（大和市老人クラブ連合会）”や様々なサークル活動、居場所として活用されている“ひまわりサロン”や“ミニサロン”等の事業を行っています。また、地域住民同士の支え合い活動を進める仕組みづくり（生活支援体制整備）を推進しています。

#### 《課題》

団塊の世代も高齢者になり、これまでの“高齢者”＝“支えられる人”という考え方ではなく、“高齢者”＝“支える側の人材”としての活躍が期待され、お互いに支え合う社会が求められています。また、高齢者が培ってきた経験や知識を活かして、皆が生きがいを感じながら、いきいきと活躍できる機会を増やしていくことが求められています。

#### 《目標》

身近なところに自分らしく過ごせる居場所があり、生きがいを感じながらいきいきと生活することに加え、多くの高齢者が“支えられる側”でなく“支える側”として活躍し、お互いに支え合っている。

◆施策1-1-1：高齢者が活躍できる場や機会の提供 **《充実》**【重点施策】

地域には様々な経験や技術、知識を持つ人々が暮らしています。これからの時代は、その能力を発揮して、支える側の人材としての活躍や生きがい、張り合いを持って生活を送ることができるように様々な共助の仕組み、環境を整備していきます。

◎：市の事業、○：市以外の事業

事業・取組の名称	具体的な内容																
<p>◎生活支援体制整備 (協議体<sup>※1</sup>の設置・ 地域支え合い推進員<sup>※2</sup>の配置) <u>【高齢福祉課】</u></p>	<p>生活支援サービスの充実に向けて、住民主体による家事援助や見守り、外出支援などの担い手として、高齢者が活躍できる仕組みづくりを促進します。</p> <p>【第2層協議体設置数(累計) 実績】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90EE90;">年 度</th> <th style="background-color: #90EE90;">箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>2箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>＊平成29年度は、平成30年1月末現在の実績です。</p> <p>【第2層協議体設置数(累計) 目標】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90EE90;">年 度</th> <th style="background-color: #90EE90;">箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>5箇所</td> </tr> <tr> <td>平成31年度</td> <td>6箇所</td> </tr> <tr> <td>平成32年度</td> <td>7箇所</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	箇所数	平成29年度	2箇所	年 度	箇所数	平成30年度	5箇所	平成31年度	6箇所	平成32年度	7箇所				
年 度	箇所数																
平成29年度	2箇所																
年 度	箇所数																
平成30年度	5箇所																
平成31年度	6箇所																
平成32年度	7箇所																
<p>◎シルバー人材センター<sup>※3</sup>支援 <u>【高齢福祉課】</u></p>	<p>高齢者の経験と能力を生かし、生きがいとして働く機会を提供している公益社団法人大和市シルバー人材センター(愛称：はつらつ Yamato)の運営を支援します。会員数、並びに職域の拡大を積極的に図り、地域のニーズに即応したサービスが提供されるよう調整を行います。</p> <p>【シルバー人材センター会員数 実績】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90EE90;">年 度</th> <th style="background-color: #90EE90;">会員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度</td> <td>902人</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>978人</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>939人</td> </tr> </tbody> </table> <p>＊平成29年度は、平成30年1月末現在の実績です。</p> <p>【シルバー人材センター会員数 目標】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90EE90;">年 度</th> <th style="background-color: #90EE90;">会員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>1,013人</td> </tr> <tr> <td>平成31年度</td> <td>1,024人</td> </tr> <tr> <td>平成32年度</td> <td>1,035人</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	会員数	平成27年度	902人	平成28年度	978人	平成29年度	939人	年 度	会員数	平成30年度	1,013人	平成31年度	1,024人	平成32年度	1,035人
年 度	会員数																
平成27年度	902人																
平成28年度	978人																
平成29年度	939人																
年 度	会員数																
平成30年度	1,013人																
平成31年度	1,024人																
平成32年度	1,035人																

※1 協議体…高齢者を支える地域の活動を行っている地区社会福祉協議会、自治会、老人クラブ、民生委員児童委員、シルバー人材センター、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、民間企業、協同組合等による組織で、多様なサービスの提供体制を構築し、生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進します。

※2 地域支え合い推進員…資源開発やネットワークの構築など、協議体の活動の中核的な役割を担います。「生活支援コーディネーター」ともいいます。

※3 シルバー人材センター…大和市シルバー人材センターは、働く意欲のある高齢の方が、臨時的かつ短期的な就業等の機会を通じて地域社会に貢献するとともに、自らの生きがいを見出すことを目的とするセンターです。市内在住の60歳以上の人であれば、入会(登録)できます。

事業・取組の名称	具体的な内容																																
<p>◎介護予防ポイント事業 <u>【高齢福祉課】</u></p>	<p>特別養護老人ホーム等でのお手伝い等の活動にポイントを付与し、そのポイントを現金（1年度 30,000 円を上限）に交換、又は施設に寄附することができる制度です。今後、活躍の場を拡大し、多くの人の参加を推進します。</p> <p style="text-align: center;">【介護予防ポイント事業登録者 実績】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90EE90;">年 度</th> <th style="background-color: #90EE90;">登録人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>161 人 (145 人)</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>175 人 (160 人)</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>196 人 (175 人)</td> </tr> </tbody> </table> <p>* ( ) 内は、計画時の目標値です。 *平成 29 年度は、平成 30 年 2 月末現在の実績です。</p> <p style="text-align: center;">【介護予防ポイント事業登録者 目標】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90EE90;">年 度</th> <th style="background-color: #90EE90;">登録人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>214 人</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年度</td> <td>234 人</td> </tr> <tr> <td>平成 32 年度</td> <td>256 人</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	登録人数	平成 27 年度	161 人 (145 人)	平成 28 年度	175 人 (160 人)	平成 29 年度	196 人 (175 人)	年 度	登録人数	平成 30 年度	214 人	平成 31 年度	234 人	平成 32 年度	256 人																
年 度	登録人数																																
平成 27 年度	161 人 (145 人)																																
平成 28 年度	175 人 (160 人)																																
平成 29 年度	196 人 (175 人)																																
年 度	登録人数																																
平成 30 年度	214 人																																
平成 31 年度	234 人																																
平成 32 年度	256 人																																
<p>◎介護予防サポーター※養成事業 <u>【高齢福祉課】</u></p>	<p>介護予防サポーター（認知症サポーターも含む）を養成し、介護予防と認知症についての正しい知識を持つ市民を増やし、地域包括支援センターとともに地域における介護予防活動を推進します。</p> <p style="text-align: center;">【介護予防サポーター講座 実績】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90EE90;">年 度</th> <th style="background-color: #90EE90;">実数</th> <th style="background-color: #90EE90;">延べ人数</th> <th style="background-color: #90EE90;">修了証発行者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>166 人</td> <td>725 人</td> <td>87 人</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>139 人</td> <td>632 人</td> <td>83 人</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>170 人</td> <td>781 人</td> <td>102 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>*平成 29 年度は、平成 30 年 2 月末現在の実績です。</p> <p style="text-align: center;">【介護予防サポーター講座 目標】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90EE90;">年 度</th> <th style="background-color: #90EE90;">実数</th> <th style="background-color: #90EE90;">延べ人数</th> <th style="background-color: #90EE90;">修了証発行者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>160 人</td> <td>720 人</td> <td>90 人</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年度</td> <td>160 人</td> <td>720 人</td> <td>90 人</td> </tr> <tr> <td>平成 32 年度</td> <td>160 人</td> <td>720 人</td> <td>90 人</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	実数	延べ人数	修了証発行者	平成 27 年度	166 人	725 人	87 人	平成 28 年度	139 人	632 人	83 人	平成 29 年度	170 人	781 人	102 人	年 度	実数	延べ人数	修了証発行者	平成 30 年度	160 人	720 人	90 人	平成 31 年度	160 人	720 人	90 人	平成 32 年度	160 人	720 人	90 人
年 度	実数	延べ人数	修了証発行者																														
平成 27 年度	166 人	725 人	87 人																														
平成 28 年度	139 人	632 人	83 人																														
平成 29 年度	170 人	781 人	102 人																														
年 度	実数	延べ人数	修了証発行者																														
平成 30 年度	160 人	720 人	90 人																														
平成 31 年度	160 人	720 人	90 人																														
平成 32 年度	160 人	720 人	90 人																														

※ 介護予防サポーター…介護予防の知識や技術を持ち、自らの地域における介護予防に関する活動を行います。

事業・取組の名称	具体的な内容																														
<p>◎認知症サポーター*養成事業 <u>【高齢福祉課】</u></p>	<p>認知症の人とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが出来るよう、認知症の人の気持ちや症状を理解するとともに、認知症の人を地域で支える認知症サポーターを養成します。</p> <p style="text-align: center;">【認知症サポーター養成講座 実績】</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90EE90;">年 度</th> <th style="background-color: #90EE90;">開催数</th> <th style="background-color: #90EE90;">参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>77 回 (40 回)</td> <td>2,872 人 (800 人)</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>73 回 (40 回)</td> <td>1,988 人 (800 人)</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>40 回 (40 回)</td> <td>1,812 人 (800 人) 延べ 11,415 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>* ( ) 内は、計画時の目標値です。 *平成 29 年度は、平成 30 年 2 月末現在の実績です。</p> <p style="text-align: center;">【認知症サポーター養成講座 目標】</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90EE90;">年 度</th> <th style="background-color: #90EE90;">開催数</th> <th style="background-color: #90EE90;">延べ参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>70 回</td> <td>2,000 人</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年度</td> <td>70 回</td> <td>2,000 人</td> </tr> <tr> <td>平成 32 年度</td> <td>70 回</td> <td>2,000 人</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	開催数	参加人数	平成 27 年度	77 回 (40 回)	2,872 人 (800 人)	平成 28 年度	73 回 (40 回)	1,988 人 (800 人)	平成 29 年度	40 回 (40 回)	1,812 人 (800 人) 延べ 11,415 人	年 度	開催数	延べ参加人数	平成 30 年度	70 回	2,000 人	平成 31 年度	70 回	2,000 人	平成 32 年度	70 回	2,000 人						
年 度	開催数	参加人数																													
平成 27 年度	77 回 (40 回)	2,872 人 (800 人)																													
平成 28 年度	73 回 (40 回)	1,988 人 (800 人)																													
平成 29 年度	40 回 (40 回)	1,812 人 (800 人) 延べ 11,415 人																													
年 度	開催数	延べ参加人数																													
平成 30 年度	70 回	2,000 人																													
平成 31 年度	70 回	2,000 人																													
平成 32 年度	70 回	2,000 人																													
<p>◎認知症サポーター育成ステップアップ講座 <u>【高齢福祉課】</u></p>	<p>認知症サポーター養成講座受講済みの方を対象に、認知症の人や家族の気持ち、症状等への理解をさらに深めるとともに、地域での活動例を紹介し、自主的な活動につながることを目的に講座を開催します。受講者を市、活動エリアの地域包括支援センターに登録します。</p> <p style="text-align: center;">【認知症サポーター育成ステップアップ講座 実績】</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90EE90;">年 度</th> <th style="background-color: #90EE90;">開催数</th> <th style="background-color: #90EE90;">参加人数</th> <th style="background-color: #90EE90;">修了証 発行者数</th> <th style="background-color: #90EE90;">交流会 参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>2 回</td> <td>78 人</td> <td>69 人</td> <td>36 人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">【認知症サポーター育成ステップアップ講座 目標】</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90EE90;">年 度</th> <th style="background-color: #90EE90;">開催数</th> <th style="background-color: #90EE90;">参加人数</th> <th style="background-color: #90EE90;">修了証 発行者数</th> <th style="background-color: #90EE90;">交流会 参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>2 回</td> <td>80 人</td> <td>70 人</td> <td>35 人</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年度</td> <td>2 回</td> <td>80 人</td> <td>70 人</td> <td>35 人</td> </tr> <tr> <td>平成 32 年度</td> <td>2 回</td> <td>80 人</td> <td>70 人</td> <td>35 人</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	開催数	参加人数	修了証 発行者数	交流会 参加者数	平成 29 年度	2 回	78 人	69 人	36 人	年 度	開催数	参加人数	修了証 発行者数	交流会 参加者数	平成 30 年度	2 回	80 人	70 人	35 人	平成 31 年度	2 回	80 人	70 人	35 人	平成 32 年度	2 回	80 人	70 人	35 人
年 度	開催数	参加人数	修了証 発行者数	交流会 参加者数																											
平成 29 年度	2 回	78 人	69 人	36 人																											
年 度	開催数	参加人数	修了証 発行者数	交流会 参加者数																											
平成 30 年度	2 回	80 人	70 人	35 人																											
平成 31 年度	2 回	80 人	70 人	35 人																											
平成 32 年度	2 回	80 人	70 人	35 人																											
<p>◎認知症カフェ（やまとカフェ）ボランティア研修 <u>【高齢福祉課】</u></p>	<p>認知症サポーター養成講座受講済みの方で、認知症カフェ（やまとカフェ）にボランティアとして参加する方を対象に、認知症カフェの目的を学び、認知症についての理解を深めるため開催します。</p> <p style="text-align: center;">【認知症カフェ（やまとカフェ）ボランティア研修 実績】</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90EE90;">年 度</th> <th style="background-color: #90EE90;">開催数</th> <th style="background-color: #90EE90;">参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>1 回</td> <td>9 人</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>3 回</td> <td>20 人</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>3 回</td> <td>15 人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">【認知症カフェ（やまとカフェ）ボランティア研修 目標】</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90EE90;">年 度</th> <th style="background-color: #90EE90;">開催数</th> <th style="background-color: #90EE90;">参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>3 回</td> <td>15 人</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年度</td> <td>3 回</td> <td>15 人</td> </tr> <tr> <td>平成 32 年度</td> <td>3 回</td> <td>15 人</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	開催数	参加人数	平成 27 年度	1 回	9 人	平成 28 年度	3 回	20 人	平成 29 年度	3 回	15 人	年 度	開催数	参加人数	平成 30 年度	3 回	15 人	平成 31 年度	3 回	15 人	平成 32 年度	3 回	15 人						
年 度	開催数	参加人数																													
平成 27 年度	1 回	9 人																													
平成 28 年度	3 回	20 人																													
平成 29 年度	3 回	15 人																													
年 度	開催数	参加人数																													
平成 30 年度	3 回	15 人																													
平成 31 年度	3 回	15 人																													
平成 32 年度	3 回	15 人																													

\* 認知症サポーター…認知症の人とその家族が住み慣れた地域で暮らし続けることが出来るよう、認知症の人の気持ちや症状を理解するとともに、認知症の人を地域で支える役割を担います。

事業・取組の名称	具体的な内容
◎やまとボランティア総合案内所 <u>【市民活動課】</u>	ボランティア活動をしたい人に対して、ボランティアの心構えや基礎知識を伝えるとともに、市内ボランティアコーディネート組織を紹介します。また、希望する方には、メールマガジンなどにより、ボランティアに関する情報を提供します。
○やまとボランティアセンター <u>【社会福祉協議会】</u>	ボランティアを必要としている人の相談に応じ、ボランティアの調整や利用できるサービス機関・団体などを紹介します。また、ボランティア活動をしてみたいという人に、ボランティア活動へのきっかけづくりとなるような各種講座、大和の福祉課題や活動の現状について学びあう「地域福祉セミナーやまと」を開催します。
○ふれあいネットワーク事業 <u>【社会福祉協議会】</u>	市から受託した社会福祉協議会が、地区社会福祉協議会 <sup>※</sup> の活動（ふれあい訪問、ミニサロン、個別支援）の支援等を行います。 ふれあい訪問：独り暮らし高齢者に対して、地区社会福祉協議会のボランティアが定期的に訪問し、孤独や不安の解消に努めます。 ミニサロン：高齢者の閉じこもりや孤立を予防し、社会参加を促進すること等を目的として、地区社会福祉協議会が開催します。 個別支援：高齢者が抱える日常生活における困りごと（電球交換、庭木の剪定・草むしりなど）を支援します。
○ハローワーク	ハローワーク大和では、専門援助部門を設け、高齢者の職業相談や職業紹介を行います。

※ 地区社会福祉協議会…身近な福祉課題の解決に向けて、その地域で暮らす人たちが主体的に話し合い、取り組む地域福祉活動組織で、市内11地区に組織されています。

◆施策1-1-2：高齢者のための居場所づくり・生きがいくくり **《継続》**

ひまわりサロンやミニサロンをはじめ、高齢者が身近な場所で気軽に立ち寄れる居場所づくりを充実させ、より多くの高齢者が社会性を維持し、介護予防に取り組むことができるよう努めます。

◎：市の事業、○：市以外の事業

事業・取組の名称	具体的な内容								
<p>◎地域の居場所 【<u>高齢福祉課</u>】</p>	<p>核家族化の進展などにより、ひとり暮らしの高齢者等が増加する中、地域コミュニティの希薄化が進んでいます。大和市では、子どもから高齢者までが集まる地域福祉の拠点として地域の居場所『ぶらっと中央林間』『ぶらっと高座渋谷』を設置しています。運営は市が行い、仲間同士で話をしたり、作品を展示したり、お茶を飲んだりできる場とするほか、市職員が相談に対してアドバイスを行い、必要に応じて地域包括支援センターや市の法律・市民相談などの専門機関につなげます。また、平成28年11月に子どもから高齢者まで誰もが自由に利用できる交流空間『ぶらっと大和』を大和市文化創造拠点シリウス内に設置しました。</p> <p style="text-align: center;">【ぶらっと高座渋谷】</p> 								
<p>◎はり・きゅう・ マッサージ治療費助成 【<u>高齢福祉課</u>】</p>	<p>健康増進を目的として、大和市に住民登録をしている75歳以上の人に、はり・きゅう・マッサージの受療助成券を交付します。保険診療外の施術に対して、指定の治療院における施術一回あたり1,500円、年6回まで助成します。</p> <p style="text-align: center;">【はり・きゅう・マッサージ受療助成券交付 実績】</p> <table border="1" data-bbox="802 1592 1222 1749"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>交付人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度</td> <td>2,340人</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>2,423人</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>2,334人</td> </tr> </tbody> </table> <p>*平成29年度は、平成30年1月末現在の実績です。</p>	年 度	交付人数	平成27年度	2,340人	平成28年度	2,423人	平成29年度	2,334人
年 度	交付人数								
平成27年度	2,340人								
平成28年度	2,423人								
平成29年度	2,334人								

事業・取組の名称	具体的な内容												
<p>◎老人クラブ育成支援 <u>【高齢福祉課】</u></p>	<p>自らの健康づくりと、充実した生活を送ることを目指して活動している老人クラブ<sup>※1</sup>に対し、ゆめクラブ大和<sup>※2</sup>を通じて活動を支援します。</p> <p style="text-align: center;"><b>【ゆめクラブ大和活動支援 実績】</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90EE90;">年 度</th> <th style="background-color: #90EE90;">クラブ数</th> <th style="background-color: #90EE90;">会員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>86 団体</td> <td>4,921 人</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>86 団体</td> <td>4,737 人</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>88 団体</td> <td>4,653 人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">*平成29年度は、平成30年1月末現在の実績です。</p>	年 度	クラブ数	会員数	平成 27 年度	86 団体	4,921 人	平成 28 年度	86 団体	4,737 人	平成 29 年度	88 団体	4,653 人
年 度	クラブ数	会員数											
平成 27 年度	86 団体	4,921 人											
平成 28 年度	86 団体	4,737 人											
平成 29 年度	88 団体	4,653 人											
<p>◎老人集会所の指定 <u>【高齢福祉課】</u></p>	<p>高齢者のいこいの場を確保するため、市が老人クラブなどからの申請を受け、自治会館等を「老人集会所」として指定し、助成金を交付しています。</p>												
<p>◎敬老祝品支給事業 <u>【高齢福祉課】</u></p>	<p>大和市に住民登録をしている高齢者に敬意と感謝を表し、長寿を祝して、基準日（9月15日）に88歳、90歳、95歳、99歳、100歳以上の方に敬老祝品を贈呈します。</p>												
<p>◎生きがいづくりバス 借上げ料助成 <u>【高齢福祉課】</u></p>	<p>生きがいづくり活動の支援を目的に市内在住の60歳以上の方が20名以上で民間バスを借上げて活動する際に、バス借上げ料の助成を行います。</p>												
<p>◎老人福祉センター運営事業 <u>【高齢福祉課】</u></p>	<p>高齢者の生きがいづくりと交流活動の場として、保健福祉センター3階に老人福祉センターを設置しています。老人福祉センターは60歳以上の方が趣味やレクリエーションなどの活動を通じ、教養の向上と健康の増進を図るための施設です。各種サークル活動や憩いのための部屋、入浴施設、健康器具などがあります。</p>												
<p>◎福寿カード <u>【高齢福祉課】</u></p>	<p>大和市に住民登録をしている65歳以上の方に、高齢者入浴サービスや老人福祉センター等を利用できる福寿カードを発行しています。福寿カードの提示により、老人福祉センター、高齢者入浴サービスが利用できます。その他、柳橋ふれあいプラザにある浴場も開放日（1, 8, 18, 28日）に無料で利用することができます。</p>												
<p>◎高齢者入浴サービス <u>【高齢福祉課】</u></p>	<p>高齢者の外出機会の創出、入浴と語らいの場として、市内の公衆浴場を月3回の開放日（6・16・26日）に無料で利用することができます。※福寿カードの提示が必要</p> <p style="text-align: center;"><b>【高齢者入浴サービス 実績】</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90EE90;">年 度</th> <th style="background-color: #90EE90;">浴場数</th> <th style="background-color: #90EE90;">延べ利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>3 か所</td> <td>12,397 人</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>3 か所</td> <td>11,761 人</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>3 か所</td> <td>5,749 人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">*平成29年度は、平成29年9月末現在の実績です。</p>	年 度	浴場数	延べ利用者数	平成 27 年度	3 か所	12,397 人	平成 28 年度	3 か所	11,761 人	平成 29 年度	3 か所	5,749 人
年 度	浴場数	延べ利用者数											
平成 27 年度	3 か所	12,397 人											
平成 28 年度	3 か所	11,761 人											
平成 29 年度	3 か所	5,749 人											
<p>◎高齢者福祉農園 <u>【高齢福祉課】</u></p>	<p>土に親しみ、園芸や収穫の喜びを味わう場を提供するため、市が土地所有者と委託契約を交わし、老人クラブ等に利用を提供します。収穫した農作物は、市内の高齢者福祉施設に寄贈されています。</p>												

※1 老人クラブ…地域に住んでいる高齢者の福祉を目的とした組織。地域を基盤とする高齢者の任意団体。

※2 ゆめクラブ大和…神奈川県における「老人クラブ」の愛称で、「ゆめクラブ大和」は「大和市老人クラブ連合会」の愛称。概ね60歳以上の方が、健康づくりや生きがいづくり、奉仕活動などに取り組んでいる団体。

事業・取組の名称	具体的な内容																								
◎大和市民大学（旧のぎく大学） <u>【高齢福祉課】</u>	余暇の活用と仲間づくりの機会の提供を目的として、60歳以上の市民を対象に生涯学習の講座を開講します。毎回、多くの市民が参加し、受講後の参加者が自主的にサークル活動を開始するなど、生きがいを創出する機会となっています。																								
◎大和市民大学 <u>【図書・学び交流課】</u>	歴史、芸術、科学など、様々なテーマの専門的な内容を、系統的・継続的に学習できる講座を開催します。																								
◎やまと生涯学習 ねっとわあく制度 <u>【図書・学び交流課】</u>	学びたい人には講師を紹介し、学んだことを活かしたい人には講師として登録してもらい、お互いに教えあい学びあう、様々な学習意欲に応える制度です。																								
◎やまと生涯学習出前講座 「どこでも講座」 <u>【図書・学び交流課】</u>	市内の公共施設等に市職員が出向き、高齢福祉サービスなど行政に関する講座を無料でお届けします。																								
◎ご近所のお茶飲み会 「茶OH！（ちゃお）」 <u>【健康福祉総務課】</u>	「茶OH！」とは、地域での支え合いや助け合いの基礎となる顔の見える関係作りを目的として、自宅や集会場等に近隣の住民が集まって、お茶を飲みながらおしゃべりをする場のことです。「茶OH！」を実施する方に対して、チラシ作成の協力や情報提供などを行います。																								
◎ひまわりサロン <u>【健康づくり推進課】</u>	<p>要介護認定を受けていない65歳以上の方が、レクリエーションを通じて地域の方と交流を図りながら、転倒予防、認知症等の介護予防に関する内容を織り交ぜ、触れ合い、笑い、運動する場を、社会福祉協議会への委託により開催します。</p> <p style="text-align: center;">【ひまわりサロン 実績】</p> <table border="1" data-bbox="679 1261 1347 1417"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>開催数</th> <th>延べ参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度</td> <td>548回</td> <td>12,132人</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>571回</td> <td>11,603人</td> </tr> <tr> <td>平成29年度（見込）</td> <td>570回</td> <td>11,602人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">【ひまわりサロン 目標】</p> <table border="1" data-bbox="679 1469 1347 1626"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>開催数</th> <th>延べ参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>573回</td> <td>12,000人</td> </tr> <tr> <td>平成31年度</td> <td>573回</td> <td>12,000人</td> </tr> <tr> <td>平成32年度</td> <td>573回</td> <td>12,000人</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	開催数	延べ参加人数	平成27年度	548回	12,132人	平成28年度	571回	11,603人	平成29年度（見込）	570回	11,602人	年 度	開催数	延べ参加人数	平成30年度	573回	12,000人	平成31年度	573回	12,000人	平成32年度	573回	12,000人
年 度	開催数	延べ参加人数																							
平成27年度	548回	12,132人																							
平成28年度	571回	11,603人																							
平成29年度（見込）	570回	11,602人																							
年 度	開催数	延べ参加人数																							
平成30年度	573回	12,000人																							
平成31年度	573回	12,000人																							
平成32年度	573回	12,000人																							
○（再掲） ふれあいネットワーク事業 <u>【社会福祉協議会】</u>	市から受託した大和市社会福祉協議会が、地区社会福祉協議会の活動（ふれあい訪問、ミニサロン、個別支援）の支援等を行います。ミニサロン：高齢者の閉じこもりや孤立を予防し、社会参加を促進すること等を目的として、地区社会福祉協議会が開催します。																								

**施策体系 1 - 2**  
**【健康づくり、介護予防】**

**健康づくり、介護予防に取り組みます**

《現状》

健康な身体を保つことは、自立した生活を送るうえで、とても大きな要素となります。しかし、当計画策定のための実態調査結果（一般高齢者）によれば、市の健康診査を受けている人は約6割であり、治療中の病気では約4割の人が高血圧を患っていると回答しています。そして、治療中の病気がないと回答したのは約2割に留まりました。

また、介護保険法の改正により、一般高齢者や要支援状態になる可能性の高い高齢者、要支援認定者を対象に、地域の実情に応じて、効果的かつ効率的に実施できる介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を開始しました。

《課題》

自覚症状はなく、健康診査の検査結果に異常がある場合、また、自覚症状はあっても検査結果に異常がない場合等、病気ではないが、健康でもない状態をそのままにせず、医療機関を受診することが大切です。そのためには、高齢者一人ひとりが日ごろの検診、定期的な健康診査を受けて自分の身体の状態を把握することが求められています。

また、高齢者の様々なニーズに対応した多様なサービスを提供するため、介護保険事業者、NPO法人、地域福祉組織等が各役割に基づき支援する仕組みづくりが必要です。同時に、多くの人が介護予防に取り組むためには、身近な場所で気軽に行えることが大切です。

《目標》

高齢者が健康でいられるよう、自分自身の身体状況を把握し、それに見合った適切な行動をとること。また、多様なニーズに対応した介護予防・生活支援サービスを通じ、高齢者自身が自立した生活を送っている。

◆施策1-2-1：健康診査・各種検診等の充実 **《充実》**

大和市医師会をはじめとする関係機関と連携し、特定健康診査やがん検診等の各種検診を実施するとともに、感染症予防に努めます。

◎：市の事業

事業・取組の名称	具体的な内容																																																
◎特定健康診査 【保険年金課】	特定健康診査は、40歳以上の国保加入者を対象にメタボリックシンドロームに着目した健康診査です。内臓脂肪の蓄積を把握することにより、糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病の予防を図ることを目的としています。費用は1,200円。 ※70歳以上の方、市県民税非課税世帯の方は無料。																																																
◎長寿健康診査 【保険年金課】	75歳以上の後期高齢者医療制度加入者を対象とした健康診査です。内容は特定健診と同様です。費用は70歳以上の方は無料。 ※70歳未満の方は1,200円、市県民税非課税世帯の方は無料。																																																
◎各種がん検診 【健康づくり推進課】	<p>協力医療機関で受診する施設がん検診と市内公共施設において検診バスで受診する集団がん検診があります。がん検診の項目は、肺がん、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がんです。対象者には、世帯ごとに「がん検診受診カード」を毎年3月下旬に送付しています。受診カード同封の「がん検診受診ガイド」で受診方法などを説明しています。</p> <p>検診内容により自己負担費用が異なります。 ※次のいずれかに該当する方は、自己負担が免除(無料)になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該年度70歳以上の方</li> <li>・中国残留邦人等の支援給付を受けている方</li> <li>・生活保護世帯の方</li> <li>・市県民税非課税の方</li> </ul> <p style="text-align: center;">【平成27年度がん健診実績】</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>受診者数 (内65歳以上)</th> <th>種別</th> <th>受診者数 (内65歳以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>肺がん</td> <td>13,150人(8,859人)</td> <td>乳がん</td> <td>11,232人(3,602人)</td> </tr> <tr> <td>胃がん</td> <td>13,971人(8,920人)</td> <td>子宮がん</td> <td>10,935人(2,546人)</td> </tr> <tr> <td>大腸がん</td> <td>15,794人(10,135人)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">【平成28年度がん健診実績】</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>受診者数 (内65歳以上)</th> <th>種別</th> <th>受診者数 (内65歳以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>肺がん</td> <td>13,914人(9,593人)</td> <td>乳がん</td> <td>12,405人(3,839人)</td> </tr> <tr> <td>胃がん</td> <td>14,723人(9,484人)</td> <td>子宮がん</td> <td>11,651人(2,656人)</td> </tr> <tr> <td>大腸がん</td> <td>15,488人(10,525人)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">【平成29年度がん健診実績】</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>受診者数 (内65歳以上)</th> <th>種別</th> <th>受診者数 (内65歳以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>肺がん</td> <td>12,444人(9,251人)</td> <td>乳がん</td> <td>9,292人(3,184人)</td> </tr> <tr> <td>胃がん</td> <td>12,874人(8,822人)</td> <td>子宮がん</td> <td>9,080人(2,132人)</td> </tr> <tr> <td>大腸がん</td> <td>13,513人(9,867人)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>* ( )内は、計画時の目標値です。 *平成29年度は、平成29年12月末現在の実績です。</p>	種別	受診者数 (内65歳以上)	種別	受診者数 (内65歳以上)	肺がん	13,150人(8,859人)	乳がん	11,232人(3,602人)	胃がん	13,971人(8,920人)	子宮がん	10,935人(2,546人)	大腸がん	15,794人(10,135人)			種別	受診者数 (内65歳以上)	種別	受診者数 (内65歳以上)	肺がん	13,914人(9,593人)	乳がん	12,405人(3,839人)	胃がん	14,723人(9,484人)	子宮がん	11,651人(2,656人)	大腸がん	15,488人(10,525人)			種別	受診者数 (内65歳以上)	種別	受診者数 (内65歳以上)	肺がん	12,444人(9,251人)	乳がん	9,292人(3,184人)	胃がん	12,874人(8,822人)	子宮がん	9,080人(2,132人)	大腸がん	13,513人(9,867人)		
種別	受診者数 (内65歳以上)	種別	受診者数 (内65歳以上)																																														
肺がん	13,150人(8,859人)	乳がん	11,232人(3,602人)																																														
胃がん	13,971人(8,920人)	子宮がん	10,935人(2,546人)																																														
大腸がん	15,794人(10,135人)																																																
種別	受診者数 (内65歳以上)	種別	受診者数 (内65歳以上)																																														
肺がん	13,914人(9,593人)	乳がん	12,405人(3,839人)																																														
胃がん	14,723人(9,484人)	子宮がん	11,651人(2,656人)																																														
大腸がん	15,488人(10,525人)																																																
種別	受診者数 (内65歳以上)	種別	受診者数 (内65歳以上)																																														
肺がん	12,444人(9,251人)	乳がん	9,292人(3,184人)																																														
胃がん	12,874人(8,822人)	子宮がん	9,080人(2,132人)																																														
大腸がん	13,513人(9,867人)																																																

事業・取組の名称	具体的な内容												
<p>◎成人歯科保健 <u>【健康づくり推進課】</u></p>	<p>歯を健康に保つことは、食べるという機能のためだけではなく、食事を舌で味わい、かむことによって脳に刺激を与え、喜びや生きる意欲を得ることができます。平成元年、厚生省（現・厚生労働省）と日本歯科医師会が「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という「8020運動」を提唱し、自治体、各種団体、企業、そして広く国民に呼びかけてきました。市では、正しい歯磨きと歯間清掃用具の使用の習慣づけや、定期的な健診を勧奨するため、大和歯科医師会と連携しながら、40、50、60、70歳の市民を対象に、毎年6月～11月に大和市内・綾瀬市内の各協力歯科医療機関で成人歯科健康診査を実施します。</p> <p style="text-align: center;">【成人歯科健康診査 実績】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #c8e6c9;">年 度</th> <th style="background-color: #c8e6c9;">受診者数 (内 70 歳以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>985 人(261 人)</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>1,070 人(408 人)</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>987 人(399 人)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">* ( ) 内は、計画時の目標値です。</p>	年 度	受診者数 (内 70 歳以上)	平成 27 年度	985 人(261 人)	平成 28 年度	1,070 人(408 人)	平成 29 年度	987 人(399 人)				
年 度	受診者数 (内 70 歳以上)												
平成 27 年度	985 人(261 人)												
平成 28 年度	1,070 人(408 人)												
平成 29 年度	987 人(399 人)												
<p>◎国民健康保険人間ドック助成事業 <u>【保険年金課】</u></p>	<p>大和市民国民健康保険加入者（1年以上継続して加入していて、市税等に滞納がない方）を対象に、被保険者の疾病予防及び早期発見を目的に、指定医療機関において実施される総合健康診断の検査コースのそれぞれの検査料に対し、個々に定められた助成を行います。</p>												
<p>◎後期高齢者人間ドック助成事業 <u>【保険年金課】</u></p>	<p>後期高齢者医療制度の被保険者で、保険料や市税等に滞納が無い方を対象に、被保険者の疾病予防及び早期発見を推進することを目的に、指定医療機関において実施される総合健康診断の検査コースのそれぞれの検査料に対し、個々に定められた助成を行います。</p>												
<p>◎感染症対策（予防接種） <u>【健康づくり推進課】</u></p>	<p>各種検診時における胸部レントゲン検査で、結核の早期発見を図ります。また、高齢者に対するインフルエンザや成人用肺炎球菌などの予防接種を実施するとともに、感染症に対する知識や予防対策などについての普及啓発を行い、感染症予防及び蔓延防止を図ります。</p> <p style="text-align: center;">【予防接種 実績】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #c8e6c9;">年 度</th> <th style="background-color: #c8e6c9;">インフルエンザ</th> <th style="background-color: #c8e6c9;">成人用肺炎球菌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>18,022 人</td> <td>4,151 人</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>18,886 人</td> <td>4,386 人</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>17,242 人</td> <td>2,086 人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">*平成 29 年度は、平成 29 年 12 月末現在の実績です。</p>	年 度	インフルエンザ	成人用肺炎球菌	平成 27 年度	18,022 人	4,151 人	平成 28 年度	18,886 人	4,386 人	平成 29 年度	17,242 人	2,086 人
年 度	インフルエンザ	成人用肺炎球菌											
平成 27 年度	18,022 人	4,151 人											
平成 28 年度	18,886 人	4,386 人											
平成 29 年度	17,242 人	2,086 人											

◆**施策1-2-2：各種健康づくり事業の充実** **《充実》**

大和市健康普及員<sup>※1</sup>や大和市食生活改善推進員<sup>※2</sup>等との連携のうえ、総合的な健康づくり事業を円滑に推進していきます。

◎：市の事業、○：市以外の事業

事業・取組の名称	具体的な内容																
◎健康相談  <u>【健康づくり推進課】</u>	<p>生活習慣病の発症・重症化の予防や心の健康、骨折や転倒予防等、介護予防に関する相談などに応じます。</p> <p>保健師、管理栄養士が電話や窓口等で、一人ひとりの生活や健康状態、ライフステージに合わせ、本人や家族も含めて健康管理ができるように、健康相談を随時実施しています。</p> <p style="text-align: center;">【健康相談 実績】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90EE90;">年 度</th> <th style="background-color: #90EE90;">延べ人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>6,558 人</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>6,964 人</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>6,903 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>*平成 29 年度は、平成 30 年 1 月末現在の実績です。</p> <p style="text-align: center;">【健康相談 目標】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90EE90;">年 度</th> <th style="background-color: #90EE90;">延べ人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>7,000 人</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年度</td> <td>7,000 人</td> </tr> <tr> <td>平成 32 年度</td> <td>7,000 人</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	延べ人数	平成 27 年度	6,558 人	平成 28 年度	6,964 人	平成 29 年度	6,903 人	年 度	延べ人数	平成 30 年度	7,000 人	平成 31 年度	7,000 人	平成 32 年度	7,000 人
年 度	延べ人数																
平成 27 年度	6,558 人																
平成 28 年度	6,964 人																
平成 29 年度	6,903 人																
年 度	延べ人数																
平成 30 年度	7,000 人																
平成 31 年度	7,000 人																
平成 32 年度	7,000 人																

※1 **大和市健康普及員**…各地域における心身の健康づくりに関するリーダー及び相談役として自治会から選出され、市内 11 地区で活動している。地域で開催する各種教室のほか、市保健福祉事業を通じて、健康づくりの情報提供や実践に向けた場を提供している。(詳細は 26 ページ)

※2 **大和市食生活改善推進員**…「大和市食生活改善推進員養成講座」を修了後に、ボランティア団体である同推進協議会に入会した人のこと。活動の内容は、同養成講座で学んだ栄養や生活習慣病予防、食品衛生に関する知識を基に、調理実習を開催したり、市内で開催される祭りや地域の行事に参加したりと多岐にわたる。(詳細は 26 ページ)

事業・取組の名称	具体的な内容																								
<p>◎健康教育 <u>【健康づくり推進課】</u></p>	<p>一人ひとりが自らの健康に対する課題を見つめ、生活習慣を見直してもらうため、健康に関する情報の提供に努めます。依頼健康教室や健康度見える化コーナーにおける健康教室を通して、市民の健康の向上を図るとともに、健康寿命を延伸することを目指します。</p> <p style="text-align: center;">【健康教育 実績】</p> <table border="1" data-bbox="730 477 1300 633"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>開催数</th> <th>延べ参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>311 回</td> <td>11,959 人</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>335 回</td> <td>13,772 人</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>365 回</td> <td>12,859 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>*平成29年度は、平成30年1月末現在の実績です。</p> <p style="text-align: center;">【健康教育 目標】</p> <table border="1" data-bbox="730 719 1300 875"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>開催数</th> <th>延べ参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>350 回</td> <td>13,000 人</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年度</td> <td>350 回</td> <td>13,000 人</td> </tr> <tr> <td>平成 32 年度</td> <td>350 回</td> <td>13,000 人</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	開催数	延べ参加人数	平成 27 年度	311 回	11,959 人	平成 28 年度	335 回	13,772 人	平成 29 年度	365 回	12,859 人	年 度	開催数	延べ参加人数	平成 30 年度	350 回	13,000 人	平成 31 年度	350 回	13,000 人	平成 32 年度	350 回	13,000 人
年 度	開催数	延べ参加人数																							
平成 27 年度	311 回	11,959 人																							
平成 28 年度	335 回	13,772 人																							
平成 29 年度	365 回	12,859 人																							
年 度	開催数	延べ参加人数																							
平成 30 年度	350 回	13,000 人																							
平成 31 年度	350 回	13,000 人																							
平成 32 年度	350 回	13,000 人																							
<p>◎健康手帳等による健康管理 <u>【健康づくり推進課】</u></p>	<p>日ごろの健康管理に活用してもらうため、40歳以上の市民を対象に特定健康診査や各種検診の結果、通院・服薬状況などが記入できる健康手帳を交付します。また、血圧の管理・記録に活用していただくために作成した、血圧手帳も配布しています。</p> <p style="text-align: center;">【健康手帳交付 実績】</p> <table border="1" data-bbox="826 1088 1204 1245"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>交付数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>691 冊</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>2,900 冊</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>1,829 冊</td> </tr> </tbody> </table> <p>*平成29年度は、平成30年1月末現在の実績です。</p>	年 度	交付数	平成 27 年度	691 冊	平成 28 年度	2,900 冊	平成 29 年度	1,829 冊																
年 度	交付数																								
平成 27 年度	691 冊																								
平成 28 年度	2,900 冊																								
平成 29 年度	1,829 冊																								
<p>◎特定保健指導 <u>【健康づくり推進課】</u></p>	<p>糖尿病や脂質異常症（高脂血症）、高血圧、高尿酸血症などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群を減少させるために、特定保健指導を必要とする人に対し、健診結果に応じて医師や保健師、管理栄養士などが指導します。</p> <p style="text-align: center;">【特定保健指導 実績】</p> <table border="1" data-bbox="826 1525 1204 1682"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>412 人</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>418 人</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>237 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>*平成29年度は、平成30年2月末現在の実績です。</p>	年 度	利用者数	平成 27 年度	412 人	平成 28 年度	418 人	平成 29 年度	237 人																
年 度	利用者数																								
平成 27 年度	412 人																								
平成 28 年度	418 人																								
平成 29 年度	237 人																								

事業・取組の名称	具体的な内容															
<p>◎保健師・管理栄養士等の 訪問指導・相談 <u>【健康づくり推進課】</u></p>	<p>健康診査後の事後指導や生活習慣病対策（糖尿病重症化予防）、介護予防（低栄養対策、認知機能低下防止、オーラルフレイル対策）を目的として、保健師・管理栄養士等が訪問による指導・相談を行います。地域で自立した生活を送ることができるよう、生活習慣病予防、介護予防に必要な情報を提供するとともに、保健・福祉・医療サービスを利用する際は、関係機関と連携して調整し、対象者に適切な支援を実施します。</p> <p style="text-align: center;">【訪問指導 実績】</p> <table border="1" data-bbox="632 546 1401 728"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>訪問指導実人数 (内 65 歳以上)</th> <th>訪問延べ人数 (内 65 歳以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>961 人( 852 人)</td> <td>1,374 人(1,185 人)</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>1,196 人(1,117 人)</td> <td>1,697 人(1,572 人)</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>1,147 人(1,058 人)</td> <td>2,131 人(1,989 人)</td> </tr> </tbody> </table> <p>*平成 29 年度は、平成 30 年 1 月末現在の実績です。</p>	年度	訪問指導実人数 (内 65 歳以上)	訪問延べ人数 (内 65 歳以上)	平成 27 年度	961 人( 852 人)	1,374 人(1,185 人)	平成 28 年度	1,196 人(1,117 人)	1,697 人(1,572 人)	平成 29 年度	1,147 人(1,058 人)	2,131 人(1,989 人)			
年度	訪問指導実人数 (内 65 歳以上)	訪問延べ人数 (内 65 歳以上)														
平成 27 年度	961 人( 852 人)	1,374 人(1,185 人)														
平成 28 年度	1,196 人(1,117 人)	1,697 人(1,572 人)														
平成 29 年度	1,147 人(1,058 人)	2,131 人(1,989 人)														
<p>◎（再掲）成人歯科保健 <u>【健康づくり推進課】</u></p>	<p>歯を健康に保つことは、食べるという機能のためだけではなく、食事を舌で味わい、かむことによって脳に刺激を与え、喜びや生きる意欲を得ることができます。平成元年、厚生省（現・厚生労働省）と日本歯科医師会が「80 歳になっても 20 本以上自分の歯を保とう」という「8020 運動」を提唱し、自治体、各種団体、企業、そして広く国民に呼びかけてきました。市では、正しい歯磨きと歯間清掃用具の使用の習慣づけや、定期的な健診を勧奨するため、大和歯科医師会と連携しながら、40、50、60、70 歳の市民を対象に、毎年 6 月～11 月に市内各協力歯科医療機関で成人歯科健康診査を実施します。</p>															
<p>◎やまとウォーキング <u>【健康づくり推進課】</u></p>	<p>市では、健康増進や生活習慣病予防に効果があり、日常生活の中で気軽に実践することができる「歩くこと」による健康づくりを推進するため、年に 2 回ウォーキングを実施しています。</p> <p>市が貸し出しする歩数計を使って、チームで歩数の目標を立てて、1 か月間ウォーキングに取り組みます。</p> <p style="text-align: center;">【参加人数 実績】</p> <table border="1" data-bbox="745 1377 1284 1458"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>第 1 回</th> <th>第 2 回</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>391 人</td> <td>818 人</td> </tr> </tbody> </table>	年度	第 1 回	第 2 回	平成 29 年度	391 人	818 人									
年度	第 1 回	第 2 回														
平成 29 年度	391 人	818 人														
<p>◎ヤマトン健康ポイント <u>【健康づくり推進課】</u></p>	<p>大和市在住の 40 歳以上の方が対象で、健診等の受診やイベント、教室などの対象事業に参加して 20 ポイント貯めると応募できます。抽選は年 4 回で、各回 100 名様に景品が当たります。普段、健康づくりに関心がない方に健康づくりに取り組むきっかけとってもらうことや、その習慣化を支援することを目的に実施しています。</p> <p style="text-align: center;">【応募枚数 実績】</p> <table border="1" data-bbox="660 1682 1369 1803"> <thead> <tr> <th>抽選月</th> <th>7 月</th> <th>10 月</th> <th>1 月</th> <th>4 月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">/</td> <td>506 枚</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>353 枚</td> <td>455 枚</td> <td>623 枚</td> <td>未実施</td> </tr> </tbody> </table>	抽選月	7 月	10 月	1 月	4 月	平成 28 年度	/			506 枚	平成 29 年度	353 枚	455 枚	623 枚	未実施
抽選月	7 月	10 月	1 月	4 月												
平成 28 年度	/			506 枚												
平成 29 年度	353 枚	455 枚	623 枚	未実施												

事業・取組の名称	具体的な内容																																																									
<p>◎大和市健康普及員の活動 <u>【健康づくり推進課】</u></p>	<p>地域における心身の健康づくりに関するリーダーとして、各自治会から選出された大和市健康普及員（定数 72 人）が、市内 11 地区で活動しています。健康普及員は、地域で開催する各種教室のほか、市保健福祉事業を通じて、健康づくりの情報提供や実践に向けた場を提供します。ウォーキングを安心して楽しんでいただくために、大和市健康普及員が中心となって「大和市ウォーキングマップ」を作成しています。平成 28 年度に発足した大和市健康普及員 0B 会では、大和市ウォーキングマップのコースを歩くウォーキングを行っています。</p> <p style="text-align: center;">【平成 27 年度大和市健康普及員活動 実績】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="background-color: #90EE90;">開催数</th> <th style="background-color: #90EE90;">延べ参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="background-color: #90EE90;">地区活動</td> <td style="background-color: #90EE90;">健康講座</td> <td style="text-align: center;">45 回</td> <td style="text-align: center;">1, 210 人</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #90EE90;">その他</td> <td style="text-align: center;">17 回</td> <td style="text-align: center;">3, 632 人</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="background-color: #90EE90;">育成講座</td> <td style="text-align: center;">5 回</td> <td style="text-align: center;">211 人</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="background-color: #90EE90;">会議等</td> <td style="text-align: center;">67 回</td> <td style="text-align: center;">432 人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">【平成 28 年度大和市健康普及員活動 実績】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="background-color: #90EE90;">開催数</th> <th style="background-color: #90EE90;">延べ参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="background-color: #90EE90;">地区活動</td> <td style="background-color: #90EE90;">健康講座</td> <td style="text-align: center;">53 回</td> <td style="text-align: center;">1, 631 人</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #90EE90;">その他</td> <td style="text-align: center;">28 回</td> <td style="text-align: center;">3, 431 人</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="background-color: #90EE90;">育成講座</td> <td style="text-align: center;">4 回</td> <td style="text-align: center;">209 人</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="background-color: #90EE90;">会議等</td> <td style="text-align: center;">85 回</td> <td style="text-align: center;">724 人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">【平成 29 年度大和市健康普及員活動 実績】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="background-color: #90EE90;">開催数</th> <th style="background-color: #90EE90;">延べ参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="background-color: #90EE90;">地区活動</td> <td style="background-color: #90EE90;">健康講座</td> <td style="text-align: center;">49 回</td> <td style="text-align: center;">1, 400 人(見込)</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #90EE90;">その他</td> <td style="text-align: center;">18 回</td> <td style="text-align: center;">3, 875 人(見込)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="background-color: #90EE90;">育成講座</td> <td style="text-align: center;">5 回</td> <td style="text-align: center;">237 人</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="background-color: #90EE90;">会議等</td> <td style="text-align: center;">73 回</td> <td style="text-align: center;">560 人(見込)</td> </tr> </tbody> </table>			開催数	延べ参加人数	地区活動	健康講座	45 回	1, 210 人	その他	17 回	3, 632 人	育成講座		5 回	211 人	会議等		67 回	432 人			開催数	延べ参加人数	地区活動	健康講座	53 回	1, 631 人	その他	28 回	3, 431 人	育成講座		4 回	209 人	会議等		85 回	724 人			開催数	延べ参加人数	地区活動	健康講座	49 回	1, 400 人(見込)	その他	18 回	3, 875 人(見込)	育成講座		5 回	237 人	会議等		73 回	560 人(見込)
		開催数	延べ参加人数																																																							
地区活動	健康講座	45 回	1, 210 人																																																							
	その他	17 回	3, 632 人																																																							
育成講座		5 回	211 人																																																							
会議等		67 回	432 人																																																							
		開催数	延べ参加人数																																																							
地区活動	健康講座	53 回	1, 631 人																																																							
	その他	28 回	3, 431 人																																																							
育成講座		4 回	209 人																																																							
会議等		85 回	724 人																																																							
		開催数	延べ参加人数																																																							
地区活動	健康講座	49 回	1, 400 人(見込)																																																							
	その他	18 回	3, 875 人(見込)																																																							
育成講座		5 回	237 人																																																							
会議等		73 回	560 人(見込)																																																							
<p>◎大和市食生活改善推進員の活動 <u>【健康づくり推進課】</u></p>	<p>地域における食生活改善の普及啓発や食育の推進を目的に料理教室やイベント等を通して地域社会の食生活をサポートしています。</p> <p style="text-align: center;">【大和市食生活改善推進員養成 実績（養成講座）】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90EE90;">年 度</th> <th style="background-color: #90EE90;">養成者数</th> <th style="background-color: #90EE90;">開催回数</th> <th style="background-color: #90EE90;">延べ参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">平成 27 年度</td> <td style="text-align: center;">20 人</td> <td style="text-align: center;">15 回</td> <td style="text-align: center;">326 人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成 28 年度</td> <td style="text-align: center;">22 人</td> <td style="text-align: center;">15 回</td> <td style="text-align: center;">322 人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成 29 年度</td> <td style="text-align: center;">16 人</td> <td style="text-align: center;">16 回</td> <td style="text-align: center;">272 人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">【大和市食生活改善推進員養成 実績（料理教室ほか）】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90EE90;">年 度</th> <th style="background-color: #90EE90;">推進員数</th> <th style="background-color: #90EE90;">活動回数</th> <th style="background-color: #90EE90;">延べ普及人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">平成 27 年度</td> <td style="text-align: center;">106 人</td> <td style="text-align: center;">203 回</td> <td style="text-align: center;">3, 135 人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成 28 年度</td> <td style="text-align: center;">114 人</td> <td style="text-align: center;">201 回</td> <td style="text-align: center;">3, 348 人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成 29 年度</td> <td style="text-align: center;">106 人</td> <td style="text-align: center;">309 回(見込)</td> <td style="text-align: center;">1, 794 人(見込)</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	養成者数	開催回数	延べ参加人数	平成 27 年度	20 人	15 回	326 人	平成 28 年度	22 人	15 回	322 人	平成 29 年度	16 人	16 回	272 人	年 度	推進員数	活動回数	延べ普及人数	平成 27 年度	106 人	203 回	3, 135 人	平成 28 年度	114 人	201 回	3, 348 人	平成 29 年度	106 人	309 回(見込)	1, 794 人(見込)																									
年 度	養成者数	開催回数	延べ参加人数																																																							
平成 27 年度	20 人	15 回	326 人																																																							
平成 28 年度	22 人	15 回	322 人																																																							
平成 29 年度	16 人	16 回	272 人																																																							
年 度	推進員数	活動回数	延べ普及人数																																																							
平成 27 年度	106 人	203 回	3, 135 人																																																							
平成 28 年度	114 人	201 回	3, 348 人																																																							
平成 29 年度	106 人	309 回(見込)	1, 794 人(見込)																																																							

事業・取組の名称	具体的な内容
◎大和市食生活改善推進員の養成 <u>【健康づくり推進課】</u>	地域の食生活改善活動及び組織的な活動の推進を図るため、食生活改善指導者を養成しています。
◎健康情報サービスの提供 <u>【健康づくり推進課】</u>	文化創造拠点シリウス4階に設置した健康度見える化コーナーに健康測定機器を設置し、健康講座の実施や健康相談に対応しています。 健康に関するパンフレットや血圧手帳等の配架、測定項目に関連した本の掲示などを行っています。 保健福祉センターと市役所本庁舎にも自動血圧計を設置し、市民が自分の健康に興味を持ち、生活習慣の改善に取り組むきっかけづくりを行っています。 その他にも公共施設において健康情報等のパンフレット等を配架しています。
◎やまと24時間健康相談 <u>【健康づくり推進課】</u>	24時間、365日いつでも身体や心の健康などについて、無料で電話相談を受け付けています。健康、医療、介護、育児、メンタルヘルスの相談や、医療機関の情報について、看護師などの専門職が対応します。
◎健康都市図書館 <u>【図書・学び交流課】</u>	健康都市を目指す本市として大和市立図書館を「健康」を重点テーマとする「健康都市図書館」として位置づけ、より多くの市民に足を運んでもらい、一人ひとりの心身の健康の増進につなげます。
○専門医師による精神保健福祉相談 <u>【神奈川県】</u>	保健福祉事務所では、毎月精神保健相談日を定めて専門の嘱託医が心の不調や精神疾患に関する相談を受けています。さらに、精神保健福祉センターでは、電話による相談を受けます。

◆**施策1-2-3：介護予防・日常生活支援総合事業**

(介護予防・生活支援サービス事業)の**充実**【**充実**】**【重点施策】**

高齢化率の進展に伴い、支援を必要とする高齢者の増加が懸念される中、特に介護予防の重要性が認識されています。介護を必要としない時期から運動機能や認知機能などの低下を予防する取組を行うことで、いきいきとした生活を継続しつつ、介護を必要としない状態を維持し、将来的なサービスの必要量や介護保険料の抑制につなげます。

そのため、平成29年度にそれまでの介護予防事業に、予防給付の訪問介護と通所介護を加えた総合事業を、大和市の実情に応じて、効果的かつ効率的に実施していきます。なお、対象となる人は、要介護認定で要支援に認定された人及び基本チェックリストにより総合事業の対象者と判定された人（以下「事業対象者」という）です。

◎：市の事業

事業・取組の名称	具体的な内容																								
◎訪問型サービス <u>【高齢福祉課】</u> <u>【介護保険課】</u>	<p>対象者本人ではできない日常生活上の行為がある場合に、ホームヘルパー等による調理や掃除、洗濯などの支援、短期集中の予防サービスを提供します。</p> <p>【介護予防訪問型サービス】                      これまで介護予防サービス事業者から提供されていた旧介護予防訪問介護と同等のサービス（身体介護、生活援助）</p> <p>【介護予防訪問型サービス 実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90EE90;">年 度</th> <th style="background-color: #90EE90;">件 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>1,999件</td> </tr> </tbody> </table> <p>*平成29年度は、平成30年1月末現在の実績です。</p> <p>【介護予防訪問型サービス 目標】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90EE90;">年 度</th> <th style="background-color: #90EE90;">件 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>6,223件</td> </tr> <tr> <td>平成31年度</td> <td>6,686件</td> </tr> <tr> <td>平成32年度</td> <td>7,126件</td> </tr> </tbody> </table> <p>【訪問型サービスA（基準緩和）】                      人員等を緩和した基準で提供される訪問介護サービス（生活援助）</p> <p>【訪問型サービスA（基準緩和） 実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90EE90;">年 度</th> <th style="background-color: #90EE90;">件 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>53件</td> </tr> </tbody> </table> <p>*平成29年度は、平成30年1月末現在の実績です。</p> <p>【訪問型サービスA（基準緩和） 目標】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90EE90;">年 度</th> <th style="background-color: #90EE90;">件 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>327件</td> </tr> <tr> <td>平成31年度</td> <td>351件</td> </tr> <tr> <td>平成32年度</td> <td>374件</td> </tr> </tbody> </table> <p>【訪問型サービスB・D（住民主体）】                      地域包括支援センター等の支援の下、住民主体の訪問型サービスや移動支援が実施できないか、検討を行います。</p>	年 度	件 数	平成29年度	1,999件	年 度	件 数	平成30年度	6,223件	平成31年度	6,686件	平成32年度	7,126件	年 度	件 数	平成29年度	53件	年 度	件 数	平成30年度	327件	平成31年度	351件	平成32年度	374件
年 度	件 数																								
平成29年度	1,999件																								
年 度	件 数																								
平成30年度	6,223件																								
平成31年度	6,686件																								
平成32年度	7,126件																								
年 度	件 数																								
平成29年度	53件																								
年 度	件 数																								
平成30年度	327件																								
平成31年度	351件																								
平成32年度	374件																								

事業・取組の名称	具体的な内容																																																																								
	<p>【訪問型サービスC（短期集中予防サービス）】</p> <p>通いが困難な方を対象に、市の専門職（理学療法士、歯科衛生士、管理栄養士）が訪問指導するサービス</p> <p>【運動機能向上講習 実績】</p> <table border="1" data-bbox="691 443 1337 600"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>訪問延べ回数</th> <th>訪問者実数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>213 回（150 回）</td> <td>62 人（40 人）</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>236 回（150 回）</td> <td>50 人（40 人）</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>142 回（150 回）</td> <td>23 人（40 人）</td> </tr> </tbody> </table> <p>*（ ）内は、計画時の目標値です。 *平成 29 年度は、平成 30 年 2 月末現在の実績です。</p> <p>【運動機能向上講習 目標】</p> <table border="1" data-bbox="691 730 1337 887"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>訪問延べ回数</th> <th>訪問者実数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>150 回</td> <td>40 人</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年度</td> <td>150 回</td> <td>40 人</td> </tr> <tr> <td>平成 32 年度</td> <td>150 回</td> <td>40 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>【栄養改善講習 実績】</p> <table border="1" data-bbox="691 954 1337 1111"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>訪問延べ回数</th> <th>訪問者実数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>141 回（60 回）</td> <td>102 人（15 人）</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>195 回（150 回）</td> <td>161 人（40 人）</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>239 回（150 回）</td> <td>191 人（40 人）</td> </tr> </tbody> </table> <p>*（ ）内は、計画時の目標値です。 *平成 29 年度は、平成 30 年 2 月末現在の実績です。</p> <p>【栄養改善講習 目標】</p> <table border="1" data-bbox="691 1240 1337 1397"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>訪問延べ回数</th> <th>訪問者実数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>150 回</td> <td>100 人</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年度</td> <td>150 回</td> <td>100 人</td> </tr> <tr> <td>平成 32 年度</td> <td>150 回</td> <td>100 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>【口腔ケア講習 実績】</p> <table border="1" data-bbox="691 1464 1337 1621"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>訪問延べ回数</th> <th>訪問者実数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>157 回（150 回）</td> <td>38 人（40 人）</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>140 回（150 回）</td> <td>38 人（40 人）</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>98 回（150 回）</td> <td>21 人（40 人）</td> </tr> </tbody> </table> <p>*（ ）内は、計画時の目標値です。 *平成 29 年度は、平成 30 年 2 月末現在の実績です。</p> <p>【口腔ケア講習 目標】</p> <table border="1" data-bbox="691 1751 1337 1908"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>訪問延べ回数</th> <th>訪問者実数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>150 回</td> <td>40 人</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年度</td> <td>150 回</td> <td>40 人</td> </tr> <tr> <td>平成 32 年度</td> <td>150 回</td> <td>40 人</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	訪問延べ回数	訪問者実数	平成 27 年度	213 回（150 回）	62 人（40 人）	平成 28 年度	236 回（150 回）	50 人（40 人）	平成 29 年度	142 回（150 回）	23 人（40 人）	年 度	訪問延べ回数	訪問者実数	平成 30 年度	150 回	40 人	平成 31 年度	150 回	40 人	平成 32 年度	150 回	40 人	年 度	訪問延べ回数	訪問者実数	平成 27 年度	141 回（60 回）	102 人（15 人）	平成 28 年度	195 回（150 回）	161 人（40 人）	平成 29 年度	239 回（150 回）	191 人（40 人）	年 度	訪問延べ回数	訪問者実数	平成 30 年度	150 回	100 人	平成 31 年度	150 回	100 人	平成 32 年度	150 回	100 人	年 度	訪問延べ回数	訪問者実数	平成 27 年度	157 回（150 回）	38 人（40 人）	平成 28 年度	140 回（150 回）	38 人（40 人）	平成 29 年度	98 回（150 回）	21 人（40 人）	年 度	訪問延べ回数	訪問者実数	平成 30 年度	150 回	40 人	平成 31 年度	150 回	40 人	平成 32 年度	150 回	40 人
年 度	訪問延べ回数	訪問者実数																																																																							
平成 27 年度	213 回（150 回）	62 人（40 人）																																																																							
平成 28 年度	236 回（150 回）	50 人（40 人）																																																																							
平成 29 年度	142 回（150 回）	23 人（40 人）																																																																							
年 度	訪問延べ回数	訪問者実数																																																																							
平成 30 年度	150 回	40 人																																																																							
平成 31 年度	150 回	40 人																																																																							
平成 32 年度	150 回	40 人																																																																							
年 度	訪問延べ回数	訪問者実数																																																																							
平成 27 年度	141 回（60 回）	102 人（15 人）																																																																							
平成 28 年度	195 回（150 回）	161 人（40 人）																																																																							
平成 29 年度	239 回（150 回）	191 人（40 人）																																																																							
年 度	訪問延べ回数	訪問者実数																																																																							
平成 30 年度	150 回	100 人																																																																							
平成 31 年度	150 回	100 人																																																																							
平成 32 年度	150 回	100 人																																																																							
年 度	訪問延べ回数	訪問者実数																																																																							
平成 27 年度	157 回（150 回）	38 人（40 人）																																																																							
平成 28 年度	140 回（150 回）	38 人（40 人）																																																																							
平成 29 年度	98 回（150 回）	21 人（40 人）																																																																							
年 度	訪問延べ回数	訪問者実数																																																																							
平成 30 年度	150 回	40 人																																																																							
平成 31 年度	150 回	40 人																																																																							
平成 32 年度	150 回	40 人																																																																							

事業・取組の名称	具体的な内容																																																						
<p>◎通所型サービス <u>【高齢福祉課】</u> <u>【介護保険課】</u></p>	<p>通所介護事業所で、機能訓練などを受けるサービス、短期集中の予防サービスを提供します。</p> <p>【介護予防通所型サービス】</p> <p>これまでの介護予防サービス事業者から提供されていた旧介護予防通所介護（デイサービス）と同等のサービス</p> <p style="text-align: center;">【介護予防通所型サービス 実績】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90EE90;">年 度</th> <th style="background-color: #90EE90;">件 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>2,587 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>*平成 29 年度は、平成 30 年 1 月末現在の実績です。</p> <p style="text-align: center;">【介護予防通所型サービス 目標】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90EE90;">年 度</th> <th style="background-color: #90EE90;">件 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>7,574 件</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年度</td> <td>8,137 件</td> </tr> <tr> <td>平成 32 年度</td> <td>8,672 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>【通所型サービス A（基準緩和）】</p> <p>人員等の基準について、緩和して実施できないか検討を行います。</p> <p>【通所型サービス B（住民主体）】</p> <p>地域包括支援センター等の支援による、住民主体の介護予防サービス</p> <p style="text-align: center;">【住民主体の運動講座等 実績】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90EE90;">年 度</th> <th style="background-color: #90EE90;">開催箇所</th> <th style="background-color: #90EE90;">参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>4 箇所</td> <td>85 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>*平成 29 年度は、平成 30 年 2 月末現在の実績です。</p> <p style="text-align: center;">【住民主体の運動講座等 目標】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90EE90;">年 度</th> <th style="background-color: #90EE90;">開催箇所</th> <th style="background-color: #90EE90;">参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>5 箇所</td> <td>100 人</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年度</td> <td>6 箇所</td> <td>120 人</td> </tr> <tr> <td>平成 32 年度</td> <td>7 箇所</td> <td>140 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>【通所型サービス C（短期集中予防サービス）】</p> <p>運動機能向上、口腔機能向上、脳活性化等に短期集中的に取り組む予防サービス</p> <p>※平成 29 年度から総合事業へ移行したことに伴い、開催方法を変更したため、開催回数や参加人数が減少している箇所があります。</p> <p style="text-align: center;">【運動機能向上講習（筋力アップ(栄養指導含む)講座) 実績】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90EE90;">年 度</th> <th style="background-color: #90EE90;">開催回数</th> <th style="background-color: #90EE90;">参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>24 回 (22 回)</td> <td>242 人 (220 人)</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>24 回 (24 回)</td> <td>219 人 (240 人)</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>18 回 (26 回)</td> <td>176 人 (260 人)</td> </tr> </tbody> </table> <p>* ( ) 内は、計画時の目標値です。 *平成 29 年度は、平成 30 年 2 月末現在の実績です。</p> <p style="text-align: center;">【運動機能向上講習（筋力アップ(栄養指導含む)講座) 目標】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90EE90;">年 度</th> <th style="background-color: #90EE90;">開催回数</th> <th style="background-color: #90EE90;">参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>18 回</td> <td>180 人</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年度</td> <td>19 回</td> <td>190 人</td> </tr> <tr> <td>平成 32 年度</td> <td>20 回</td> <td>200 人</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	件 数	平成 29 年度	2,587 件	年 度	件 数	平成 30 年度	7,574 件	平成 31 年度	8,137 件	平成 32 年度	8,672 件	年 度	開催箇所	参加人数	平成 29 年度	4 箇所	85 人	年 度	開催箇所	参加人数	平成 30 年度	5 箇所	100 人	平成 31 年度	6 箇所	120 人	平成 32 年度	7 箇所	140 人	年 度	開催回数	参加人数	平成 27 年度	24 回 (22 回)	242 人 (220 人)	平成 28 年度	24 回 (24 回)	219 人 (240 人)	平成 29 年度	18 回 (26 回)	176 人 (260 人)	年 度	開催回数	参加人数	平成 30 年度	18 回	180 人	平成 31 年度	19 回	190 人	平成 32 年度	20 回	200 人
	年 度	件 数																																																					
	平成 29 年度	2,587 件																																																					
	年 度	件 数																																																					
	平成 30 年度	7,574 件																																																					
	平成 31 年度	8,137 件																																																					
	平成 32 年度	8,672 件																																																					
	年 度	開催箇所	参加人数																																																				
	平成 29 年度	4 箇所	85 人																																																				
	年 度	開催箇所	参加人数																																																				
	平成 30 年度	5 箇所	100 人																																																				
	平成 31 年度	6 箇所	120 人																																																				
	平成 32 年度	7 箇所	140 人																																																				
	年 度	開催回数	参加人数																																																				
	平成 27 年度	24 回 (22 回)	242 人 (220 人)																																																				
平成 28 年度	24 回 (24 回)	219 人 (240 人)																																																					
平成 29 年度	18 回 (26 回)	176 人 (260 人)																																																					
年 度	開催回数	参加人数																																																					
平成 30 年度	18 回	180 人																																																					
平成 31 年度	19 回	190 人																																																					
平成 32 年度	20 回	200 人																																																					

事業・取組の名称	具体的な内容																																																
	<p>【口腔機能向上講習（お口いきいき講座）実績】</p> <table border="1" data-bbox="694 309 1342 465"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>開催回数</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度</td> <td>5回（7回）</td> <td>36人（70人）</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>5回（8回）</td> <td>42人（80人）</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>9回（9回）</td> <td>58人（90人）</td> </tr> </tbody> </table> <p>*（ ）内は、計画時の目標値です。 *平成29年度は、平成30年2月末現在の実績です。</p> <p>【運動・口腔機能向上講習 目標】</p> <table border="1" data-bbox="694 595 1342 752"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>開催回数</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>6回</td> <td>60人</td> </tr> <tr> <td>平成31年度</td> <td>7回</td> <td>70人</td> </tr> <tr> <td>平成32年度</td> <td>8回</td> <td>80人</td> </tr> </tbody> </table> <p>*平成30年度より、口腔機能向上講習は運動・口腔機能向上講習となります。</p> <p>【心身機能向上講習（元気はつらつ講座）実績】</p> <table border="1" data-bbox="694 869 1342 1025"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>開催回数</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度</td> <td>25回（24回）</td> <td>316人（240人）</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>32回（25回）</td> <td>382人（250人）</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>18回（26回）</td> <td>157人（260人）</td> </tr> </tbody> </table> <p>*（ ）内は、計画時の目標値です。 *平成29年度は、平成30年2月末現在の実績です。</p> <p>【心身機能向上講習（元気はつらつ講座）目標】</p> <table border="1" data-bbox="694 1155 1342 1312"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>開催回数</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>18回</td> <td>180人</td> </tr> <tr> <td>平成31年度</td> <td>19回</td> <td>190人</td> </tr> <tr> <td>平成32年度</td> <td>20回</td> <td>200人</td> </tr> </tbody> </table>	年度	開催回数	参加人数	平成27年度	5回（7回）	36人（70人）	平成28年度	5回（8回）	42人（80人）	平成29年度	9回（9回）	58人（90人）	年度	開催回数	参加人数	平成30年度	6回	60人	平成31年度	7回	70人	平成32年度	8回	80人	年度	開催回数	参加人数	平成27年度	25回（24回）	316人（240人）	平成28年度	32回（25回）	382人（250人）	平成29年度	18回（26回）	157人（260人）	年度	開催回数	参加人数	平成30年度	18回	180人	平成31年度	19回	190人	平成32年度	20回	200人
年度	開催回数	参加人数																																															
平成27年度	5回（7回）	36人（70人）																																															
平成28年度	5回（8回）	42人（80人）																																															
平成29年度	9回（9回）	58人（90人）																																															
年度	開催回数	参加人数																																															
平成30年度	6回	60人																																															
平成31年度	7回	70人																																															
平成32年度	8回	80人																																															
年度	開催回数	参加人数																																															
平成27年度	25回（24回）	316人（240人）																																															
平成28年度	32回（25回）	382人（250人）																																															
平成29年度	18回（26回）	157人（260人）																																															
年度	開催回数	参加人数																																															
平成30年度	18回	180人																																															
平成31年度	19回	190人																																															
平成32年度	20回	200人																																															
<p>◎生活支援サービス 【<u>高齢福祉課</u>】</p>	<p>要支援者及び事業対象者の地域における自立した日常生活支援のため、訪問型サービスや通所型サービスと一体的に行う生活支援サービスについて検討します。</p>																																																
<p>◎介護予防ケアマネジメント 【<u>高齢福祉課</u>】 【<u>介護保険課</u>】</p>	<p>要支援者及び事業対象者に対するアセスメントを行い、利用者が自ら目標達成に取り組んでいけるよう、介護予防の取組（介護予防・生活支援サービス等）を生活の中に取り入れるケアプランを作成します。</p> <p>【介護予防ケアマネジメント 実績】</p> <table border="1" data-bbox="823 1648 1214 1727"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>3,268件</td> </tr> </tbody> </table> <p>*平成29年度は、平成30年1月末現在の実績です。 （平成29年は移行年度）</p> <p>【介護予防ケアマネジメント 目標】</p> <table border="1" data-bbox="823 1850 1214 2007"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>9,121件</td> </tr> <tr> <td>平成31年度</td> <td>9,794件</td> </tr> <tr> <td>平成32年度</td> <td>10,435件</td> </tr> </tbody> </table>	年度	件数	平成29年度	3,268件	年度	件数	平成30年度	9,121件	平成31年度	9,794件	平成32年度	10,435件																																				
年度	件数																																																
平成29年度	3,268件																																																
年度	件数																																																
平成30年度	9,121件																																																
平成31年度	9,794件																																																
平成32年度	10,435件																																																

◆施策1-2-4：介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業）の充実

《充実》【重点施策】

高齢者が元気なうちから介護予防に興味を持ってもらうように、介護予防に関するセミナー等を開催し、介護予防の重要性の周知に努めます。また、やまといきいき体操の普及や公園の健康遊具の活用等、より多くの高齢者が楽しみながら、気軽に取り組める介護予防を推進します。さらに、地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を推進していきます。

◎：市の事業

事業・取組の名称	具体的な内容																																																
<p>◎介護予防把握事業 （介護予防アンケート）  【高齢福祉課】</p>	<p>高齢者の単身世帯や老々世帯等を対象として、健康に関する調査票を郵送し、回答のあった人には、本人の健康状態がわかる評価結果を通知するとともに、日頃の見守り支援に活用します。また、閉じこもり予防や栄養改善、口腔機能の向上等、何らかの支援を要する人を早期に把握し、相談支援や介護予防への取組を推進します。</p> <p style="text-align: center;">【介護予防アンケート 実績】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90EE90;">年 度</th> <th style="background-color: #90EE90;">調査人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>35,542 人</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	調査人数	平成 28 年度	35,542 人																																												
年 度	調査人数																																																
平成 28 年度	35,542 人																																																
<p>◎介護予防普及啓発事業 （健康遊具体験会、介護予防セミナー、認知症講演会、成年後見制度講演会）  【高齢福祉課】</p>	<p>介護予防に関する講演会やセミナー等を開催し、介護予防の重要性を周知します。また、コグニサイズ、やまといきいき健康体操の普及、公園の健康遊具の活用、介護予防パンフレットや健康遊具マップの配布やホームページ掲載等、楽しみながら、気軽に取り組める介護予防を推進します。また、各セミナー等では、総合事業の創設やその趣旨等についての周知も行います。</p> <p style="text-align: center;">【健康遊具体験会 実績】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90EE90;">年 度</th> <th style="background-color: #90EE90;">実施回数</th> <th style="background-color: #90EE90;">延べ参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>18 回 (17 回)</td> <td>403 人 (340 人)</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>33 回 (20 回)</td> <td>530 人 (400 人)</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>27 回 (20 回)</td> <td>546 人 (400 人)</td> </tr> </tbody> </table> <p>* ( ) 内は、計画時の目標値です。 *平成 29 年度は、平成 30 年 2 月末現在の実績です。</p> <p style="text-align: center;">【健康遊具体験会 目標】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90EE90;">年 度</th> <th style="background-color: #90EE90;">実施回数</th> <th style="background-color: #90EE90;">延べ参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>30 回</td> <td>500 人</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年度</td> <td>30 回</td> <td>500 人</td> </tr> <tr> <td>平成 32 年度</td> <td>30 回</td> <td>500 人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">【栄養セミナー 実績】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90EE90;">年 度</th> <th style="background-color: #90EE90;">実施回数</th> <th style="background-color: #90EE90;">延べ参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>4 回 (9 回)</td> <td>75 人 (180 人)</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>12 回 (11 回)</td> <td>115 人 (200 人)</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>14 回 (12 回)</td> <td>203 人 (210 人)</td> </tr> </tbody> </table> <p>* ( ) 内は、計画時の目標値です。 *平成 29 年度は、平成 30 年 1 月末現在の実績です。</p> <p style="text-align: center;">【栄養セミナー 目標】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90EE90;">年 度</th> <th style="background-color: #90EE90;">実施回数</th> <th style="background-color: #90EE90;">延べ参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>15 回</td> <td>225 人</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年度</td> <td>16 回</td> <td>240 人</td> </tr> <tr> <td>平成 32 年度</td> <td>17 回</td> <td>255 人</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	実施回数	延べ参加人数	平成 27 年度	18 回 (17 回)	403 人 (340 人)	平成 28 年度	33 回 (20 回)	530 人 (400 人)	平成 29 年度	27 回 (20 回)	546 人 (400 人)	年 度	実施回数	延べ参加人数	平成 30 年度	30 回	500 人	平成 31 年度	30 回	500 人	平成 32 年度	30 回	500 人	年 度	実施回数	延べ参加人数	平成 27 年度	4 回 (9 回)	75 人 (180 人)	平成 28 年度	12 回 (11 回)	115 人 (200 人)	平成 29 年度	14 回 (12 回)	203 人 (210 人)	年 度	実施回数	延べ参加人数	平成 30 年度	15 回	225 人	平成 31 年度	16 回	240 人	平成 32 年度	17 回	255 人
年 度	実施回数	延べ参加人数																																															
平成 27 年度	18 回 (17 回)	403 人 (340 人)																																															
平成 28 年度	33 回 (20 回)	530 人 (400 人)																																															
平成 29 年度	27 回 (20 回)	546 人 (400 人)																																															
年 度	実施回数	延べ参加人数																																															
平成 30 年度	30 回	500 人																																															
平成 31 年度	30 回	500 人																																															
平成 32 年度	30 回	500 人																																															
年 度	実施回数	延べ参加人数																																															
平成 27 年度	4 回 (9 回)	75 人 (180 人)																																															
平成 28 年度	12 回 (11 回)	115 人 (200 人)																																															
平成 29 年度	14 回 (12 回)	203 人 (210 人)																																															
年 度	実施回数	延べ参加人数																																															
平成 30 年度	15 回	225 人																																															
平成 31 年度	16 回	240 人																																															
平成 32 年度	17 回	255 人																																															

事業・取組の名称	具体的な内容																																																																																				
	<p style="text-align: center;"><b>【運動セミナー 実績】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90EE90;">年 度</th> <th style="background-color: #90EE90;">実施回数</th> <th style="background-color: #90EE90;">延べ参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>5 回 (10 回)</td> <td>68 人 (210 人)</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>8 回 (12 回)</td> <td>265 人 (230 人)</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>39 回 (13 回)</td> <td>473 人 (240 人)</td> </tr> </tbody> </table> <p>* ( ) 内は、計画時の目標値です。 *平成 29 年度は、平成 30 年 1 月末現在の実績です。</p> <p style="text-align: center;"><b>【運動セミナー 目標】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90EE90;">年 度</th> <th style="background-color: #90EE90;">実施回数</th> <th style="background-color: #90EE90;">延べ参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>50 回</td> <td>500 人</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年度</td> <td>55 回</td> <td>550 人</td> </tr> <tr> <td>平成 32 年度</td> <td>60 回</td> <td>600 人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><b>【口腔セミナー 実績】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90EE90;">年 度</th> <th style="background-color: #90EE90;">実施回数</th> <th style="background-color: #90EE90;">延べ参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>4 回 (8 回)</td> <td>43 人 (130 人)</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>10 回 (10 回)</td> <td>67 人 (150 人)</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>13 回 (11 回)</td> <td>139 人 (160 人)</td> </tr> </tbody> </table> <p>* ( ) 内は、計画時の目標値です。 *平成 29 年度は、平成 30 年 1 月末現在の実績です。</p> <p style="text-align: center;"><b>【口腔セミナー 目標】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90EE90;">年 度</th> <th style="background-color: #90EE90;">実施回数</th> <th style="background-color: #90EE90;">延べ参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>15 回</td> <td>150 人</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年度</td> <td>17 回</td> <td>170 人</td> </tr> <tr> <td>平成 32 年度</td> <td>19 回</td> <td>190 人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><b>【認知症予防セミナー（コグニサイズ） 実績】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90EE90;">年 度</th> <th style="background-color: #90EE90;">実施回数</th> <th style="background-color: #90EE90;">延べ参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>1 回</td> <td>33 人</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>6 回</td> <td>196 人</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>8 回</td> <td>159 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>*平成 29 年度より、コグニバイクの講習を含んでいます。</p> <p style="text-align: center;"><b>【認知症予防セミナー（コグニサイズ） 目標】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90EE90;">年 度</th> <th style="background-color: #90EE90;">実施回数</th> <th style="background-color: #90EE90;">延べ参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>5 回</td> <td>125 人</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年度</td> <td>5 回</td> <td>125 人</td> </tr> <tr> <td>平成 32 年度</td> <td>5 回</td> <td>125 人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><b>【認知症予防コグニサイズ事業 目標】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90EE90;">年 度</th> <th style="background-color: #90EE90;">実施回数</th> <th style="background-color: #90EE90;">延べ参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>3 クール</td> <td>90 人</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年度</td> <td>3 クール</td> <td>90 人</td> </tr> <tr> <td>平成 32 年度</td> <td>3 クール</td> <td>90 人</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	実施回数	延べ参加人数	平成 27 年度	5 回 (10 回)	68 人 (210 人)	平成 28 年度	8 回 (12 回)	265 人 (230 人)	平成 29 年度	39 回 (13 回)	473 人 (240 人)	年 度	実施回数	延べ参加人数	平成 30 年度	50 回	500 人	平成 31 年度	55 回	550 人	平成 32 年度	60 回	600 人	年 度	実施回数	延べ参加人数	平成 27 年度	4 回 (8 回)	43 人 (130 人)	平成 28 年度	10 回 (10 回)	67 人 (150 人)	平成 29 年度	13 回 (11 回)	139 人 (160 人)	年 度	実施回数	延べ参加人数	平成 30 年度	15 回	150 人	平成 31 年度	17 回	170 人	平成 32 年度	19 回	190 人	年 度	実施回数	延べ参加人数	平成 27 年度	1 回	33 人	平成 28 年度	6 回	196 人	平成 29 年度	8 回	159 人	年 度	実施回数	延べ参加人数	平成 30 年度	5 回	125 人	平成 31 年度	5 回	125 人	平成 32 年度	5 回	125 人	年 度	実施回数	延べ参加人数	平成 30 年度	3 クール	90 人	平成 31 年度	3 クール	90 人	平成 32 年度	3 クール	90 人
年 度	実施回数	延べ参加人数																																																																																			
平成 27 年度	5 回 (10 回)	68 人 (210 人)																																																																																			
平成 28 年度	8 回 (12 回)	265 人 (230 人)																																																																																			
平成 29 年度	39 回 (13 回)	473 人 (240 人)																																																																																			
年 度	実施回数	延べ参加人数																																																																																			
平成 30 年度	50 回	500 人																																																																																			
平成 31 年度	55 回	550 人																																																																																			
平成 32 年度	60 回	600 人																																																																																			
年 度	実施回数	延べ参加人数																																																																																			
平成 27 年度	4 回 (8 回)	43 人 (130 人)																																																																																			
平成 28 年度	10 回 (10 回)	67 人 (150 人)																																																																																			
平成 29 年度	13 回 (11 回)	139 人 (160 人)																																																																																			
年 度	実施回数	延べ参加人数																																																																																			
平成 30 年度	15 回	150 人																																																																																			
平成 31 年度	17 回	170 人																																																																																			
平成 32 年度	19 回	190 人																																																																																			
年 度	実施回数	延べ参加人数																																																																																			
平成 27 年度	1 回	33 人																																																																																			
平成 28 年度	6 回	196 人																																																																																			
平成 29 年度	8 回	159 人																																																																																			
年 度	実施回数	延べ参加人数																																																																																			
平成 30 年度	5 回	125 人																																																																																			
平成 31 年度	5 回	125 人																																																																																			
平成 32 年度	5 回	125 人																																																																																			
年 度	実施回数	延べ参加人数																																																																																			
平成 30 年度	3 クール	90 人																																																																																			
平成 31 年度	3 クール	90 人																																																																																			
平成 32 年度	3 クール	90 人																																																																																			
<p><b>【参考】◎健康遊具設置事業</b> <b>【みどり公園課】</b></p>	<p>高齢の方の閉じこもりや運動機能の低下を予防することを目的に、市内 100 公園に健康遊具を設置しました。</p> <p style="text-align: center;"><b>【健康遊具設置 実績】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90EE90;">年 度</th> <th style="background-color: #90EE90;">公園数</th> <th style="background-color: #90EE90;">設置数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>30 公園</td> <td>75 基</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>30 公園</td> <td>75 基</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>25 公園</td> <td>63 基</td> </tr> </tbody> </table> <p>*平成26年度に、15公園に90基を設置しています。</p>	年 度	公園数	設置数	平成 27 年度	30 公園	75 基	平成 28 年度	30 公園	75 基	平成 29 年度	25 公園	63 基																																																																								
年 度	公園数	設置数																																																																																			
平成 27 年度	30 公園	75 基																																																																																			
平成 28 年度	30 公園	75 基																																																																																			
平成 29 年度	25 公園	63 基																																																																																			

**【健康遊具 一覧】**

【サイクルステーション】



【ステップバランス】



【リズムボード】



【あしこしベンチ】



【バランス円盤】



【ふみ板ストレッチ】



事業・取組の名称	具体的な内容																		
◎地域介護予防活動支援事業 (介護予防サポーター養成講座、介護予防ポイント事業、ふれあいネットワーク事業) <u>【高齢福祉課】</u>	介護予防サポーター（認知症サポーターも含む）の養成、ふれあい訪問等の介護予防に関するボランティア等の人材育成、地域活動支援を充実するとともに、地域の助け合い活動を支援します。																		
◎一般介護予防事業評価事業 <u>【高齢福祉課】</u>	各種セミナーや健康遊具体験会参加者へのアンケートに加え、参加後1年程度経過した方への事後アンケート等を実施し、事業評価や改善に努めています。第7期計画では、介護予防セミナーの開催回数や参加者数等の指標を活用した評価についても検討していきます。																		
◎地域リハビリテーション活動支援事業 <u>【高齢福祉課】</u>	地域で開催されるサロン等にリハビリテーションの専門職等を派遣して生活機能の向上を図る体制づくりを支援します。 <u>【地域リハビリテーション活動支援 実績】</u> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #e0ffe0;">年 度</th> <th style="background-color: #e0ffe0;">実施件数</th> <th style="background-color: #e0ffe0;">参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>58 件</td> <td>1,369 人</td> </tr> </tbody> </table> *平成 29 年度は、平成 30 年 1 月末現在の実績です。 <u>【地域リハビリテーション活動支援 目標】</u> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #e0ffe0;">年 度</th> <th style="background-color: #e0ffe0;">実施件数</th> <th style="background-color: #e0ffe0;">参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>160 件</td> <td>2,400 人</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年度</td> <td>160 件</td> <td>2,400 人</td> </tr> <tr> <td>平成 32 年度</td> <td>160 件</td> <td>2,400 人</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	実施件数	参加人数	平成 29 年度	58 件	1,369 人	年 度	実施件数	参加人数	平成 30 年度	160 件	2,400 人	平成 31 年度	160 件	2,400 人	平成 32 年度	160 件	2,400 人
年 度	実施件数	参加人数																	
平成 29 年度	58 件	1,369 人																	
年 度	実施件数	参加人数																	
平成 30 年度	160 件	2,400 人																	
平成 31 年度	160 件	2,400 人																	
平成 32 年度	160 件	2,400 人																	

**施策体系 1 - 3**

【見守り・住環境・日常生活支援】

**安心して暮らせる環境づくりを進めます**

《現状》

独り暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中、当計画策定のための実態調査において、独り暮らし高齢者に対する見守り支援が多く望まれています。一方、今後の生活場所として望まれているのは身体状況問わず「自宅」が6割以上を占めていることから、在宅で見守られながら暮らしたいという傾向があります。また、同実態調査では、日常生活（家事や移動など）で困りごとが「ある」と答えている人は、一般高齢者で約2割、要支援認定者では約7割となっています。具体的な困りごととしては、一般高齢者が力仕事や高所作業などを挙げ、要支援認定者ではさらに布団干しや買い物などの日常生活に関わる項目を挙げています。加えて、これらの支援を受けるにあたり、6割以上が有償（100円～1,000円程度）でも良いという結果となっています。一方、支援を行う側としては約半数が無償で行うとしています。

《課題》

今後も増加する高齢者が、自宅や住み慣れた地域で安心して暮らせるようにするには、見守りをはじめ、様々な支援策を複合的に実施する必要があります。

また、健康や介護の問題以外にも高齢者が抱える困りごとは多く、それぞれのニーズに対し、多種多様でかつ適切な支援を行う必要があります。地域での支え合い活動やボランティアを実施する際は、有償・無償など地域の実情に合わせて検討する必要があります。

《目標》

**住み慣れた地域で、高齢者が安心して、安全に暮らすこと。また、困りごとを一人で抱え込まず、地域の力を得て、お互いに協力し、助け合いながら解決している。**

### ◆施策1-3-1：地域における見守り体制・ネットワークの構築 **《充実》**

高齢化が進み、介護を必要とする高齢者の増加が懸念されている中で、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加も問題となっています。このような世帯の高齢者は、近くに手助けをしてくれる人が常にいるとは限らないため、日常的、もしくは緊急時の支援を必要とするケースもあります。そのため、このような高齢者への見守りや緊急時に対応できるネットワークの構築に努めます。

◎：市の事業、○：市以外の事業

事業・取組の名称	具体的な内容				
◎在宅高齢者声かけ訪問調査 <u>【高齢福祉課】</u>	住民登録上、在宅で70歳以上で要支援・要介護認定を受けていない、在宅で生活している方を対象に、民生委員児童委員の協力のもと、担当地区の対象者宅を訪問し、生活の状況把握のための調査を行います。 【在宅高齢者声かけ訪問調査 実績】 <table border="1" data-bbox="815 824 1198 907"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>調査人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>255人</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	調査人数	平成29年度	255人
年 度	調査人数				
平成29年度	255人				
◎在宅要支援・要介護認定者向けの調査 <u>【高齢福祉課】</u>	在宅で生活している要支援者、要介護者を対象として実態調査を行い、ニーズの把握に努めます。				
◎民生委員児童委員の見守り活動支援 <u>【健康福祉総務課】</u>	大和市民生委員児童委員協議会事務局として、役員会や専門部会をはじめとした各種会議の開催、各種研修の実施、地区民生委員児童委員協議会への活動費の助成等を行い、地域福祉の推進という大切な役割を担う民生委員児童委員の活動を支援します。				
◎（再掲）敬老祝品支給事業 <u>【高齢福祉課】</u>	大和市に住民登録をしている高齢者に敬意と感謝を表し、長寿を祝して基準日（9月15日）に88歳、90歳、95歳、99歳、100歳以上の方に敬老祝品を贈呈します。				
◎地域の見守りと安心できるまちづくりに関する協定 <u>【高齢福祉課】</u>	近年、ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯、障がい者を抱えた家族、生活困窮者の孤立死などが全国で問題となっており、また、認知症の人が徘徊するケースが増えています。 市では、このような事態を未然に防ぐため、周囲が異変に気づいた際、速やかに手を差し伸べられるよう、市内事業者等と協定の締結を進めています。平成29年度末までに、19の事業者と協定を締結しており、今後、さらに呼びかけを行います。				

事業・取組の名称	具体的な内容												
<p>◎高齢者見守りシステム (旧緊急通報システム) <u>【高齢福祉課】</u></p>	<p>日頃の安心と緊急時の速やかな支援を提供するため、独り暮らし高齢者等を対象に自宅に緊急通報装置、ペンダント型通報装置、人感センサー、火災警報器を貸与します。</p> <p style="text-align: center;">【高齢者見守りシステム 実績】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90EE90;">年度</th> <th style="background-color: #90EE90;">新規設置数</th> <th style="background-color: #90EE90;">総数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度</td> <td>133台</td> <td>554台</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>116台</td> <td>560台</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>106台</td> <td>584台</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">*平成29年度は、平成30年1月末現在の実績です。</p>	年度	新規設置数	総数	平成27年度	133台	554台	平成28年度	116台	560台	平成29年度	106台	584台
年度	新規設置数	総数											
平成27年度	133台	554台											
平成28年度	116台	560台											
平成29年度	106台	584台											

【緊急通報装置】



【火災警報器】



【人感センサー】



【ペンダント型通報装置】



事業・取組の名称	具体的な内容								
<p>◎救急医療情報キット <u>【健康づくり推進課】</u></p>	<p>救急医療情報キットは、急な体調不良など、万一の事態に備えるための道具です。氏名、生年月日、血液型、服薬内容、かかりつけ医、緊急連絡先などの情報をシートに記載し、円筒形のプラスチック容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておきます。急病時に救急車を呼んだとき、自身で受け答えが難しい容態であっても、救急隊員が冷蔵庫にあるキットを活用し、救急医療活動に役立てます。今後も、より多くの方に普及するよう努めます。</p> <p>【救急医療情報キットの配布実績】</p> <table border="1" data-bbox="799 555 1217 707"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>配布本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>1, 220 本</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>956 本</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>845 本</td> </tr> </tbody> </table> <p>*平成 29 年度は、平成 30 年 2 月末現在の実績です。</p>	年 度	配布本数	平成 27 年度	1, 220 本	平成 28 年度	956 本	平成 29 年度	845 本
年 度	配布本数								
平成 27 年度	1, 220 本								
平成 28 年度	956 本								
平成 29 年度	845 本								
<p>◎避難行動要支援者支援制度 <u>【健康福祉総務課】</u></p>	<p>平時において関係機関と連携・協力しながら、災害時等に避難支援が必要な方の状況を把握し、情報共有を図り、いざというときに備えます。</p>								
<p>◎特別養護老人ホーム等との災害時における協定締結 <u>【健康福祉総務課】</u></p>	<p>災害時に介護が必要な高齢者が避難生活を送る場合、身体状況に即した避難施設や人員体制の確保が必要です。引き続き、様々な介護サービス事業者と、災害時における協定の締結を進めます。</p>								
<p>○（再掲）ふれあいネットワーク事業 <u>【社会福祉協議会】</u></p>	<p>市から受託した大和市社会福祉協議会が、地区社会福祉協議会の活動（ふれあい訪問、ミニサロン、個別支援）の支援等を行います。 ふれあい訪問：独り暮らし高齢者に対して、地区社会福祉協議会のボランティアが定期的に訪問し、孤独や不安の解消に努めます。</p>								

◆施策1-3-2：地域包括支援センターの機能強化 **《充実》** **【重点施策】**

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続していくためには、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを深化・推進していく必要があります。そのため、地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行う地域ケア会議の運営を充実させるとともに、地域包括支援センターの機能の強化に努めます。

◎：市の事業

事業・取組の名称	具体的な内容
◎地域包括支援センターの機能強化 <u>【高齢福祉課】</u>	平成 28 年度に認知症地域支援推進員業務及び地域ケア会議ファシリテーター業務に対応するため各地域包括支援センターに1名増員を行い、平成 29 年度にも総合事業の移行や生活支援体制整備事業の支援業務に伴い、さらに1名増員し、人員体制の強化を図っています。 市のホームページ等で、地域包括支援センターの事業内容・運営状況に関する情報を公表します。介護サービスに関する相談等について内容を整理・分類した上で報告するとともに、必要に応じて協議の場を設け、高齢福祉課・介護保険課と地域包括支援センターの連携推進を図ります。市（高齢福祉課・介護保険課）と協議のうえ、介護支援専門員を対象とした研修会・事例検討会等を計画的に開催します。介護支援専門員のニーズに基づき、医師等の多職種との意見交換場や自立支援・重度化防止等に資する観点からの個別事例検討を地域ケア会議等において実施します。 地域包括支援センター運営協議会において、運営方針の検討や事業評価を行い、各委員からの意見等を踏まえ、事業内容の見直し等の改善を行います。その他、継続的に、評価、PDCA の充実、情報公表制度の活用等により継続的な評価・点検を行い、機能強化に努めます。

**【地域包括支援センター 一覧】**



①下鶴間つきみ野地域包括支援センター  
(ロゼホームつきみ野)



② 中央林間地域包括支援センター  
(プレマ会)



③南林間地域包括支援センター (サンホーム鶴間)



④鶴間地域包括支援センター (サンホーム鶴間)



⑤深見大和地域包括支援センター（大和YMCA）



⑥上草柳・中央地域包括支援センター（晃風園）



⑦福田北地域包括支援センター（大和市社協）



⑧福田南地域包括支援センター（敬愛の園）



⑨桜丘・和田地域包括支援センター



●在宅介護支援センターみなみ風



事業・取組の名称	具体的な内容
◎在宅介護支援センター <u>【高齢福祉課】</u>	地域包括支援センターと連携・協力しながら、介護予防や在宅介護に関する総合相談を行います。
◎地域包括支援センター運営協議会 <u>【高齢福祉課】</u>	地域包括支援センターの公正・中立性の確保と円滑かつ適正な運営を図るために協議します。

◆施策1-3-3：高齢者の住まいに関する支援の充実 **《充実》**

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、生活環境を整えるための適切な住宅改修やサービス付き高齢者向け住宅等への住み替えのための情報提供など、高齢者の居住環境の充実のための支援を行います。

◎：市の事業

事業・取組の名称	具体的な内容
◎住宅改修費の支給 【介護保険課】	要支援・要介護認定を受けても、住み慣れた自宅で暮らし続けることができるよう、手すりの取り付け、段差の解消、和式便器から洋式便器への取り換え等を行った際の20万円までの住宅改修費の一部を介護保険から支給します。
◎建築物の耐震化等促進事業 (家具転倒防止器具取付支援) 【建築指導課】	住宅の耐震改修を行うことが難しい65歳以上の世帯における人的被害を抑える観点から、家具の転倒防止器具を取り付けます。 住宅1戸につき2箇所まで無料で大和市が家具転倒防止器具を支給し、大和市耐震化促進協議会の登録事業者が取り付けます。
◎建築物の耐震化等促進事業 (不燃化・バリアフリー 改修工事費補助) 【建築指導課】	安全性向上を目的とした、新築を除く既存の木造住宅(戸建て・アパートなど)への「不燃化改修工事」、「バリアフリー化改修工事」に対し、原則、工事費の2分の1かつ上限10万円を限度に補助します。
◎サービス付き高齢者 向け住宅等の情報提供 【高齢福祉課】	サービス付き高齢者向け住宅とは、高齢者にふさわしいハード(バリアフリー構造、一定の面積、設備)と安心できる見守りサービス(状況把握・生活相談サービス)を提供する賃貸住宅を、事業者が都道府県に登録する制度です。これにより、事業者へ行政の指導・監督が及ぶとともに、情報公開もしています。 大和市内には現在13か所の事業所があり、今後も新規開設が増えていく予定です。これらの詳細について、市民の方にホームページ上で公開しています。
◎あんしん賃貸支援事業 【街づくり総務課】	高齢者等が安心して賃貸住宅に入居できるよう、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」及び「神奈川県あんしん賃貸支援事業実施要領」に基づき、市、公益社団法人、不動産協力店が連携して、居住に関するサポートを行います。 ①住まい探し相談会(予約制)を開催 住宅に困っている高齢者を対象に、毎月1回、住まい探し相談会を開催します。 ②不動産協力店の紹介及び登録物件の情報提供 安心して入居できる賃貸住宅を取り扱っている不動産協力店を市のホームページや街づくり総務課の窓口などで紹介します。 ③住まい探しサポーター 一人で不動産店を訪問することが不安な高齢者等に対し、ボランティアが不動産店に同行します。

事業・取組の名称	具体的な内容
◎市営住宅における高齢者向け住宅（バリアフリー化など）の充実 <u>【街づくり総務課】</u>	急速な高齢社会に対応し、既存の施設の有効活用を図りつつ、良好な居住環境を備えた高齢向け住宅の供給を促進するとともに、高齢者等に配慮した選考方法の見直しにより、高齢者等への入居の機会を確保します。
◎シルバーハウジング（高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業） <u>【街づくり総務課】</u> <u>【高齢福祉課】</u>	生活援助員が入居者の生活指導・相談や安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応、その他日常生活に必要な援助を行う「シルバーハウジング」を、引き続き運営します。
◎ユニバーサルデザイン※推進事業 <u>【街づくり総務課】</u>	大和市では、市職員を対象に、ユニバーサルデザインの視点に立った誰にとってもやさしいまち、持続可能なまちづくりの実現を目指し、ユニバーサルデザインの普及啓発や市民サービス等の向上を図るため、研修会の実施や情報提供等を行います。
◎WHO エイジフレンドリーシティ・グローバルネットワークへの参加 <u>【政策総務課】</u>	WHOは世界的な高齢化と都市化に対応するため、高齢者に優しい都市づくり（エイジフレンドリーシティ）に取り組む自治体の国際的なネットワークを設立しています。大和市もこのネットワークに参加することで、国際的な考え方に沿った高齢者施策の推進等を行います。

※ ユニバーサルデザイン…年齢、国籍、性別、身体的能力など人々の様々な特性や違いを越えて、特別な製品や調整なしで、すべての人が利用しやすい“デザイン”を意味する。

◆施策1-3-4：日常生活への支援 **《充実》**

高齢化の進行に伴い、介護を必要とする高齢者が増加していることはもちろん、介護は必要としなくても日常的に支援を必要とする独り暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯も増加しています。そのため、それぞれの立場に応じた様々な生活支援サービスの提供に努め、負担軽減を図っていきます。

◎：市の事業、○：市以外

事業・取組の名称	具体的な内容
◎(再掲)生活支援体制整備 <u>【高齢福祉課】</u>	生活支援サービスの様々な実施主体による協議体の設置を地域ごとに進めるとともに、資源開発やネットワークの構築など、協議体の活動の中核的な役割を担う地域支え合い推進員を配置します。
◎(再掲)総合事業 (訪問型・通所型サービス等) <u>【高齢福祉課】</u> <u>【介護保険課】</u>	大和市が主体で行う地域支援事業の1つとして、65歳以上の市民を対象に、その人の状態や必要性に合わせた様々なサービス等を提供する事業です。総合事業では、要支援及び事業対象者が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての市民とその支援を行う人が利用できる「一般介護予防事業」を行い、市民の介護予防と日常生活の自立を支援します。
◎(再掲)シルバー人材センター支援 <u>【高齢福祉課】</u>	高齢者の経験と能力を生かし、生きがいとして働く機会を提供している公益社団法人大和市シルバー人材センター(愛称：はつらつ Yamato)の運営を支援します。会員数、並びに職域の拡大を積極的に図り、地域のニーズに即応したサービスが提供されるよう調整を行います。
◎(再掲)やまとボランティア総合案内所 <u>【市民活動課】</u>	ボランティア活動をしたい人に対して、ボランティアの心構えや基礎知識を伝えるとともに、市内ボランティアコーディネート組織を紹介します。また、希望する人には、メールマガジンなどにより、ボランティアに関する情報を提供します。
◎福祉用具の貸与・福祉用具購入費の支給 <u>【介護保険課】</u>	身体機能が低下して、日常生活動作に支障のある要支援・要介護認定者が、福祉用具をレンタル、もしくは購入した金額(購入の場合、上限10万円/年)の一部を介護保険から支給します。
◎地域乗合交通創出支援事業 <u>【街づくり総務課】</u>	<p>西鶴間・上草柳地域9自治会(約2,400世帯)における交通の利便性向上を促進するため、地域住民が中心となって組織する「地域と市の協働“のりあい”」が10人乗りのワゴン車を使い、地域と鉄道駅や商業施設などを結ぶ移動手段の確保、外出機会の増やし、コミュニティ活性化に資する地域活動を行っており、住民組織と市との協働事業として実施します。</p> <p>○主なルート・1周約9キロの周回コース・1日15周(午前10周・午後5周) 【市役所・市立病院】→【上草柳ロータリー】→【西鶴間7丁目】→【西鶴間1丁目公園】→【鶴間駅】→【市立病院・市役所】</p> <p>※市の役割分担は、車両(2台)及び燃料費の確保、広報事務、関係機関との連絡調整等です。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>【のろっと】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【やまとんGO】</p>  </div> </div>

事業・取組の名称	具体的な内容
<p>◎コミュニティバス運行事業 <u>【街づくり総務課】</u></p>	<p>鉄道駅や路線バスのバス停から離れている公共交通の利用が不便な地域の利便性向上と高齢者や子育て世代などの移動制約者の日中の移動手段の確保と市内における地域間移動の円滑化を図るため、コミュニティバス「のろっと」と「やまとんGO」運行事業を行います。</p> <p>○コミュニティバス「のろっと」（運賃：小学生以上 100 円） ・運行地域 [北部ルート] A系統～B系統（中央林間駅～市役所～中央林間駅） B系統～A系統（中央林間駅～市役所～中央林間駅） [南部ルート] 大和駅～桜ヶ丘駅～高座渋谷駅～桜ヶ丘駅～大和駅 ・運行間隔：60～100 分に 1 本      ・バス仕様：34 人乗り車両 ・年間利用者数：約 36 万人（平成 28 年度末実績）</p> <p>○コミュニティバス「やまとんGO」（運賃：小学生以上 150 円） ・運行地域 [中央林間西側地域] 右・左回り（中央林間駅～南林間駅～中央林間駅） [相模大塚地域] 往・復路（相模大塚駅～南林間駅、南林間駅～相模大塚駅） [深見地域] 往・復路（大和駅～市役所、市役所～大和駅） [桜ヶ丘地域] 右・左回り（桜ヶ丘駅～高座渋谷駅～桜ヶ丘駅） ・運行間隔：30 分に 1 本      ・バス仕様：ワゴン車タイプ 14 人乗り ・年間利用者数：約 29 万人（平成 28 年度末実績）</p>
<p>◎高齢者おでかけ支援事業 <u>【街づくり総務課】</u></p>	<p>高齢者の交通利便性向上のため、市内民間事業者が所有する送迎バスの車両を活用し、高齢者の移動支援を行います。利用の対象者は、市内に居住する満 65 歳以上であり、1 人で乗降できる人とし、利用するには、事前に市に利用申込書兼同意書を提出します。</p> <p>○主なルート（1 日 9 往復）【成和クリニック（西鶴間 5 丁目）】⇔ 【鶴間駅】⇔【南林間駅】⇔【成和病院（南林間 9 丁目）】</p> <p>※市は、搭乗中に発生した事故等に備えて傷害保険に加入しています。</p>
<p>◎ふれあい収集 <u>【収集業務課】</u></p>	<p>対象世帯に限り、粗大ごみを屋外に出すことができない場合には、市の職員が家の中から運び出して収集します。なお、引っ越しのごみは対象となりません。申込先：収集業務課、手数料：粗大ごみ 1 個 500 円、大型粗大ごみ 1,000 円</p>
<p>◎福祉車両助成事業 <u>【障がい福祉課】</u></p>	<p>車いす等を使用しなければ歩行が著しく困難な人へ、医療機関への通院・入退院、福祉施設の入退所、行政機関の手続等について、年最大 12 回福祉車両を利用できる制度です。 （原則として、市内又は隣接する市及び区のみ）</p>
<p>◎シルバー・ドライブ・チェック <u>【道路安全対策課】</u></p>	<p>自動車の運転を映像で記録するドライブレコーダーを活用した安全運転診断で、ドライブレコーダーを市民に貸出し、10 日間程度運転後、運転者本人と一緒に映像を見ながら、市交通安全教育専門員が安全運転のポイント等のアドバイスを行います。</p>

事業・取組の名称	具体的な内容
○（再掲）やまとボランティアセンター <u>【社会福祉協議会】</u>	ボランティアを必要としている人の相談に応じ、ボランティアの調整や利用できるサービス機関・団体などを紹介します。また、ボランティア活動をしてみたいという人に、ボランティア活動へのきっかけづくりとなるような各種講座、大和の福祉課題や活動の現状について学びあう「地域福祉セミナーやまと」を開催しています。
○訪問理髪サービス <u>【社会福祉協議会】</u>	市内の登録理美容店の協力により、移動が困難な在宅の寝たきり高齢者等を訪問し、理髪サービスを実施します。
○車いすの貸出し <u>【社会福祉協議会】</u>	病気やけがなどで、一時的に車いすが必要な方に貸し出しを行います。
○（再掲）ふれあいネットワーク事業 <u>【社会福祉協議会】</u>	市から受託した大和市社会福祉協議会が、地区社会福祉協議会の活動（ふれあい訪問、ミニサロン、個別支援）の支援等を行います。 個別支援：高齢者が抱える日常生活における困りごと（電球交換、庭木の剪定・草むしりなど）を支援します。

◆施策1-3-5：家族介護支援サービスの充実 **《充実》**

介護を必要とする高齢者の増加により、家族介護者も増加しています。中でも家族介護者の高齢化、いわゆる老老介護が問題となっており、高齢者が在宅での生活を続けることができるよう、介護保険サービスのほかに、市の事業として、介護による家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減することを目的とした家族介護者の交流の場や介護用品の支給事業など、介護家族への支援事業を充実します。

◎：市の事業、○：市以外の事業

事業・取組の名称	具体的な内容																																
◎紙おむつ支給 【高齢福祉課】	在宅で生活している要介護3～5の人で、その方と同一の世帯全員が、市民税が非課税又は、課税されていても介護保険料の所得段階が8までの方に対し、紙おむつを支給します。																																
◎家族介護慰労金支給 【高齢福祉課】	在宅で高齢者を介護している家族の負担を軽減するため、家族介護慰労金を支給します。																																
◎家族介護者教室 【高齢福祉課】	在宅で介護している家族等を対象に、介護方法や介護者の健康づくりなどについての知識や技術の習得を目的とした教室を開催します。教室への参加をきっかけに介護者の心のケアも行っていきます。 【家族介護者教室 実績】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>開催箇所</th> <th>開催数</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度</td> <td>10か所</td> <td>42回</td> <td>625人</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>10か所</td> <td>44回</td> <td>709人</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>10か所</td> <td>42回</td> <td>680人</td> </tr> </tbody> </table> <p>*平成29年度は、平成30年1月末現在の実績です。</p> 【家族介護者教室 目標】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>開催箇所</th> <th>開催数</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>10か所</td> <td>42回</td> <td>670人</td> </tr> <tr> <td>平成31年度</td> <td>10か所</td> <td>42回</td> <td>670人</td> </tr> <tr> <td>平成32年度</td> <td>10か所</td> <td>42回</td> <td>670人</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	開催箇所	開催数	参加人数	平成27年度	10か所	42回	625人	平成28年度	10か所	44回	709人	平成29年度	10か所	42回	680人	年 度	開催箇所	開催数	参加人数	平成30年度	10か所	42回	670人	平成31年度	10か所	42回	670人	平成32年度	10か所	42回	670人
年 度	開催箇所	開催数	参加人数																														
平成27年度	10か所	42回	625人																														
平成28年度	10か所	44回	709人																														
平成29年度	10か所	42回	680人																														
年 度	開催箇所	開催数	参加人数																														
平成30年度	10か所	42回	670人																														
平成31年度	10か所	42回	670人																														
平成32年度	10か所	42回	670人																														
◎（地域包括支援センター主催） 介護者交流会の支援 【高齢福祉課】	認知症等の人を介護している介護者同士が気軽に語り合い、支え合う交流会を開催しています。																																
◎臨床心理士による認知症個別相談・介護者交流会 【高齢福祉課】	認知症の人を介護している介護者の悩みを軽減するため、臨床心理士の視点で、個別に相談に応じる他、介護している人同士が気軽に語り合う交流会等を定期的に開催します。 【臨床心理士による認知症個別相談・介護者交流会 実績】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>個別相談 開催回数</th> <th>参加人数</th> <th>介護者交流会 開催回数</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>21回</td> <td>21人</td> <td>6回</td> <td>31人</td> </tr> </tbody> </table> 【臨床心理士による認知症個別相談・介護者交流会 目標】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>個別相談 開催回数</th> <th>参加人数</th> <th>介護者交流会 開催回数</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>36回</td> <td>36人</td> <td>6回</td> <td>36人</td> </tr> <tr> <td>平成31年度</td> <td>36回</td> <td>36人</td> <td>6回</td> <td>36人</td> </tr> <tr> <td>平成32年度</td> <td>36回</td> <td>36人</td> <td>6回</td> <td>36人</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	個別相談 開催回数	参加人数	介護者交流会 開催回数	参加人数	平成29年度	21回	21人	6回	31人	年 度	個別相談 開催回数	参加人数	介護者交流会 開催回数	参加人数	平成30年度	36回	36人	6回	36人	平成31年度	36回	36人	6回	36人	平成32年度	36回	36人	6回	36人		
年 度	個別相談 開催回数	参加人数	介護者交流会 開催回数	参加人数																													
平成29年度	21回	21人	6回	31人																													
年 度	個別相談 開催回数	参加人数	介護者交流会 開催回数	参加人数																													
平成30年度	36回	36人	6回	36人																													
平成31年度	36回	36人	6回	36人																													
平成32年度	36回	36人	6回	36人																													
○（再掲）車いすの貸出し 【社会福祉協議会】	病気やけがなどで、一時的に車いすが必要な方に貸し出しを行います。																																

**施策体系1-4**  
**【認知症施策】**

**認知症を理解し、認知症の人が地域で安心して生活できるよう支援します**

《現状》

国の統計では高齢者の約16%が認知症という推計が示されており、平成29年10月時点の市の高齢者人口で換算すると、約8,500人が認知症を発症していることとなります（実際に介護保険の認定調査を受けた方では2,681人）。また、当計画策定のための実態調査では、市が重点を置くべき認知症対策において、早期診断・早期対応の仕組みづくりを6割以上の人が選択しています。一方、認知症による徘徊高齢者登録者数、徘徊による搜索件数はともに増加しているのが現状です。認知症の人とその家族が安心して暮らせる地域づくりのため、地域の見守りと安心できるまちづくりに関する協定の締結を進めるとともに、認知症サポーターの養成に取り組んでいます。

《課題》

認知症への理解は得られてきているものの、自分のこととして考えることは難しく、認知症を発症した際に、初期治療を受けずに病状が進行してしまう人が少なからずおり、より認知症に対する理解を深めていく必要があります。また、認知症の高齢者等が住み慣れた地域で生活を続けるためには、市民や福祉組織、介護事業者、医療機関、行政等の連携を一層強め、見守り・支援を強化する必要があります。

《目標》

**誰もが認知症を理解し、気軽に相談することができ、容態に合った医療や介護等のサービスを利用することができる。また、本人・家族を中心に、地域の人や各関係者が連携して支援できている。**

◆施策1-4-1：認知症に対する理解の促進 **《充実》**【重点施策】

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症に対する差別や偏見をなくすため、認知症に対する正しい知識の広報・啓発に努めます。

◎：市の事業

事業・取組の名称	具体的な内容
◎認知症講演会 【高齢福祉課】	認知症に対する正しい理解や認知症の人との接し方などに関する講演会を定期的実施し、市民の認知症への理解促進を図ります。
◎（再掲） 認知症サポーター養成事業 【高齢福祉課】	認知症の人とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが出来るよう、認知症の人の気持ちや症状を理解するとともに、認知症の人を地域で支える認知症サポーターを養成します。
◎（再掲）認知症サポーター育成ステップアップ講座 【高齢福祉課】	認知症サポーター養成講座受講済みの方を対象に、認知症の人や家族の気持ち、症状等への理解をさらに深めるとともに、地域での活動例を紹介し、自主的な活動につながることを目的に講座を開催します。受講者を市、活動エリアの地域包括支援センターに登録します。
◎認知症予防セミナー（コグニサイズ） 【高齢福祉課】	国立長寿医療研究センターが認知機能向上を目的として開発した、体を動かしながら、計算やしりとりなどで脳を同時に使うプログラム「コグニサイズ」を行います。
◎認知症予防 コグニサイズ事業 【高齢福祉課】	タブレットを活用する認知機能の検査を受けた方等を対象に、認知機能の維持・向上を目指した教室を開催します。コグニサイズを中心に、運動の習慣化、生活習慣の改善などに取り組みます。
◎コグニバイク 設置関連事業 【高齢福祉課】	国立長寿医療研究センターが開発に協力した、認知機能の向上を目的とした、脳と体の両方を同時に活動させる自転車型運動機器「コグニバイク」を設置します。ペダルを踏む運動をしながら、同時に正面に設置されたPC画面を見て認知機能訓練を行うことができます。

◆施策1-4-2：早期発見・早期対応に向けた体制の整備 **《充実》** **【重点施策】**

認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた大和市で安心して暮らし続けることができる地域の実現を目指し、市の関係部署、地域包括支援センター、社会福祉協議会、家族会、医療・介護関係者等の関係機関とのネットワークを強化し、途切れないサービスの提供が行われる体制整備を推進していきます。

◎：市の事業

事業・取組の名称	具体的な内容																																
<p>◎認知症初期集中支援チーム <u>【高齢福祉課】</u></p>	<p>認知症専門医（認知症サポート医）と医療・介護の専門職がチームを組み、認知症の人とその家族を訪問し、受診勧奨や本人、家族へのサポート等を集中的に行う認知症初期集中支援チームを設置します。在宅生活をしている認知症が疑われる人又は認知症の人で、医療、介護サービスを受けていない人等を対象に、訪問等を行います。医療や介護サービス等に移行するまでの間とし、最長で6か月を目安に集中的に支援を行うチームです。認知症疾患医療センターや医師会等と連携を図ります。</p> <div data-bbox="598 716 1316 1624" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><b>【認知症初期集中支援チーム（イメージ図）】</b></p> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>認知症サポート医 である専門医（嘱託）</p>  </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin: 10px 0;"> <div style="text-align: center;"> <p>助 指 言 導</p>  <p><b>医療職員</b> (保健師、看護師等)</p> </div> <div style="font-size: 2em; color: green;">↑↓</div> <div style="text-align: center;"> <p>情 報 相 談 提 供</p>  <p><b>介護系職員</b> (介護福祉士、社会福祉士、 精神保健福祉士等)</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>訪問</p>  </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; text-align: center; width: 150px;"> <p><b>地域包括支援センター</b></p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>連絡</p>  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>本人</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>相談</p>  </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>家族</p>  </div> </div> </div> <div data-bbox="758 1624 1197 1657" style="text-align: center;"> <p>【認知症初期集中支援チーム 実績】</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #c8e6c9;">年 度</th> <th style="background-color: #c8e6c9;">チーム員会議 開催回数</th> <th style="background-color: #c8e6c9;">新規件数</th> <th style="background-color: #c8e6c9;">チーム検討委員会 開催回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>3 回</td> <td>4 件</td> <td>2 回</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>10 回</td> <td>11 件</td> <td>2 回</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>10 回</td> <td>10 件</td> <td>3 回</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="758 1848 1197 1881" style="text-align: center;"> <p>【認知症初期集中支援チーム 目標】</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #c8e6c9;">年 度</th> <th style="background-color: #c8e6c9;">チーム員会議 開催回数</th> <th style="background-color: #c8e6c9;">新規件数</th> <th style="background-color: #c8e6c9;">チーム検討委員会 開催回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>12 回</td> <td>12 件</td> <td>3 回</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年度</td> <td>12 回</td> <td>14 件</td> <td>3 回</td> </tr> <tr> <td>平成 32 年度</td> <td>12 回</td> <td>16 件</td> <td>3 回</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	チーム員会議 開催回数	新規件数	チーム検討委員会 開催回数	平成 27 年度	3 回	4 件	2 回	平成 28 年度	10 回	11 件	2 回	平成 29 年度	10 回	10 件	3 回	年 度	チーム員会議 開催回数	新規件数	チーム検討委員会 開催回数	平成 30 年度	12 回	12 件	3 回	平成 31 年度	12 回	14 件	3 回	平成 32 年度	12 回	16 件	3 回
年 度	チーム員会議 開催回数	新規件数	チーム検討委員会 開催回数																														
平成 27 年度	3 回	4 件	2 回																														
平成 28 年度	10 回	11 件	2 回																														
平成 29 年度	10 回	10 件	3 回																														
年 度	チーム員会議 開催回数	新規件数	チーム検討委員会 開催回数																														
平成 30 年度	12 回	12 件	3 回																														
平成 31 年度	12 回	14 件	3 回																														
平成 32 年度	12 回	16 件	3 回																														

事業・取組の名称	具体的な内容
<p>◎認知症ケアパスの普及 【高齢福祉課】</p>	<p>認知症の人の生活機能障害の進行に合わせた医療や介護のサービス・支援体制等の流れを示した認知症ケアパスを普及します。一人ひとりの認知症の人に対しての支援目標を、本人、家族、医療・介護関係者等の間で共有できるよう、活用を推進していきます。また、広く認知症ケアパスを普及することにより、予め認知症ケアの流れを示し、認知症を疑う症状が生じた市民の不安軽減を図ります。</p> <p>【認知症の進行に合わせて利用できるサービス・支援の流れ（各種サービス一覧）】は次ページ参照</p>
<p>◎認知症地域支援推進員※ 【高齢福祉課】</p>	<p>市と包括に配置された認知症地域支援推進員は、認知症疾患医療センターを含む医療機関や認知症サポート医、介護サービス事業者及び地域の支援機関と連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行います。また、認知症ケアパスの普及や認知症初期集中支援チームとの連携、認知症カフェ、多職種協働研修の開催等地域における支援体制の構築を図ります。</p>
<p>◎認知症ケアに携わる 多職種協働研修 (認知症ライフサポート研修) 【高齢福祉課】</p>	<p>認知症に携わる医療と介護等の専門職が、お互いの役割・機能を理解しながら、統合的なケアにつなげていくため、認知症ケアにおける多職種協働の重要性等を認識・習得する認知症多職種協働研修「認知症ライフサポート研修」等を実施します。</p>
<p>◎(再掲)地域ケア会議の充実 【高齢福祉課】</p>	<p>高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法です。</p>
<p>◎認知症簡易チェック システム 【高齢福祉課】</p>	<p>認知症の早期発見・早期治療に結びつけるために、携帯電話やパソコンで認知症を簡単にチェックできるサイトを市のホームページ上で紹介します。</p>
<p>◎タブレットを活用した 認知機能の検査 【高齢福祉課】</p>	<p>国立長寿医療研究センターが開発した認知機能評価アプリケーションをインストールしたタブレット端末を活用して、認知機能の検査を行います。認知機能低下の予防や早期発見をし、健常と認知症の間にあるMCI（軽度認知障害）の改善につなげます。</p>

※ 認知症地域支援推進員…認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行います。



◆施策1-4-3：認知症の本人と家族等の介護者に対する支援

《充実》【重点施策】

認知症高齢者が尊厳を保ちながら、住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし、また、家族の介護負担軽減が図れるよう、定期的な集いや相談会の開催、地域での見守り活動の促進、徘徊者の早期発見対策、権利擁護事業の推進を図ります。

◎：市の事業、○：市以外の事業

事業・取組の名称	具体的な内容																								
◎（市・地域包括支援センター主催）認知症カフェ 【高齢福祉課】	<p>認知症のご本人とその家族を中心に、専門職・ボランティアなどの市民が、気軽に集い、交流する場です。認知症の人や介護者の介護負担軽減だけではなく、認知症の人や家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合うために行うものです。こうした取組から、認知症の人の声を聞き取り、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを進めます。</p> <p>【（市・地域包括支援センター主催）認知症カフェ 実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90EE90;">年 度</th> <th style="background-color: #90EE90;">市開催回数</th> <th style="background-color: #90EE90;">地域包括支援センター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>1 回</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>4 回</td> <td>18 回</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>8 回</td> <td>34 回</td> </tr> </tbody> </table> <p>【（市・地域包括支援センター主催）認知症カフェ 目標】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90EE90;">年 度</th> <th style="background-color: #90EE90;">市開催回数</th> <th style="background-color: #90EE90;">地域包括支援センター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>8 回</td> <td>36 回</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年度</td> <td>8 回</td> <td>36 回</td> </tr> <tr> <td>平成 32 年度</td> <td>8 回</td> <td>36 回</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	市開催回数	地域包括支援センター	平成 27 年度	1 回	—	平成 28 年度	4 回	18 回	平成 29 年度	8 回	34 回	年 度	市開催回数	地域包括支援センター	平成 30 年度	8 回	36 回	平成 31 年度	8 回	36 回	平成 32 年度	8 回	36 回
年 度	市開催回数	地域包括支援センター																							
平成 27 年度	1 回	—																							
平成 28 年度	4 回	18 回																							
平成 29 年度	8 回	34 回																							
年 度	市開催回数	地域包括支援センター																							
平成 30 年度	8 回	36 回																							
平成 31 年度	8 回	36 回																							
平成 32 年度	8 回	36 回																							
◎（市民主催） 認知症カフェへの補助 【高齢福祉課】	<p>認知症の人及びその家族が、地域の人や専門家等と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場である「認知症カフェ」を運営する団体等に、その運営費用の一部を補助します。</p> <p>【（市民主催）認知症カフェへの補助 実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90EE90;">年 度</th> <th style="background-color: #90EE90;">開催箇所</th> <th style="background-color: #90EE90;">開催回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>4 箇所</td> <td>25 回</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	開催箇所	開催回数	平成 29 年度	4 箇所	25 回																		
年 度	開催箇所	開催回数																							
平成 29 年度	4 箇所	25 回																							
◎（再掲） （地域包括支援センター主催） 介護者交流会の支援 【高齢福祉課】	<p>認知症等の人を介護している介護者同士が気軽に語り合い、支え合う交流会を開催しています。</p>																								
◎認知症の当事者の集いの検討 【高齢福祉課】	<p>認知症の人が集まり、悩みや思いを語り合える認知症当事者の集いの開催を検討します。</p>																								
◎認知症の人と 家族の会との連携 【高齢福祉課】	<p>介護する家族が集まり、互いに励まし合い、助け合うことを目的とした「認知症の人と家族の会」と連携します。</p>																								
◎（再掲） 臨床心理士による認知症個別 相談・介護者交流会 【高齢福祉課】	<p>認知症の人を介護している介護者の悩みを軽減するため、臨床心理士の視点で、個別に相談に応じる他、介護している人同士が気軽に語り合う交流会等を定期的で開催します。</p>																								

事業・取組の名称	具体的な内容												
<p>◎はいかい高齢者等 SOSネットワーク <u>【高齢福祉課】</u></p>	<p>徘徊する可能性のある高齢者の個人情報などを、事前に地域包括支援センター・在宅介護支援センター及び大和警察署へ登録する制度です。検索が必要なときは、関係機関・関係団体が連携を取り、高齢者の早期発見・保護に努めます。</p> <p>【はいかい高齢者SOSネットワーク登録者数 実績】</p> <table border="1" data-bbox="683 443 1331 600"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>新規登録者数</th> <th>総登録者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>76 人</td> <td>196 人</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>111 人</td> <td>235 人</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>101 人</td> <td>252 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>*平成 29 年度は、平成 30 年 1 月末現在の実績です。</p>	年 度	新規登録者数	総登録者数	平成 27 年度	76 人	196 人	平成 28 年度	111 人	235 人	平成 29 年度	101 人	252 人
年 度	新規登録者数	総登録者数											
平成 27 年度	76 人	196 人											
平成 28 年度	111 人	235 人											
平成 29 年度	101 人	252 人											
<p>◎はいかい高齢者等 位置確認支援事業 <u>【高齢福祉課】</u></p>	<p>徘徊する恐れのある高齢者に、位置情報システム（GPS）端末を格納した専用シューズを履いてもらい、徘徊時に早期保護へつなげます。利用には、「はいかい高齢者等 SOS ネットワーク」への登録が必要です。また、利用者の所得段階に応じ、利用料の自己負担が発生する場合があります。</p> <p>【はいかい高齢者等位置確認支援事業 専用シューズ】</p>  <p>【はいかい高齢者等位置確認支援事業 実績】</p> <table border="1" data-bbox="805 1391 1209 1469"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>登録者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>36 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>*平成 30 年 1 月末現在の実績です。</p>	年 度	登録者数	平成 29 年度	36 人								
年 度	登録者数												
平成 29 年度	36 人												
<p>◎はいかい高齢者 個人賠償責任保険事業 <u>【高齢福祉課】</u></p>	<p>認知症による徘徊の恐れがある、はいかい高齢者等SOSネットワーク登録者（市民）を被保険者とし、踏切事故などにより第三者に負わせた損害を補償する賠償責任保険に、市が保険契約者となり加入します。また、本人のけがなどを補償する傷害保険にも、併せて加入します。</p>												

事業・取組の名称	具体的な内容
<p>◎認知症高齢者の虐待防止 <u>【高齢福祉課】</u></p>	<p>高齢者への虐待を防止するため、高齢者虐待防止法のさらなる周知や、介護する家族を支援します。また、警察や介護保険事業者、医療機関などと連携し、高齢者の虐待防止と早期発見・早期対応を図るための協力体制を強化します。</p>
<p>◎成年後見制度の利用促進 <u>【高齢福祉課】</u></p>	<p>判断能力が十分でない高齢者の権利擁護及び自立の援助と福祉の増進のため、成年後見、保佐、補助の開始の審判の申立てをより行いやすくするための支援制度で、申立人への補助制度や市長申立を実施しています。</p>
<p>◎（再掲）地域の見守りと安心できるまちづくりに関する協定 <u>【高齢福祉課】</u></p>	<p>近年、独り暮らしの高齢者や高齢者世帯、障がい者を抱えた家族、生活困窮者の孤立死などが全国で問題となっており、また、認知症の人が徘徊するケースが増えています。 市では、このような事態を未然に防ぐため、周囲が異変に気づいた際、速やかに手を差し伸べられるよう、市内事業者等と協定の締結を進めています。平成29年度末までに、19の事業者と協定を締結しており、今後、さらに呼びかけを行います。</p>
<p>◎グループホーム家賃等助成事業 <u>【介護保険課】</u></p>	<p>認知症になってもその人の能力に応じ、住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、認知症高齢者グループホームで生活する方が、一定の基準を満たす場合にグループホームの家賃・食費・光熱水費の一部を助成します。</p>
<p>○専門医師によるものわすれ相談・精神保健福祉相談 <u>【神奈川県】</u></p>	<p>厚木保健福祉事務所大和センターの実施主体のもと、心の健康や精神疾患に関して専門医師による個別相談を定期的を実施します。</p>
<p>○日常生活自立支援事業 ：あんしんセンター <u>【社会福祉協議会】</u></p>	<p>日常生活を営む上で、自分で判断することに支障がある認知症高齢者、知的・精神障がい者等の権利擁護を図り、地域で自立した生活を送れるよう、①福祉サービス利用に関する手続や利用料などの支払い代行といった「福祉サービス利用援助」、②年金や福祉手当などの受領や公共料金の支払い代行などをする「日常的金銭管理サービス」、③大切な書類などを預かる「書類等預かりサービス」などを実施します。（有料）</p>
<p>【参考】新オレンジプラン</p>	<p>認知症の人が住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続けるために必要としていることに的確に答えていくことを旨としつつ、国が平成27年1月に策定した「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～（新オレンジプラン）」で掲げた以下の7つの柱に沿って、施策を総合的に推進していきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①認知症への理解を深める為の普及・啓発の推進</li> <li>②認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供</li> <li>③若年性認知症施策の強化</li> <li>④認知症の人の介護者への支援</li> <li>⑤認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進</li> <li>⑥認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーション、介護モデルなどの研究開発及びその成果の普及の推進</li> <li>⑦認知症の人やその家族の視点の重視</li> </ol>

**施策体系1-5**  
**【権利擁護】**

**権利が守られる環境を整備します**

《現状》

介護者による高齢者虐待が増加しています。特に、認知症高齢者に対するネグレクトや金銭搾取が増えており、在宅生活が困難になる人も増えています。一方、本人に代わって金銭管理や契約行為を行う成年後見制度の普及・啓発も進み、制度が活用されています。

《課題》

被虐待者は虐待を第三者に訴えることはとても難しいことから、いつでも柔軟かつ迅速に対象者を保護できるように体制を強化する必要があります。また、成年後見制度の仕組み、手続等への理解を深め、制度の利用を促進することが求められています。

《目標》

**高齢者虐待を未然に防ぎ、通報や相談に対して迅速かつ適切に対応すること。また、成年後見制度が適切に活用されている。**

◆施策1-5-1：高齢者の権利擁護・虐待防止の推進 **《充実》**

高齢者虐待の防止の取組を強化するために、虐待防止の普及・啓発活動を図るとともに、警察、介護保険事業者、医療機関、民生委員児童委員、自治会を始めとする地域福祉組織等の関係機関からなるネットワークの構築を図ります。また、経済的、環境的な理由、又は介護者による虐待など、やむを得ない事由により在宅で生活することが困難となった場合の生活の場の確保にも努めます。

◎：市の事業、○：市以外の事業

事業・取組の名称	具体的な内容								
◎高齢者虐待に関する普及啓発事業 【 <u>高齢福祉課</u> 】	高齢者虐待の防止や早期発見、早期対応を図るため、高齢者虐待防止法や相談・通報窓口を市民に周知するとともに、養護する方の負担軽減のため、認知症等に対する正しい理解や介護知識の普及、介護保険制度等の利用を促進します。								
◎高齢者虐待の早期通報・早期対応 【 <u>高齢福祉課</u> 】	誰もが高齢者虐待に気づいた場合に躊躇することなく相談できる窓口の整備と警察、介護保険事業者、医療機関、民生委員児童委員、自治会を始めとする地域福祉組織等の関係機関との連携を強め、迅速な対応を図ります。また、併せて、法律的な相談ができる体制を整備します。								
◎高齢者虐待防止ネットワークの構築 【 <u>高齢福祉課</u> 】	高齢者虐待の未然防止や早期発見を行い、適切な支援につなげたり、継続的な見守りによる再発防止のために、地域における様々な関係機関のネットワークを構築します。								
◎養護老人ホーム等への措置 【 <u>高齢福祉課</u> 】	<p>経済的、環境的な理由、又は介護者による虐待により、在宅生活を継続することが困難な人を行政の権限により養護老人ホームや特別養護老人ホームに入所を措置します。</p> <p>【養護老人ホーム入所者 実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>入所者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>22 人</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>21 人</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>19 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>*平成29年度は、平成30年1月末現在の実績です。</p>	年 度	入所者数	平成 27 年度	22 人	平成 28 年度	21 人	平成 29 年度	19 人
年 度	入所者数								
平成 27 年度	22 人								
平成 28 年度	21 人								
平成 29 年度	19 人								
◎緊急一時入所事業 【 <u>高齢福祉課</u> 】	介護等の援護を必要とする高齢者が、介護者の不慮の社会的理由により一時的に介護を受けられなくなったとき、又は、やむを得ない事由により在宅で生活することが困難となったときに、高齢者を養護老人ホームや特別養護老人ホームに入所させ、緊急かつ一時的に生活の場を確保します。								
◎消費生活出前講座の実施 【 <u>市民相談課</u> 】	老人会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、自治会、地域包括支援センター等を対象に、悪質商法の具体的な手口やクーリング・オフの仕方等の対処法を講演し、悪質商法の被害にあわないためのポイントをわかりやすく紹介します。								
○（再掲） 日常生活自立支援事業： あんしんセンター 【 <u>社会福祉協議会</u> 】	日常生活を営むうえで、自分で判断することに支障がある認知症高齢者、知的・精神障がい者等の権利擁護を図り、地域で自立した生活を送れるよう、①福祉サービス利用に関する手続や利用料などの支払い代行といった「福祉サービス利用援助」、②年金や福祉手当などの受領や公共料金の支払い代行などをする「日常的金銭管理サービス」、③大切な書類などを預かる「書類等預かりサービス」などを実施します。（有料）								

◆施策1-5-2：成年後見制度の利用促進 **《充実》**

成年後見制度の趣旨や手続に関する知識が深まり、適切に利用されるよう制度の周知普及を図ります。また、成年後見制度を利用する際に生じる費用を支払うことが困難な人に対して費用助成を行うことや、申立を行う親族がいないために制度の利用ができない人に対し市長申立を行います。

◎：市の事業、○：市以外の事業

事業・取組の名称	具体的な内容								
◎成年後見制度に関する普及啓発 (成年後見制度講演会・相談会) <u>【高齢福祉課】</u>	市民一人ひとりが成年後見制度の趣旨や手続に関する知識を深め、制度が適切に利用されるよう、制度内容や手続について解説する成年後見制度講演会の開催等を通じて、同制度の普及啓発を図ります。 成年後見制度講演会や介護予防サポーター講座、各種イベント、「広報やまと」などの機会を活用して、親族申立・市長申立による法定後見制度や任意後見制度について、制度の仕組みと利用方法などを周知します。								
◎成年後見制度利用支援 <u>【高齢福祉課 他】</u>	成年後見制度を利用するにあたり必要となる申立費用や、後見人が選任された場合に必要となる後見人等への報酬などに対し、一部又は全額の助成を行います。この制度は、申立費用や成年後見人等への報酬を支払うことが困難な人に対して助成するもので、利用するには、所得や資産の一定の条件があります。 <b>【費用助成件数 実績（高齢福祉課対応分）】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>13人</td> </tr> </tbody> </table> <p>*平成29年度は、平成30年2月末現在の実績です。</p>	年度	人数	平成27年度	20人	平成28年度	15人	平成29年度	13人
年度	人数								
平成27年度	20人								
平成28年度	15人								
平成29年度	13人								
◎市長申立 <u>【高齢福祉課 他】</u>	成年後見制度は、親族による申立てが原則です。そうした申立者がいないために成年後見制度の利用に結びつかない人が、適切に成年後見制度を利用できるよう市長による申立手続を行います。 <b>【市長申立 実績（高齢福祉課対応分）】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度</td> <td>7人</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>12人</td> </tr> </tbody> </table> <p>*平成29年度は、平成30年2月末現在の実績です。</p>	年度	人数	平成27年度	7人	平成28年度	4人	平成29年度	12人
年度	人数								
平成27年度	7人								
平成28年度	4人								
平成29年度	12人								
◎法人後見の積極的な活用 ◎市民後見人の養成・活動支援 <u>【健康福祉総務課】</u> <u>【社会福祉協議会】</u>	平成28年度から、市社協が実施している法人後見事業に人件費の補助を実施し、成年後見制度に関して必要なノウハウを蓄積しています。また、平成30年度から市民後見人の養成・活動支援の事業を実施します。事業内容については、基礎講座や実践講座の養成研修や、市民後見人の家庭裁判所への推薦や活動支援、また後見受任団体や専門職、関係団体から構成されるネットワーク会議の開催等が挙げられ、市社協へ業務委託します。								
○成年後見制度講演会・相談会 <u>【社会福祉協議会】</u>	成年後見制度講演会や介護予防サポーター講座、各種イベント、「広報やまと」などの機会を活用して、親族申立・市長申立による法定後見制度や任意後見制度について、制度の仕組みと利用方法などを周知します。								

**施策体系 1 - 6**

**【在宅医療・介護】**

**在宅医療・介護の連携強化を図ります**

《現状》

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域において自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるためには、地域の医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供する必要があります。これまでも介護サービスについては、計画的に整備してきましたが、在宅医療と介護の連携は、前計画期間にその具体的な取組を始めたところです。また、当計画策定のための実態調査において、身体状況を問わず約7、8割の人が今後の生活場所として自宅を希望していますが、国の統計によれば、実際の看取りの場所は、病院が7割以上、自宅が1割程度となっています。なお、平成28年の厚生労働省の人口動態調査では、大和市の自宅で亡くなる方の割合は、15.8%となっています。

《課題》

今後も増加する高齢者に対して、医療や介護の施設等を整備することだけでは、対応は困難です。一人でも多くの人々が住み慣れた地域で生活続けることができるようになるためには、これまで以上に在宅生活を支える医療や介護サービスの充実、情報提供、医療と介護の連携強化を図る必要があります。

《目標》

一人でも多くの人ができる限り住み慣れた自宅や地域等で生活続けることができるよう、医療、介護サービスの充実や情報提供、連携強化を図っている。

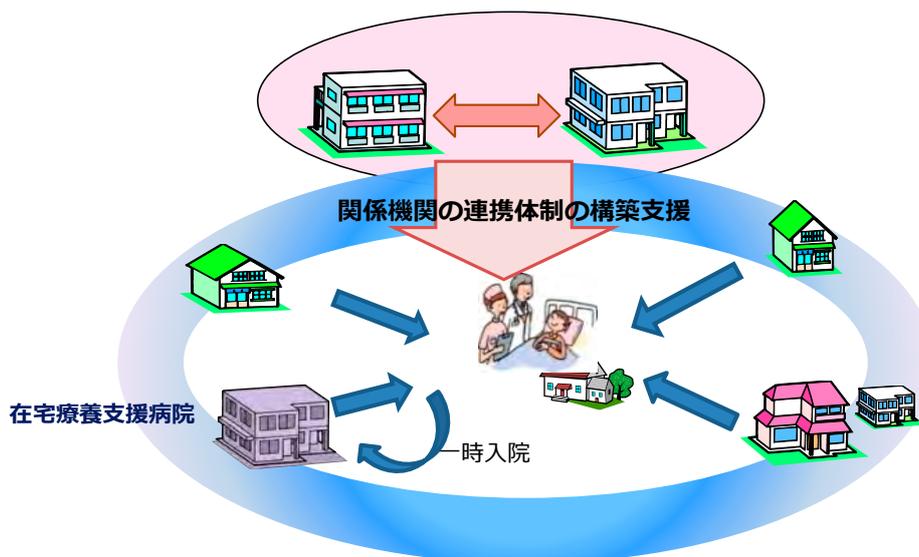
◆施策1-6-1：在宅医療・介護の連携強化 **《充実》**【重点施策】

高齢者一人ひとりの状況、状態に応じた適切なサービス利用につなげるため、在宅生活を支える医療や介護サービスの充実、医療・介護の資源把握、在宅医療・介護連携に関する相談支援、医療・介護関係者の研修、さらには在宅生活を支えるために必要な情報提供等を行います。

◎：市の事業

事業・取組の名称	具体的な内容
◎在宅医療・介護連携支援センター事業 <u>【高齢福祉課】</u>	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するため、平成28年4月、大和市医師会に委託して、大和市地域医療センターに「大和市在宅医療・介護連携支援センター」が設置されました。今後も医療機関と介護事業所等の関係者の連携をさらに強化していきます。 *イメージは下図、具体的な取組は次ページに記載
◎地域の医療・介護情報の提供 <u>【高齢福祉課】</u>	大和市在宅医療・介護連携支援センターとの連携のもと、地域の医療・介護情報の提供の充実を図ります。
◎医療と介護を一体的に提供するサービスの充実 <u>【介護保険課】</u>	看護小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護など、医療と介護を一体的に提供するサービスの充実を図ります。

【在宅医療・介護連携支援センター事業のイメージ図】



【在宅医療・介護連携支援センター事業の具体的な取組】

<p>① 地域の医療・介護の資源の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療資源把握アンケートの実施</li> <li>・アンケート結果に基づく、ホームページや情報一覧の作成及び活用推進</li> </ul>
<p>② 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討に係る事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・包括・在宅ケア会議（地域包括支援センター、在宅介護支援センター、在宅医療・介護連携支援センター、高齢福祉課等による月1回の会議）</li> <li>・市内9か所の地域包括支援センターの日常生活圏域レベルの地域ケア会議</li> <li>・大和市医師会理事により構成される在宅医療・介護連携支援センター運営委員会との連携</li> <li>・市内病院の地域連携室等へのヒアリング</li> <li>・市内在宅療養支援診療所へのヒアリング</li> <li>・大和市ケアマネジャー連絡協議会との情報交換会</li> <li>・大和歯科医師会との連携</li> <li>・大和市訪問看護ステーション連絡会、大和市リハビリテーション連絡会、神奈川県栄養士会等との連携</li> </ul>
<p>③ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進に係る事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大和市医師会と市内各病院との意見交換会</li> <li>・市内各病院から在宅医療・介護連携支援センターへ定期的に空き病床の情報提供</li> <li>・市内の外来医と在宅医の意見交換会</li> <li>・市内在宅療養支援診療所から在宅医療・介護連携支援センターへ受け入れ患者状況を定期的に情報提供</li> <li>・医師会・歯科医師会・薬剤師会による合同研修</li> <li>・市内9か所の地域包括支援センターと大和市医師会理事との意見交換会</li> <li>・複数の日常圏域ごとに、医師とケアマネジャーの連携推進を目的とした地域ケア会議の開催</li> <li>・居宅療養管理指導の周知や活用推進</li> <li>・退院支援ルールの構築検討</li> </ul>
<p>④ 医療・介護関係者の情報共有の支援に係る事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師と介護支援専門員等との情報連携のための書式の作成検討</li> <li>・大和保健医療福祉ネットワークでのICTに関する研修の開催</li> <li>・大和市医師会、大和ケアマネジャー連絡協議会等への医師とケアマネジャーの連絡ツールやICTに関する意見聴取やアンケートの実施</li> <li>・医師とケアマネジャーの連携強化を目的とした日常生活圏域レベルの地域ケア会議での、医師とケアマネジャーの連絡ツールやICTについての意見交換</li> </ul>
<p>⑤ 在宅医療・介護連携に関する相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療介護関係者からの様々な相談の受付</li> <li>・相談員には、看護師（行政経験有）とケアマネジャー（老人保健施設等の経験有）に加え、兼務により、大和市医師会内の訪問看護ステーションと居宅介護支援事業所職員が対応</li> <li>・相談事例についての関係機関との情報共有方法の検討</li> </ul>
<p>⑥ 医療・介護関係者の研修事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大和保健医療福祉ネットワーク（平成19年度から市内の多職種が自主的に開始した研修会：月1回開催）</li> <li>・神奈川県厚木保健福祉事務所大和センターとの合同研修</li> <li>・医師会・歯科医師会・薬剤師会による合同研修</li> </ul>
<p>⑦ 地域住民への普及啓発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康体操等の講座の実施</li> <li>・市内各病院との共催により普及啓発事業を実施</li> <li>・地区社会福祉協議会等との連携による在宅医療等についての市民啓発</li> </ul>
<p>⑧ 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・神奈川県、神奈川県厚木保健福祉事務所、神奈川県医師会等の主催の会議、研修等への参加</li> </ul>

**施策体系1-7**  
**【地域共生社会】**

**我が事・丸ごとの地域づくりを進めます**

《現状》

これまで行政は、高齢者、児童、障がい者など、対象者別に必要な事業を行ってきましたが、各家庭では対象者の違いによる区分けはありません。そのため、国は、対象者を一体的に捉え、共生型サービスを位置づけました。

《課題》

現時点では、国から詳細な内容が示されていません。そのため、今後、国から示される内容を踏まえ、本市にふさわしい進め方を検討する必要があります。また、我が事・丸ごとの地域づくりについて位置づける地域福祉計画の策定が本市では平成30年度のため、両計画の整合を図る必要があります。

《目標》

**高齢者、児童、障がい者と対象者ごとの知識を蓄え、経験を重ね、これまで以上に組織間等の連携を図るとともに、適切な対応やサービスの供給に努めている。**

◆施策1-7-1：地域共生社会の実現に向けた取組 **《新規》**

高齢者、児童、障がい者等を対象とした福祉分野において、“支え手側”と“受け手側”に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを醸成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指す“我が事・丸ごと”の地域づくりに取り組みます。

また、高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉両方の制度に新たな共生型サービスを位置づけます。

◎：市の事業

事業・取組の名称	具体的な内容
◎地域福祉計画との整合性 <u>【健康福祉総務課】</u>	国において、「ニッポン一億総活躍プラン」が、平成28年6月に閣議決定となり、子ども・高齢者・障がい者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現が提唱され、平成29年6月の社会福祉法の一部改正により、“地域福祉計画で、高齢者・障がい者・子ども・その他の福祉について共通して取り組むべきことを記載すること”が謳われました。従来から地域福祉計画と高齢者保健福祉計画とは整合性がとれた行政計画ですが、平成31年度に改定される地域福祉計画においても、今般の制度改正等を踏まえて整合性を維持していきます。
◎共生型サービス事業所の指定 <u>【介護保険課】</u> <u>【障がい福祉課】</u>	今般の介護保険法と障害者総合支援法の改正で、高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉両方の制度に新たに共生型サービスが位置づけられたことを踏まえ、制度内容の周知に努めます。
◎（再掲）生活支援体制整備 ◎（再掲）地域ケア会議の充実 <u>【高齢福祉課】</u>	高齢者福祉において、「生活支援体制整備」、「地域ケア会議の充実」の施策を実施するとともに、地域福祉・児童福祉・障がい者福祉・生活困窮者支援等の所管課と連携し、地域共生社会の実現に向けた会議の開催、体制整備について検討します。

## 基本目標2

### 安心して介護保険サービスを利用できるまち

今後も要支援・要介護認定者や保険給付費は増加傾向が見込まれることから、高齢者のニーズをよく把握し、在宅介護サービスの充実及び介護施設等の適切な基盤整備に努めるとともに、介護保険サービス事業者への指導等を通して、質の確保・向上を図り、介護保険サービスを安心して受けられるよう努めます。あわせて、介護保険制度の持続性を確保するため、保険給付費の適正化事業などを実施していきます。

介護給付等適正化に向けた取組として、国が示す市町村が取り組むべき主要5事業は次のとおりです。

#### ①要介護認定の適正化

指定居宅介護支援事業所等に委託している更新申請等に係る認定調査の結果について、市による点検の実施を通じた要介護認定の適正化を図ります。

#### ②ケアプラン<sup>\*</sup>の点検

利用者の自立支援に資する適切なケアプランであるかなどに着目し、ケアプランの点検を実施します。利用者の状態に合わせた適正なサービスを提供し、介護給付の適正化を図ります。

#### ③住宅改修等の点検

住宅改修について、請求者宅の実態の確認や、工事見積書の点検、竣工時の訪問調査などによる、施工状況の点検を行うことにより、住宅改修が適正に行われているか確認を行います。また、福祉用具利用者に対する訪問調査などを行い、利用者の状態像などからみて、利用が想定しにくい福祉用具の購入・貸与により利用者の自立支援が阻害されていないかなど、福祉用具の必要性や利用状況などを確認することを通じた介護給付の適正化を図ります。

#### ④縦覧点検・医療情報との突合

複数月にまたがる請求明細書の内容を確認し、提供されたサービスの整合性の点検を行うとともに、医療保険の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、二重請求の有無の確認を行うことを通じた給付適正化を図ります。（大和市では神奈川県国民健康保険団体連合会に委託しています）

#### ⑤介護給付費通知

利用者本人（又は家族）に対して、サービスの請求状況及び費用についての通知を行います。

<sup>\*</sup> ケアプラン…介護サービス計画のこと。自立支援の促進や重度化防止を図るために、どのタイミングでどのサービスを利用するのが適切か、身体の状態や介護者の状況をふまえ、介護の方向性を決めるもの。

## 施策体系 2 - 1

### 【要介護認定適正化】

## 要介護認定の適正化を図ります

### 《現状》

介護保険サービスを受けるためには、要介護認定<sup>※1</sup>を受ける必要があります。被保険者からの申請後、認定調査員が一人ひとりの心身状況等を確認するための訪問調査を行うとともに、主治医に意見を求めたうえで介護認定審査会<sup>※2</sup>に諮り、その人に必要な要介護度の審査判定を行っています。

### 《課題》

要介護認定を受ける人が増加しており、現状の審査判定体制では、申請から認定までの期間が延伸することが想定されます。

また、要介護認定申請<sup>※3</sup>や相談の際に被保険者の意向等を適切に把握することが必要です。

### 《目標》

**要介護認定が適正に行われ、迅速性が確保されている。**

※1 要介護認定…介護サービスを受ける状態（要支援・介護状態）となったとき、それがどの程度のものであるかを認定する制度。その基準は、全国一律に客観的に定められている。

※2 介護認定審査会…保健、医療、福祉に関する学識経験を要する者で構成されており、審査対象者について、次の審査及び判定を行う。①要支援・介護の状態に該当すること。②介護の必要程度等に応じて認定基準で定める区分。

※3 要介護認定申請…要介護認定申請のながれは次のとおりです。 要支援・要介護認定申請 → 認定調査（聞き取り調査）・本人の主治医からの主治医意見 → 介護認定審査会で審査判定 → 認定・通知

◆**施策2-1-1：要支援・要介護の認定の適正化** **《充実》** **【重点施策】**

認定者数の推移を注視しながら、必要に応じて認定調査員の増員や介護認定審査会（合議体）の増設等の見直しを図ります。また、増加する認定申請者に対応するため、国の方針に基づき、認定有効期間の延長や認定審査の簡素化、認定調査結果の点検等に取り組み、認定審査の効率化・適正化を図ります。

◎：市の事業

事業・取組の名称	具体的な内容							
◎認定有効期間の延長	平成30年4月から更新申請者の最長認定有効期間を24か月から36か月に延長します。							
◎認定審査会の審査簡素化	一定の条件を満たした更新申請者に関しては、認定審査会での審査を省略する対応を検討します。							
◎認定調査結果点検	全ての認定調査票の点検を実施します。							
	【介護給付等適正化のための主要事業 ①】							
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90EE90;"></th> <th style="background-color: #90EE90;">平成30年度</th> <th style="background-color: #90EE90;">平成31年度</th> <th style="background-color: #90EE90;">平成32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定調査・点検実施率</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>		平成30年度	平成31年度	平成32年度	認定調査・点検実施率	100%	100%
	平成30年度	平成31年度	平成32年度					
認定調査・点検実施率	100%	100%	100%					
◎認定者のサービス利用状況確認	要介護認定後、一定期間サービスの利用のない被保険者に通知を行うなど、適切なサービス利用を促します。							

**施策体系 2 - 2**  
**【介護給付適正化】**

**介護給付の適正化を図ります**

《現状》

介護保険サービスを利用した場合は、費用の8割又は9割※が保険給付費として支給されます。この保険給付費は、介護保険サービスを提供した事業者、又は、介護保険サービスを利用した人が市に請求することによって支給されます。保険給付費の支給にあたっては、請求内容を審査するほか、事業者からの請求状況を利用者にも通知するなど、適正化に努めています。

※平成30年8月からは一定以上所得者は7割

《課題》

利用者の負担能力に応じた利用料負担の決定や、必要なサービス量を把握し、サービス提供を行うなど、給付に関する適正化の取組を強化し、制度の公平性と持続性を確保することが必要とされています。

《目標》

**利用者負担の公平化が図られ、保険給付費が適正に支給されている。**

◆施策2-2-1：介護給付の適正化 **《充実》** **【重点施策】**

利用者に応じた適切な介護サービスの提供や、不適切な介護給付を削減することにより、介護保険制度の信頼感を高めるとともに、保険給付費や介護保険料の増大を抑え、持続可能な介護保険制度の維持を図ります。

◎：市の事業

事業・取組の名称	具体的な内容								
◎利用者負担割合の変更	<p>公平性を確保しつつ制度の持続可能性を高める観点から、一定以上所得者のうち、特に所得の高い層の負担割合を3割とします。（平成30年8月から）</p> <p style="text-align: center;"><b>【利用者負担割合】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90EE90;"></th> <th style="background-color: #90EE90;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年金収入等 340万円以上*1</td> <td>2割 → 3割</td> </tr> <tr> <td>年金収入 280万円以上*2</td> <td>2割</td> </tr> <tr> <td>年金収入 280万円未満</td> <td>1割</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：合計所得金額（給与収入や事業収入等から給与控除や必要経費を控除した額）220万円以上を想定。これは、年金収入プラスその所得ベースにすると340万円以上に相当する。（年金収入だけの場合は344万円となる。）</p> <p>*2：合計所得金額160万円以上だが、年金収入ベースにすると280万円以上に相当する。</p>		負担割合	年金収入等 340万円以上*1	2割 → 3割	年金収入 280万円以上*2	2割	年金収入 280万円未満	1割
	負担割合								
年金収入等 340万円以上*1	2割 → 3割								
年金収入 280万円以上*2	2割								
年金収入 280万円未満	1割								
◎ケアプラン点検	<p>居宅介護支援事業所の介護支援専門員（以下、ケアマネジャー※1）が作成する介護サービス計画（ケアプラン）の内容を点検し、適正な介護保険サービスの提供により利用者の自立支援の促進や重度化防止を図るとともに、ケアマネジャーの資質の向上に努めます。</p> <p style="text-align: center;"><b>【介護給付等適正化のための主要事業 ②】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #90EE90;"></th> <th style="background-color: #90EE90;">平成30年度</th> <th style="background-color: #90EE90;">平成31年度</th> <th style="background-color: #90EE90;">平成32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ケアプラン点検実施件数</td> <td>160件</td> <td>160件</td> <td>160件</td> </tr> </tbody> </table>		平成30年度	平成31年度	平成32年度	ケアプラン点検実施件数	160件	160件	160件
	平成30年度	平成31年度	平成32年度						
ケアプラン点検実施件数	160件	160件	160件						
◎福祉用具貸与 ※2 価格の上限設定	<p>適切な貸与価格を確保する等の観点から、全国的な平均貸与価格を基準（全国平均貸与価格＋1標準偏差）として、商品ごとに一定の上限を定めます。</p>								

※1 ケアマネジャー…介護に関する専門職で、サービスを利用する本人の状態や生活状況を把握し、様々な介護サービスを組み合わせてケアプランを作成するほか、利用者や家族の相談に応じたアドバイスや、サービス事業者との連絡や調整など行う。

※2 福祉用具貸与…身体機能が低下して、日常生活動作に支障のある要支援・要介護認定者に、福祉用具をレンタルするサービス。

事業・取組の名称	具体的な内容			
◎福祉用具購入・ 住宅改修の実態点検	福祉用具購入 <sup>※3</sup> や住宅改修 <sup>※4</sup> が要介護者等の状況や住宅等の状況から必要か、金額は妥当か、申請のとおり改修、購入が行われたかなどを審査し、必要に応じて現地確認を実施します。			
	【介護給付等適正化のための主要事業 ③】			
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
福祉用具購入・ 住宅改修の実態 点検	書面点検	全件	全件	全件
◎縦覧点検・医療情報との 突合	国民健康保険団体連合会の介護給付費適正化システムを活用し、老人保健（後期高齢者医療制度及び国民健康保険）の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行うとともに、受給者ごとに複数月にまたがる支払状況（請求明細書の内容）を確認し、疑義がある給付内容について確認し、必要に応じて事業者に指導します。（国民健康保険団体連合会に委託）			
	【介護給付等適正化のための主要事業 ④】			
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
縦覧点検・医療情報との 突合		全件	全件	全件
◎介護給付費の通知	事業者が請求した給付費の金額やサービス内容を利用者に通知することによって、事業者の請求誤りを防止するとともに、介護給付に関する啓発に努めます。年4回、3か月ごとに通知します。			
	【介護給付等適正化のための主要事業 ⑤】			
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護給付費の通知		4回	4回	4回
◎各種利用者負担軽減措置の 審査	各種利用者負担軽減措置 <sup>※5</sup> の審査については、利用者の負担能力に応じた費用負担とする主旨から、書類審査のほか、必要に応じて金融機関への資産照会などを行います。			

※3 福祉用具購入…身体機能が低下して、日常生活動作に支障のある要支援・要介護認定者が、福祉用具を購入した金額（上限10万円/年）の一部を支給するサービス。

※4 住宅改修…要支援・要介護認定を受けても、住み慣れた自宅で暮らし続けることができるよう、手すりの取り付け、段差の解消、和式便器から洋式便器への取り換え等を行う費用（上限20万円）の一部を支給するサービス。

※5 各種利用者負担軽減措置…介護サービスを受けたときは、原則としてかかった介護費用の自己負担分や食費、居住費等を負担します。そのような利用者の負担について、所得等の状況に応じて一定の要件に該当する場合に適用される制度。

- ・入所（院）時に係る食費・居住費の軽減
- ・社会福祉法人等による利用者負担の軽減
- ・天災等の特別な事情のある利用者負担額の減免

<b>施策体系 2-3</b> 【サービス質確保・向上】	<b>介護保険サービスの質の確保・向上を図ります</b>
---------------------------------	------------------------------

《現状》

介護保険サービスが必要になったときに、誰もが安心してサービスを受けられる環境の整備が重要です。市では介護保険サービスを提供する事業者の育成を行うとともに、苦情や虐待、法令違反等に関する通報があった場合には、速やかに調査を行うなど事業者に対する指導等を行っています。

《課題》

介護保険制度の改正などにより、サービスの種類や事業所数が増加していますが、一方で、介護職員の人材不足が大きな課題になっています。また、事業者の指定・指導権限の一部が都道府県から市町村に移譲されるなど、市町村の権限が拡大しています。安定した介護保険サービスが提供されるためには、事業者に対する支援と指導等が必要です。

■介護人材需要推計結果

	サービス受給者数	介護職員数	介護保険施設・事業所の看護職員数	介護その他の職員数	合計
平成 27 年	8,498 人	3,090 人	565 人	1,632 人	5,287 人
平成 30 年	9,985 人	3,630 人	664 人	1,918 人	6,212 人
平成 32 年	10,976 人	3,990 人	730 人	2,108 人	6,829 人
平成 37 年	13,632 人	4,956 人	907 人	2,619 人	8,482 人
平成 42 年	15,828 人	5,755 人	1,053 人	3,040 人	9,848 人
平成 47 年	17,107 人	6,220 人	1,138 人	3,286 人	10,644 人
平成 52 年	17,332 人	6,302 人	1,153 人	3,329 人	10,784 人

今後、本市で必要とされる介護従事者の推計を、国から提供された介護人材需要推計ワークシートで算出しました。

《目標》

**介護保険サービス事業所の種類や事業所数が増えても、提供される介護保険サービスの質が確保され、向上している。**

《参考》

■実態調査結果【介護保険サービスに対する満足度】

- ・要支援認定者  
1位：まあ満足 (44.5%)    2位：満足 (23.7%)    3位：どちらともいえない (13.8%)
- ・要介護認定者  
1位：まあ満足 (47.8%)    2位：満足 (20.2%)    3位：どちらともいえない (13.5%)

### ◆施策2-3-1：介護従事者の確保と育成 **《充実》**【重点施策】

団塊の世代が75歳以上となる2025年における介護ニーズに対応していくためには、介護を担う人材の量・質の確保や育成が不可欠です。そのため、新たな人材の参入促進や定着に向けた処遇・環境改善、資質向上のための取組を行います。

◎：市の事業

事業・取組の名称	具体的な内容
◎介護職員の人材確保	訪問型サービスA事業所に従事するヘルパーの養成研修を開催し、介護職員の人材確保に努めます。
◎介護ロボットの導入支援	介護職員の身体的な負担の軽減や多忙な業務の効率化を図るなど、介護職員の職場環境を改善するために介護ロボットを導入する事業者を支援します。

◆施策2-3-2：介護保険サービスの質の確保・向上 **《充実》**

介護保険制度は多くの市民に浸透し、介護保険サービスの利用者は年々増加しています。介護を必要とする方が安心してサービスが受けられるよう事業者の指導等や介護サービス相談員の派遣を行います。

◎：市の事業

事業・取組の名称	具体的な内容
◎事業者の指定及び指導等	市が指定する介護保険サービス事業者等に対して、集団指導 <sup>※1</sup> 、実地指導 <sup>※2</sup> を行います。また、介護保険サービスの利用中に起きた事故については、事業者に対して市への報告を求め再発防止を求めます。さらに、介護従事者による虐待については、速やかに調査を実施し、再発防止に努めます。
◎介護サービス相談員の派遣	介護サービス相談員が、介護サービス事業所を訪問し、直接利用者の声を聞き取ります。利用者から疑問や要望等が寄せられたときは、事業者や市に橋渡しをしながら、問題の改善を図ります。
◎苦情相談	介護保険サービスの利用に関する相談や苦情について、利用者やその家族などが事業者との間で解決できない場合は、相談や苦情申立の内容について、聞き取りを行うなどし、必要な指導や助言を行います。

※1 **集団指導**…指定を受けた事業者が順守しなければならない基準や制度改正の内容について説明を行うとともに、過去の指導事例等について講習方式で行う。

※2 **実地指導**…サービス事業所において、基準に沿ったサービスが提供されているか、関係者から書類等を元に説明を求め、不適切な事項が確認された場合には指導を行う。

**施策体系 2-4**  
【サービス量確保・充実】

**介護保険サービスの量の確保・充実を図ります**

《現状》

介護が必要になっても住み慣れた地域での生活を継続していくために、これまで小規模多機能型居宅介護事業所や認知症対応型グループホームなどを整備してきました。また、自宅で介護が受けられなくなった人のための介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や、在宅復帰を目標に心身の機能回復訓練をする介護老人保健施設の整備も進めてきました。

《課題》

居宅介護支援事業所を対象に実施した実態調査において、「今後、特に需要の増加が見込まれる介護保険サービス」については、「医療系の介護保険サービス」が多い結果となり、今後、医療と介護を一体的に行うサービスの充実を図る必要があります。また、独り暮らし高齢者、高齢者のみの世帯が増加傾向にあることから、自宅での生活を維持することができない人のために、介護保険施設の整備が必要です。

《目標》

**介護が必要な方のニーズに対応した介護保険施設等が、適切に整備されている。**

◆施策2-4-1：介護保険施設等の整備 **《充実》**

適切なサービス利用見込量の推計に基づき、利用者のニーズに対応するための十分なサービス供給量の確保に努めます。

◎：市の事業

事業・取組の名称	具体的な内容
◎介護保険施設等の整備	<p>常時の介護を必要とする状態であり、自宅において適切な介護を受けることが困難な中重度の要介護者（要介護3以上）を支える施設として、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備を促進します。（要介護1又は2の人であっても、やむを得ない事情がある場合には、特例入所が認められます。※）</p> <p>また、今後医療を必要とする要介護者の増加が見込まれることから、医療と介護を一体的に行う、看護小規模多機能型居宅介護と定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスの充実を図ります。</p> <p>小規模多機能型居宅介護等をさらに普及させる観点から、地域密着型通所介護が市町村介護保険事業計画で定める見込量に達しているとき等に、事業所の指定を拒否できる仕組の運用について検討します。</p>

※ 特別養護老人ホームの特例入所が認められるための要件…

- ・認知症であることにより、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、在宅生活が困難な状態である。
- ・知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られ、在宅生活が困難な状態である。
- ・家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心確保が困難な状態である。
- ・単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が十分に認められないことにより、在宅生活が困難な状態である。

<b>施策体系 2 - 5</b> <b>【費用負担適正化】</b>	<b>費用負担の適正化を図ります</b>
---------------------------------------	----------------------

《現状》

介護保険サービスにかかる費用は、保険から8割又は9割※が給付され、残りを介護保険サービスを利用した人が自己負担します。保険から給付される費用は、国、県、市で介護給付費等全体の50%を負担し、残りは、40歳以上の人が納付している介護保険料で賄われています。そのうち、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料は、23%（平成29年度までは22%）になり、本人の所得や世帯の状況に応じて設定されます。

※平成30年8月からは一定以上所得者は7割

《課題》

要介護認定率が高くなる75歳以上人口の増加に伴い保険給付費も増え続けており、安定的に介護保険制度を運営するため、適切な介護保険料を設定する必要があります。

《目標》

**65歳以上の人口を推計した上で、平成30年度から平成32年度までの保険給付費を見込み、適切な介護保険料が設定されている。**

《参考》

■実態調査結果【介護保険料とサービスのあり方について】

- ・一般高齢者
  - 1位：わからない（31.0%）
  - 2位：保険料は低く抑え、介護保険サービスは必要最低限でよい（25.2%）
  - 3位：保険料も介護保険サービスも現状のままでよい（23.3%）
- ・要支援認定者
  - 1位：保険料も介護保険サービスも現状のままでよい（34.9%）
  - 2位：わからない（26.6%）
  - 3位：保険料は低く抑え、介護保険サービスは必要最低限でよい（22.8%）
- ・要介護認定者
  - 1位：保険料も介護保険サービスも現状のままでよい（38.1%）
  - 2位：わからない（22.5%）
  - 3位：保険料は低く抑え、介護保険サービスは必要最低限でよい（17.1%）

◆施策2-5-1：公平で安定的な介護保険の運営 《充実》

65歳到達者や転出入者等の的確な資格管理に基づき、65歳以上の被保険者一人ひとりの所得や世帯の状況に応じた介護保険料を決定するとともに、適正な徴収を行い、保険給付費の財源確保に努めます。

利用者負担が3割となる人のうちの滞納者に対する給付制限として、4割負担とする給付額減額を行います。（平成30年8月利用分から）

また、第2号被保険者の保険料について、平成29年8月以降、被用者医療保険等保険者間では総報酬額に応じた負担とする総報酬割が段階的に導入されています。

◎：市の事業

事業・取組の名称	具体的な内容																								
◎第1号被保険者保険料の賦課・徴収	65歳到達者や転出入者等の的確な資格管理に基づき、65歳以上の被保険者一人ひとりの所得や世帯の状況に応じた介護保険料を決定し通知します。また、介護が必要になったときに、誰もが安心してサービスを利用できる介護保険制度を維持するため、適正な保険料の徴収を行い、保険給付費の財源確保に努めます。なお、平成27年度から、消費税増税分の一部を財源とする低所得者の軽減措置※を設けています。※詳しくは、公費による低所得者への保険料軽減措置をご覧ください。																								
◎第2号被保険者保険料の段階的な総報酬割への移行	第2号被保険者（40歳～64歳）の保険料は、介護納付金として医療保険者に賦課しており、各医療保険者が加入者である第2号被保険者の負担すべき費用を一括納付しています。各医療保険者は、介護納付金を第2号被保険者である加入者数に応じた負担とされてきたところ、医療保険者の負担能力に応じた総報酬割への段階的移行を進めています。																								
◎制度を周知するための介護保険制度の周知	制度を周知するためのパンフレットの充実や広報やまと、ホームページなど多彩な情報発信源を活用した市民にわかりやすい周知に加え、地域説明会を行うなど、制度理解の普及に努めます。																								
◎公費による低所得者への保険料軽減措置	<p>今後のさらなる高齢化に伴い、介護費用の増加と保険料負担水準の上昇が見込まれる中で、制度を持続可能なものとするためには、低所得者も保険料を負担し続けることを可能にする必要があります。このため、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入して低所得者の保険料軽減を行う仕組みを設けています。なお、消費税の増税時に（平成31年10月予定）適用範囲（所得段階）の拡大と保険料率のさらなる軽減が予定されています。</p> <p>平成27年4月～</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #c8e6c9;">大和市の所得段階</th> <th style="background-color: #c8e6c9;">軽減前</th> <th style="background-color: #c8e6c9;">軽減後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>0.5</td> <td>⇒ 0.45</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>0.5</td> <td>⇒ 0.45</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成31年10月～</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #c8e6c9;">大和市の所得段階</th> <th style="background-color: #c8e6c9;">軽減前</th> <th style="background-color: #c8e6c9;">軽減後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>0.45</td> <td>⇒ 0.3</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>0.45</td> <td>⇒ 0.3</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>0.7</td> <td>⇒ 0.5</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>0.75</td> <td>⇒ 0.7</td> </tr> </tbody> </table>	大和市の所得段階	軽減前	軽減後	第1段階	0.5	⇒ 0.45	第2段階	0.5	⇒ 0.45	大和市の所得段階	軽減前	軽減後	第1段階	0.45	⇒ 0.3	第2段階	0.45	⇒ 0.3	第3段階	0.7	⇒ 0.5	第4段階	0.75	⇒ 0.7
大和市の所得段階	軽減前	軽減後																							
第1段階	0.5	⇒ 0.45																							
第2段階	0.5	⇒ 0.45																							
大和市の所得段階	軽減前	軽減後																							
第1段階	0.45	⇒ 0.3																							
第2段階	0.45	⇒ 0.3																							
第3段階	0.7	⇒ 0.5																							
第4段階	0.75	⇒ 0.7																							

事業・取組の名称	具体的な内容
◎滞納者に対する給付制限	<p>保険料を滞納し、その徴収権の時効が消滅した期間がある方については、その期間に応じてサービス利用時の自己負担の割合を3割としています。一定以上所得がある方の負担割合を3割とすることに伴い、これらの方に対する給付制限として、4割負担とする仕組みを設けています。このほか、1年以上保険料を滞納している方については、サービス利用料をいったん全額自己負担し、市への申請手続きにより後で保険給付分が支払われるという支払方法の変更がされます。</p>
◎保険料の減免	<p>災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることが困難となった場合や生活が著しく苦しい方も保険料を負担し続けることを可能にする必要があります。このため、保険料の減免や納付猶予が受けられる仕組みを設けています。</p>

## 第5章 介護保険事業費と保険料

### 1 介護保険制度を巡るこれまでの経緯等

平成12年に介護保険制度が創設されてから16年が経ち、全国でのサービス利用者は制度創設時の3倍以上の500万人に達しており、介護サービスの提供事業所数も着実に増加するなど、介護が必要な高齢者の生活の支えとして着実に定着してきています。しかし、費用面においては、給付費は制度創設時の約3倍の約10兆円に、第6期（平成27～29年度）の第1号被保険者の保険料も全国平均で5,500円を超え、今後も増加していくことが見込まれます。

今後も高齢化の進展に伴い、要介護認定者、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯、認知症高齢者も増加していくことが見込まれ、特に、平成37年には団塊の世代が後期高齢者となり、この傾向がますます強まることが予想されます。介護保険制度を持続可能なものとし、高齢者が住みなれた地域で安心して生活を営むことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの深化がますます求められている時代となっています。

本市では、第7期においても市内を11の日常生活圏域に区分し、9か所設置している地域包括支援センターを中心に地域包括ケアシステムの推進に向け、本計画でその具体化を強力に推し進めていくこととします。

#### 【介護保険制度を巡るこれまでの経緯】

第1期	平成12年度	・介護保険法施行
	平成13年度	・居宅サービス利用量の急増
	平成14年度	・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）のユニットケアの整備
第2期	平成15年度	・介護報酬改定（平均2.3%引き下げ）
	平成16年度	・要介護認定を判定するプログラムの見直し
	平成17年度	・高齢者虐待防止法成立（平成18年4月施行）
第3期	平成18年度	・介護報酬改定（平均0.5%引き下げ）
	平成19年度	・予防重視型システムへの転換
	平成20年度	・地域包括支援センターの設置と地域密着型サービスの開始
第4期	平成21年度	・介護報酬の改定（平均3%引き上げ）
	平成22年度	・介護従事者の処遇改善への取組
	平成23年度	・介護給付の適正化の推進
第5期	平成24年度	・介護報酬の改定（平均1.2%引き上げ） ・地域包括ケアの推進と新たなサービスの創設
	平成25年度	・保険者の判断による介護予防と生活支援サービスの総合的な実施
	平成26年度	・消費税引き上げ対応（0.63%引き上げ） ・地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律
第6期	平成27年度	・介護報酬の改定（平均2.27%引き下げ）
	平成28年度	・地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化 ・介護人材の処遇改善（1.14%引き上げ）
	平成29年度	・地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律
第7期	平成30年度	・介護報酬の改定（平均0.54%引き上げ）
	平成31年度	・地域包括ケアシステムの深化・推進と介護保険制度の持続可能性の確保
	平成32年度	・新たな介護保険施設（介護医療院）の創設

## 2 今回の介護保険制度改正のポイント

介護サービスの提供、介護予防の推進、医療との連携、生活支援に関わるサービスの推進、高齢者の住まいの整備を一体的に提供し、地域包括ケアシステムを構築し、さらに深化・推進していくことで、介護が必要になったとしても、できる限り住み慣れた地域において継続して生活できる体制を整えることができます。平成29年5月の介護保険法等の改正（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律）は、この地域包括ケアシステムの強化を柱に行われました。高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることを目的としています。

介護保険制度の見直しの柱は以下の2つで、具体的な制度改正は次ページのとおりです。

### I 地域包括ケアシステムの深化・推進

#### 1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

- ・全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化（財政的インセンティブの付与に関する規定の整備）

#### 2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

- ・「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設
- ・医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

#### 3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

- ・市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくり、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- ・高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

### II 介護保険制度の持続可能性の確保

#### 1 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする（介護保険法）平成30年8月～

#### 2 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）平成29年8月分～

- ・各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。

参考資料：厚生労働省老健局「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント」

## (1) 福祉用具貸与の見直し

<b>施行時期</b>
平成 30 年 10 月
<b>内容</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●徹底的な見える化等を通じて貸与価格のばらつきを抑制し、適正価格での貸与を確保することを目的に実施されます。</li> <li>●国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握して、当該商品の全国平均貸与価格が公表されます。</li> <li>●レンタル業者は、福祉用具を貸与する際、当該福祉用具の全国平均貸与価格と、そのレンタル業者の貸与価格の両方を利用者に説明し、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示するようになります。(複数商品の提示は 30 年 4 月施行)</li> </ul>

## (2) 更新認定の有効期間のさらなる延長

<b>施行時期</b>
平成 30 年 4 月
<b>内容</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●新規・区分変更申請において、12 か月経過時点で要介護度が変わらない認定者の割合が 4～5 割であることから、認定事務の処理件数の減に伴う事務職員等の負担軽減を図るため、更新認定有効期間の上限が 36 か月に延長されます。</li> </ul>

## (3) 介護認定審査会における審査の簡素化

<b>施行時期</b>
平成 30 年 4 月
<b>内容</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●認定調査等の内容が長期に渡り状態が変化していない(状態安定)認定者については、要介護度もまた変わらない可能性が高いことが想定されることから、審査会委員等の事務負担の軽減を図るため、状態安定者について二次判定の手続きの簡素化が可能となります。</li> </ul>

## (4) 介護保険適用除外施設の住所地特例の見直し

<b>施行時期</b>
平成 30 年 4 月
<b>内容</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●改定前の介護保険制度では、他市町村から障害者支援施設等の介護保険の適用除外施設に入所した認定者が退所して、介護保険施設等に移った場合、適用除外施設所在市町村が保険者となるため、従来費用負担をしていた市町村に代えて、介護保険適用除外施設の所在市町村が介護給付費を負担することになっています。</li> <li>●これに関し、適用除外施設から退所して、介護保険施設等に入所した場合について、介護保険適用除外施設の所在市町村の給付費が過度に重くならないよう、保険者の定め方が見直されます。</li> </ul>

### (5) 新しい介護保険施設「介護医療院」の創設

<b>施行時期</b>
平成 30 年 4 月
<b>内容</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重度の要介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設（介護医療院）が創設されます。</li> <li>●病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できます。</li> <li>●現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長され平成 35 年度末までとなります。</li> </ul>

### (6) 居宅サービス事業者等の指定に対する保険者の関与強化

<b>施行時期</b>
平成 30 年 4 月
<b>内容</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域マネジメントを推進するため、保険者である市町村が居宅サービス等の供給量を調整できるよう、指定拒否や条件付加の仕組が導入されます。</li> <li>●都道府県による居宅サービス事業者の指定に関して、市町村が都道府県に意見を提出できるようになるとともに、都道府県はその意見を踏まえて指定をするに当たって条件を付すことが可能となります。また、小規模多機能型居宅介護等をさらに普及させる観点から、地域密着型通所介護が市町村介護保険事業計画で定める見込量に達しているとき等に、事業所の指定を拒否できる仕組が導入されます。</li> </ul>

### (7) 介護保険制度における所得指標の見直し

<b>施行時期</b>
平成 30 年 4 月
<b>内容</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●土地の売却等には災害や土地収用等を含む本人の責めに帰さない理由による場合もあることから、低所得者等の判定に当たって、土地の売却収入等を所得とみなさない扱いとするよう、所得指標を見直すこととします。</li> <li>●具体的には、第1号被保険者の介護保険料の段階の判定や高額介護サービス費の上限額の判定等に関する基準について、現行の所得指標である合計所得金額から、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額及び公的年金等に係る雑所得を控除した額を用いることとします。</li> </ul>

### (8) 新たに「共生型サービス」を位置づけ

<b>施行時期</b>
平成 30 年 4 月
<b>内容</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスが位置付けられます。</li> <li>●対象サービスは、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等です。</li> </ul>

## (9) 利用者負担のあり方

施行時期
高額介護サービス費の上限額見直し：平成 29 年 8 月 利用者負担割合の見直し：平成 30 年 8 月
内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高額介護サービス費の「一般区分」の月額上限額が医療保険並みに引き上げられます。ただし、1割負担者のみの世帯については、年間上限額が設定されます。(37,200円×12か月：446,400円)(3年間の時限措置)</li> <li>● 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合が3割となります。ただし、月額44,400円の負担の上限が設定されています。</li> </ul>

## (10) 介護納付金における総報酬割の導入

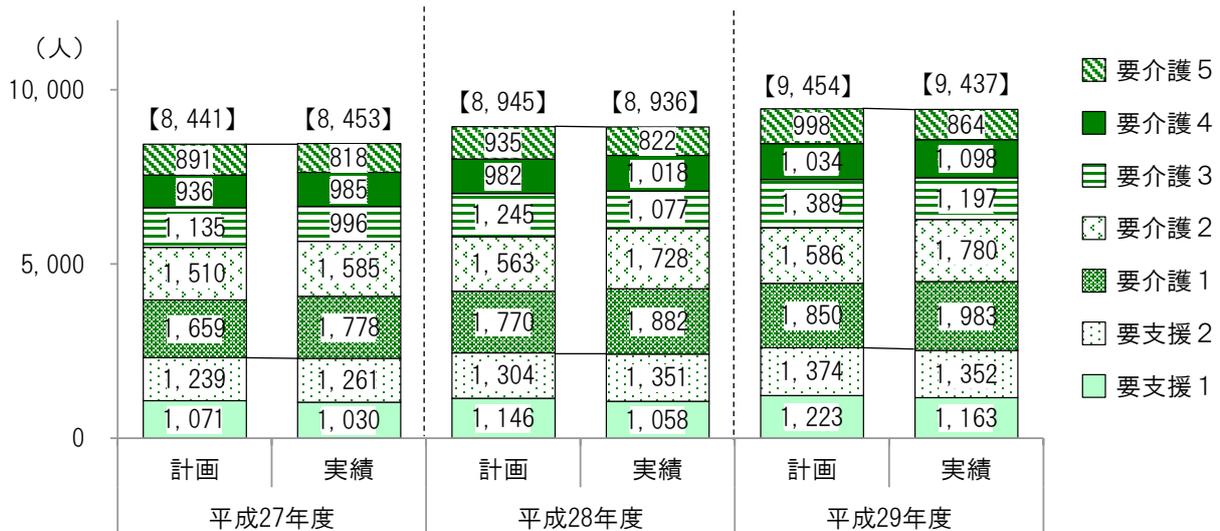
施行時期
平成 29 年 8 月分より段階的に導入(平成 32 年 4 月分から完全実施)
内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2号被保険者(40～64歳)の保険料は、介護納付金として医療保険者に賦課しており、各医療保険者が加入者である第2号被保険者の負担すべき費用を一括納付しています。</li> <li>● 各医療保険者は、介護納付金を2号被保険者である『加入者数に応じて負担』していますが、これを被用者保険間で『報酬額に比例した負担』に、段階的に見直されます。</li> </ul>

### 3 第6期計画の進捗状況

第6期計画における計画値と実績値を比較し、進捗状況を検証します。その結果を踏まえて、第7期の計画値を設定します。

#### (1) 要支援・要介護認定者数

【要支援・要介護認定者数の計画値と実績値】



※各年度とも10月1日現在の人数です。

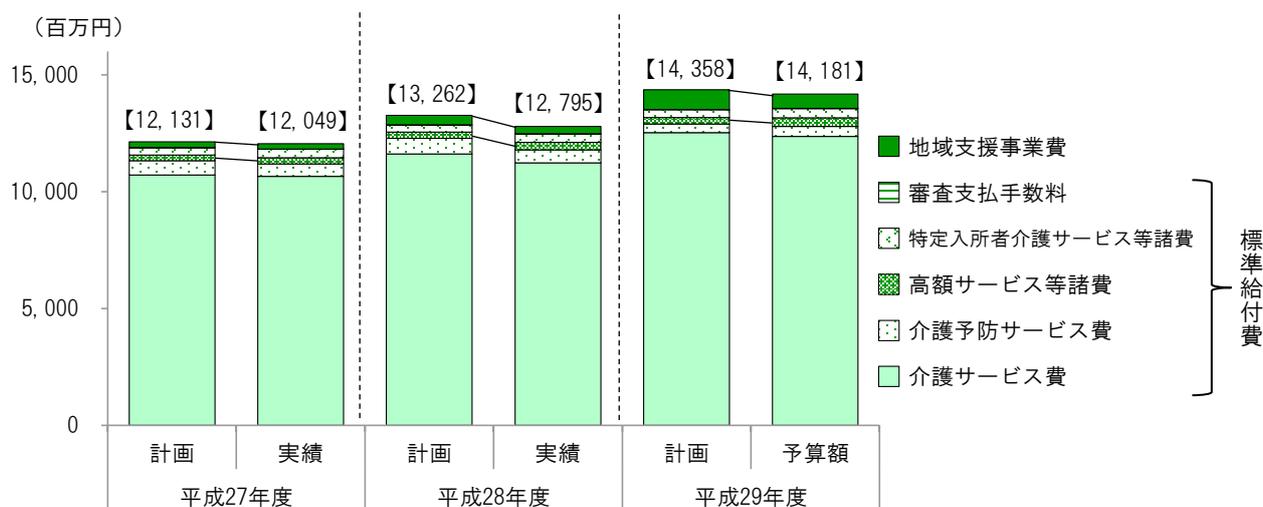
認定者数の推移をみると、平成27年度は要支援・要介護合わせ8,453人（計画値8,441人）、平成28年度は8,936人（同8,945人）、平成29年度は9,437人（同9,454人）となっており、ほぼ計画通りの人数となっています。

平成29年度の要介護度別人数を見ると、要支援1・2の合計人数は2,515人で、計画値より3.2ポイント（82人）少なく、要介護1から5の合計人数は6,922人で、計画値より0.9ポイント（65人）多くなっています。

## (2) 介護給付費等

介護保険サービスを利用した場合にかかる費用のうちの原則1割又は2割（平成30年8月から一定以上の所得のある人は3割）を利用者が負担し、残りは公費や保険料から給付されます。この介護サービスや介護予防サービスの給付にかかる費用に、利用者の負担を軽減するための高額サービス等諸費、特定入所者介護サービス等諸費、介護保険サービスにかかる費用の請求に対する審査・支払いに要する審査支払手数料を加えたものを「標準給付費」といいます。標準給付費に介護予防・日常生活支援総合事業費や包括的支援事業・任意事業費からなる地域支援事業費を加えたものを介護給付費等といいます。第6期計画期間中の介護給付費等は以下のとおりです。

【介護給付費等の計画値と実績値】



(単位:百万円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計	執行率
標準給付費	計画値	11,888	12,860	13,512	38,260	98.96%
	実績値	11,823	12,474	13,565	37,863	
(介護サービス)	計画値	10,714	11,616	12,524	34,855	98.24%
	実績値	10,649	11,230	12,362	34,241	
(介護予防サービス)	計画値	606	667	370	1,643	92.45%
	実績値	537	555	427	1,519	
(高額サービス等)	計画値	245	260	281	787	121.73%
	実績値	266	327	366	958	
(特定入所者介護サービス等)	計画値	314	307	327	947	118.06%
	実績値	363	353	402	1,118	
(審査支払手数料)	計画値	9	9	10	29	89.66%
	実績値	8	9	9	26	
地域支援事業費	計画値	243	402	846	1,491	77.93%
	実績値	226	321	615	1,162	
合計(介護給付費等)	計画値	12,131	13,262	14,358	39,751	98.17%
	実績値	12,049	12,795	14,181	39,024	

\* 十万円単位を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

\* 平成29年度は、実績ではなく当初予算額となります。

項目ごとに比較して見ると、高額介護サービス等諸費の3年間の実績値（平成27、28年度は実績、平成29年度は予算額）が計画値に対して121.73%、特定入所者介護サービス等が118.06%と高くなっています。一方、地域支援事業費と審査支払手数料は、計画値に対してそれぞれ77.93%、89.66%と低くなっています。

介護給付費等の3年間の実績値は、390億24百万円で計画値に対して98.17%の執行率となり、ほぼ計画どおりの結果となりました。

### (3) 施設・居住系サービスの整備

【介護施設の整備計画と実績】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	計画値	710床	710床	※810床
	実績値	710床	710床	710床
地域密着型介護老人福祉施設 (小規模特別養護老人ホーム)	計画値	29床	29床	29床
	実績値	29床	29床	29床
介護老人保健施設	計画値	517床	517床	517床
	実績値	517床	517床	517床
特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム)	計画値	597定員	597定員	597定員
	実績値	597定員	597定員	597定員
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	計画値	324定員	324定員	342定員
	実績値	324定員	324定員	342定員
小規模多機能型居宅介護、 看護小規模多機能型居宅介護	計画値	8箇所	9箇所	9箇所
	実績値	8箇所	9箇所	9箇所

\*上記の整備計画値と実績値は、各年度末の数値です。

\*上記の介護老人福祉施設は、平成31年3月開所予定

平成27年度に介護老人福祉施設を100床（第5期整備分）、平成28年度に看護小規模多機能型居宅介護を1事業所、平成29年度に認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を18定員整備しました。

なお、第6期整備分として平成30年度に介護老人福祉施設100床が開所予定です。

## 4 事業費の見込みと保険料設定のポイント

第7期計画期間中の事業費の見込みと保険料を設定するにあたり、次の点を考慮します。

### ポイント1 第1号被保険者の増加

本市の第1号被保険者数は、平成29年10月現在で55,356人となっていますが、第7期計画期間の最終年度には、約2,200人増の57,511人になる見込みです。また、第1号被保険者の増加に伴い、要支援・要介護の認定者数も、平成29年10月現在の9,437人から約1,600人増の11,041人となる見込みです。第1号被保険者が増加することにより、介護サービスの需要が高まるとともに、介護保険事業の運営にかかる給付費等が増加する傾向にあります。（4～5、84～85ページを参照）

### ポイント2 介護保険施設の整備と在宅介護サービスの充実

介護保険施設については、第7期計画における介護保険施設の整備計画に基づき、市内各施設の合計床数に応じたサービス利用量を見込みます。また、在宅介護サービスについては、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を進め、施設整備と在宅介護サービスのバランスを図りながら、サービス利用量を見込みます。（86ページを参照）

### ポイント3 保険料の所得段階と保険料率の多段階化

国の制度改正に準じて、公費による低所得者の保険料負担軽減を行うと同時に、より負担能力に応じた負担となるよう、保険料率の見直しと、所得段階の多段階化（16段階）を行います。（114ページを参照）

### ポイント4 介護報酬の改定、消費税増税、介護職員の処遇改善、現役所得並みの収入がある人の自己負担3割の影響

今回の制度改正において、給付費を増加させる要素として、①6年ぶりにプラス（+0.54%）となった介護報酬の改定、②平成31年10月に予定されている消費税の増税、③介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額8万円相当の処遇改善、④医療療養病床退院者受入のためのサービス追加的需要、⑤介護離職ゼロに向けたサービス追加的需要があります。一方、給付費を抑える要素として、現役並みの所得がある利用者においては、自己負担の割合が平成30年8月から3割となります。（80～83ページを参照）

## 5 第7期計画値及び給付サービス見込量

第6期計画の実績を踏まえ、第7期における利用者見込数と施設の整備計画数などから給付費の見込みを推計します。本市では、市域が狭いため日常生活圏域ごとではなく、市内全体で推計しています。

### (1) 人口推計と要支援・要介護認定者数の推計

第7期における介護保険サービスの利用者数を推計するため、コーホート要因法による人口推計を行いました。この人口推計に基づき、第7期計画期間中の第1号被保険者数を次のとおり推計します。

【総人口と第1号被保険者数の推計】

(単位：人)

計画期間	第6期			第7期			第9期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
総人口 (A)	234,218	235,238	236,487	237,116	238,606	239,322	239,788
伸び率	0.4%	0.4%	0.5%	0.3%	0.6%	0.3%	0.2%
第1号被保険者数 (B)	52,788	54,277	55,356	56,226	56,869	57,511	60,039
伸び率	3.6%	2.8%	2.0%	1.6%	1.1%	1.1%	4.4%
高齢化率 (B/A)	22.5%	23.1%	23.4%	23.7%	23.8%	24.0%	25.0%
前期高齢者数 (C)	30,459	30,248	29,759	28,920	28,092	27,930	23,777
後期高齢者数 (D)	22,329	24,029	25,597	27,306	28,777	29,581	36,262
後期高齢者率 (D/B)	42.3%	44.3%	46.2%	48.6%	50.6%	51.4%	60.4%

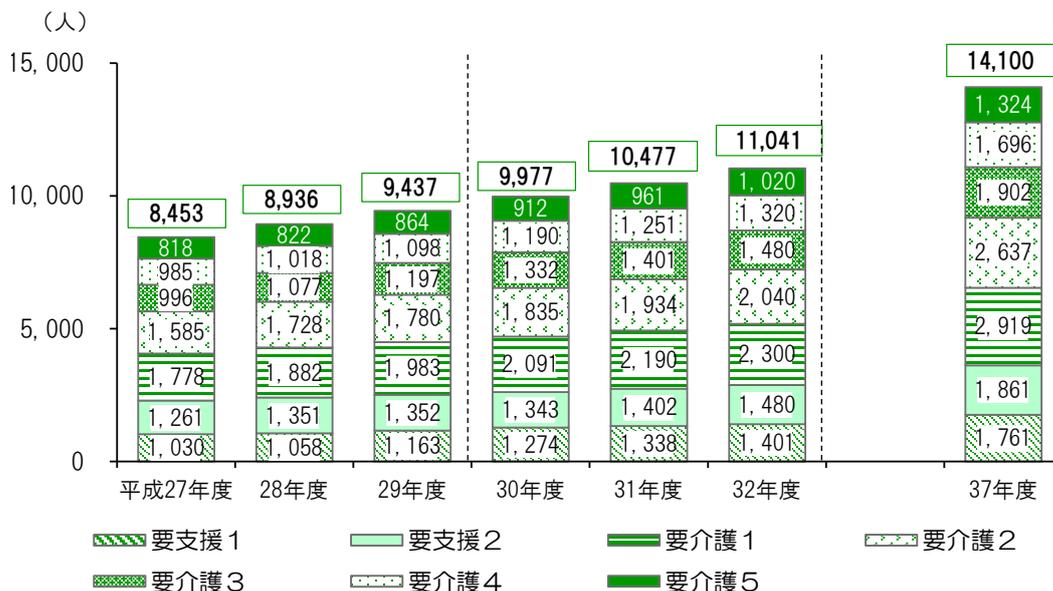
\*総人口及び第1号被保険者数は、住民基本台帳登録者数。

\*各年度とも10月1日現在の人数

\*37年度の伸び率は32年度と対比

第1号被保険者数と過去の要支援・要介護認定者の推移から第7期計画期間中の要支援・要介護認定者数を推計したところ、平成30年度には9,977人、平成31年度は10,477人、平成32年度は11,041人になる見込みです。

【要支援・要介護認定者数の推計】



## (2) 介護保険施設等の整備目標数の設定

### ① 国の方針

介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条に定める法定計画ですが、その策定にあたっては、国が定める基本指針に即して定めるものとされています。第 7 期計画では「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「介護保険制度の持続可能性の確保」の 2 つを大きな柱とする基本指針が提示され、施設整備については「介護離職ゼロ」に向けた、介護をしながら仕事を続けることができるようなサービス基盤の整備を図ることが求められています。

### ② 市の方針

計画を策定するにあたっては、神奈川県支援計画や本市の最上位計画である総合計画、関連計画である地域福祉計画等との調和を保つ必要があり、「負担と給付のバランス」、「介護者と要介護者の意向」、「在宅サービスと施設サービスのバランス」にも配慮する必要があります。

本市においては、これまで在宅サービスと施設サービスのバランスを保ちながら計画を進めてきました。第 7 期においても、高齢化の進展、特に後期高齢者の増加に対応するために、より重度の認定者が引き続き在宅で生活できるよう、地域に密着したサービスを充実していきます。また、介護保険施設の整備についても、自宅での生活が維持できない人のために、特別養護老人ホームの待機者の状況や介護保険料への影響等を考慮して整備目標数を定めることとします。

なお、各施設等の具体的な整備目標数は次ページのとおりですが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、在宅で生活しながら介護保険施設と同様に 24 時間定期的に医療と介護のサービスが受けられるほか、緊急時にも随時対応できることから、より重度の認定者が引き続き在宅で生活するために必要なサービスとして、事業者がいつでも参入できるよう随時募集を行い、目標数は定めませんこととします。

### ③ 介護保険施設等の整備計画値

独り暮らしや高齢者のみ世帯の増加により、自宅で生活ができない人が今後も増加することが予想されます。実態調査の結果では、一般高齢者、要支援認定者、要介護認定者のいずれにおいても介護保険制度をより良いものにするために必要な対策として要望が一番多かったのは「特別養護老人ホームなどの入所施設」でした。

将来人口の推計から認定者数の推計を行い、これまでの利用実績、待機者の実態調査等をふまえ、第7期計画においては、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）22 床、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を1 か所、新たに整備します。

【介護保険施設等の整備計画】

	第6期			第7期		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	710 床	710 床	810 床	832 床	832 床	832 床
地域密着型介護老人福祉施設	29 床					
介護老人保健施設	517 床					
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	324 定員	324 定員	342 定員	342 定員	342 定員	342 定員
特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム)	597 定員					
(看護)小規模多機能型 居宅介護	8か所	9か所	9か所	9か所	10 か所	10 か所

※上記の実績値（第6期）と整備計画値（第7期）は、各年度末の数値です。

#### (i) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設は、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームで、入浴、排せつ、食事の介護等、日常生活の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行う施設です。入居定員が29名以下の場合は、地域密着型介護老人福祉施設に該当します。

#### (ii) 看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模型居宅介護は、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組合せて一体的に提供することにより、通所・訪問・短期間の宿泊による介護と医療・看護のケアを効果的かつ効率的に提供できるサービスです。

### (3) 給付サービスの見込量の推計

第6期計画の給付実績及び人口推計、施設整備の目標等を踏まえ、各サービスの給付量の見込みを推計します。

#### < 第6期計画における実績値と第7期計画における計画値 >

第6期実績の平成27年度と平成28年度については、見える化システムの利用実績を、平成29年度については、4月から9月の実績を元にした見込み値を記載しています。

第7期計画値については、国より提示された「見える化システム」で第6期実績から推計された数値をベースに、必要な補正等を行って見込んでいます。

#### 【介護保険サービスの概要】

	県が指定・指導等を行うサービス	市が指定・指導等を行うサービス
介護給付サービス	<p><b>★居宅サービス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○訪問介護（ホームヘルプサービス）</li> <li>○訪問入浴介護</li> <li>○訪問看護</li> <li>○訪問リハビリテーション</li> <li>○居宅療養管理指導</li> <li>○特定施設入居者生活介護</li> <li>○特定福祉用具販売</li> </ul>	<p><b>【地域密着型サービス】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>○夜間対応型訪問介護</li> <li>○認知症対応型通所介護</li> <li>○小規模多機能型居宅介護</li> <li>○認知症対応型共同生活介護（グループホーム）</li> <li>○地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> <li>○看護小規模多機能型居宅介護</li> <li>○地域密着型通所介護</li> </ul> <p><b>★居宅介護支援</b></p>
	<p><b>★施設サービス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）</li> <li>○介護療養型医療施設 / 介護医療院</li> </ul>	
介護予防給付サービス	<p><b>★介護予防サービス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防訪問入浴介護</li> <li>○介護予防訪問看護</li> <li>○介護予防訪問リハビリテーション</li> <li>○介護予防居宅療養管理指導</li> <li>○介護予防特定施設入居者生活介護</li> <li>○特定介護予防福祉用具販売</li> </ul>	<p><b>【地域密着型介護予防サービス】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防認知症対応型通所介護</li> <li>○介護予防小規模多機能型居宅介護</li> <li>○介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）</li> </ul> <p><b>★介護予防支援</b></p>

※ 介護予防訪問介護、介護予防通所介護は平成29年度から地域支援事業に移行

I 居宅サービス

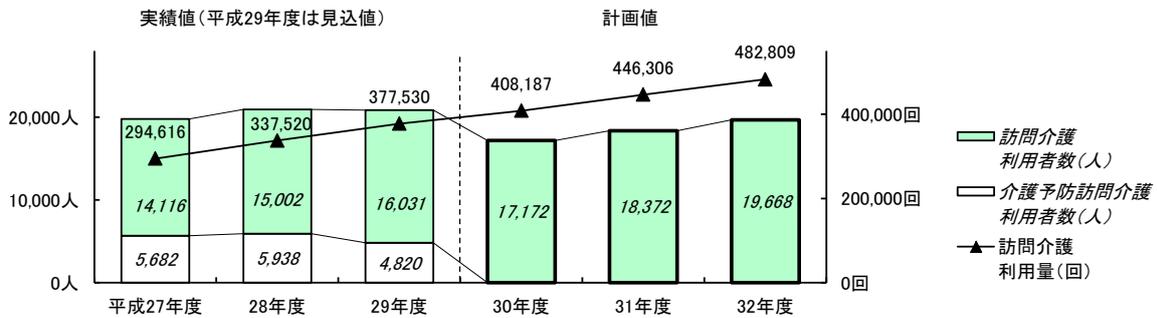
\*サービスの名称の前半に“介護予防”と明記されているものは、要支援者を対象としたサービスです。

① 訪問介護（ホームヘルプサービス）

事業内容：訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問して、入浴、排泄等の身体介護や食事等の家事援助等、日常生活上の介護や援助を行います。

		第6期 実績値			第7期 計画値		
		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
訪問介護	利用量（回/年）	294,616	337,520	377,530	408,187	446,306	482,809
	利用者数（人/年）	14,116	15,002	16,031	17,172	18,372	19,668
介護予防訪問介護	利用者数（人/年）	5,682	5,938	4,820			

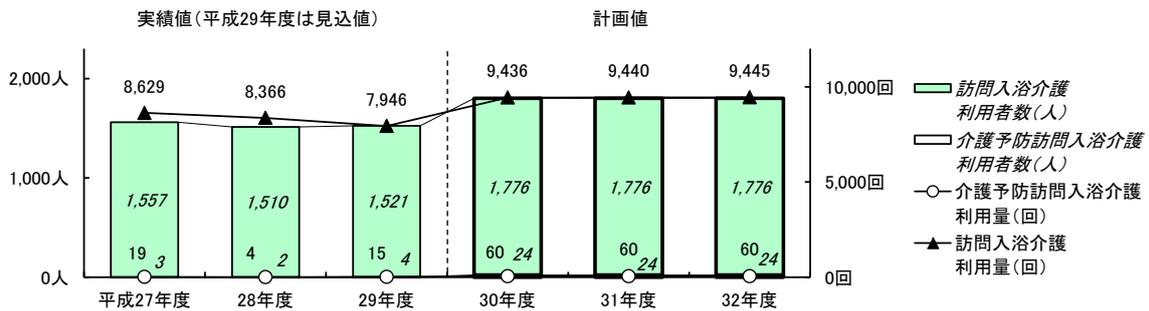
\*介護予防訪問介護の単価は回数ではなく、月単位のため、利用量は算出されません  
\*介護予防訪問介護は、29年度から地域支援事業に移行したため、第6期の実績のみ記載（29年度は移行年度）



### ② 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

事業内容：入浴設備を備えた車（入浴車）で、看護職員、介護職員が寝たきりの高齢者等の居宅を訪問して、入浴の介助を行います。

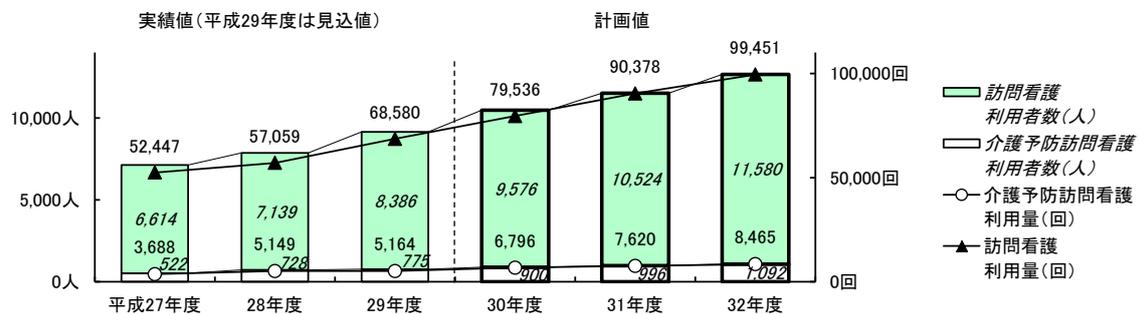
		第6期 実績値			第7期 計画値		
		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
訪問入浴介護	利用量（回/年）	8,629	8,366	7,946	9,436	9,440	9,445
	利用者数（人/年）	1,557	1,510	1,521	1,776	1,776	1,776
介護予防 訪問入浴介護	利用量（回/年）	19	4	15	60	60	60
	利用者数（人/年）	3	2	4	24	24	24



### ③ 訪問看護、介護予防訪問看護

事業内容：通院困難な利用者に対して、訪問看護ステーション等の看護師、理学療法士、作業療法士等が居宅を訪問し、主治医と連絡を取りながら、療養上の看護を行います。

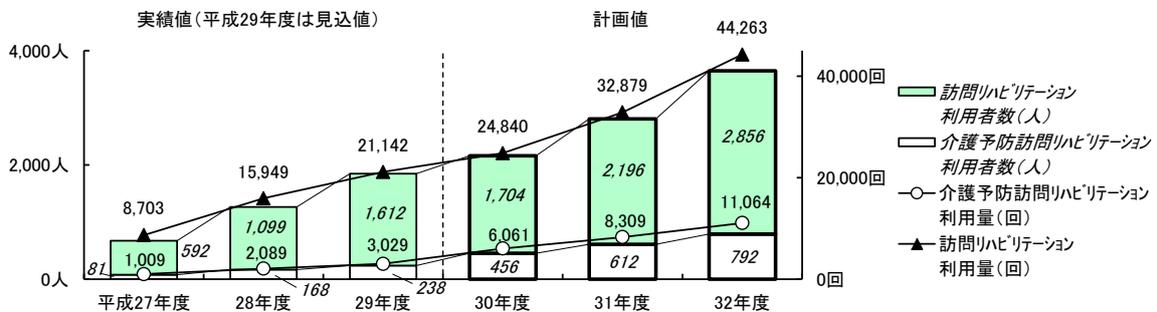
		第6期 実績値			第7期 計画値		
		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
訪問看護	利用量（回/年）	52,447	57,059	68,580	79,536	90,378	99,451
	利用者数（人/年）	6,614	7,139	8,386	9,576	10,524	11,580
介護予防 訪問看護	利用量（回/年）	3,688	5,149	5,164	6,796	7,620	8,465
	利用者数（人/年）	522	728	775	900	996	1,092



#### ④ 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

事業内容：理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問して、心身の機能の回復を図り、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

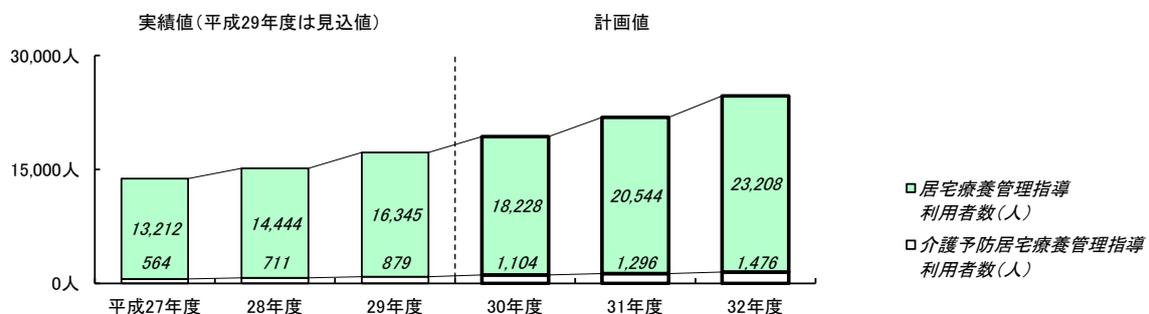
		第6期 実績値			第7期 計画値		
		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
訪問リハビリテーション	利用量（回/年）	8,703	15,949	21,142	24,840	32,879	44,263
	利用者数（人/年）	592	1,099	1,612	1,704	2,196	2,856
介護予防 訪問リハビリテーション	利用量（回/年）	1,009	2,089	3,029	6,061	8,309	11,064
	利用者数（人/年）	81	168	238	456	612	792
合計	利用量（回/年）	9,712	18,038	24,171	30,901	41,188	55,327
	利用者数（人/年）	673	1,267	1,850	2,160	2,808	3,648



#### ⑤ 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導

事業内容：医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が定期的に居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

		第6期 実績値			第7期 計画値		
		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
居宅療養管理指導	利用者数（人/年）	13,212	14,444	16,345	18,228	20,544	23,208
介護予防 居宅療養管理指導	利用者数（人/年）	564	711	879	1,104	1,296	1,476

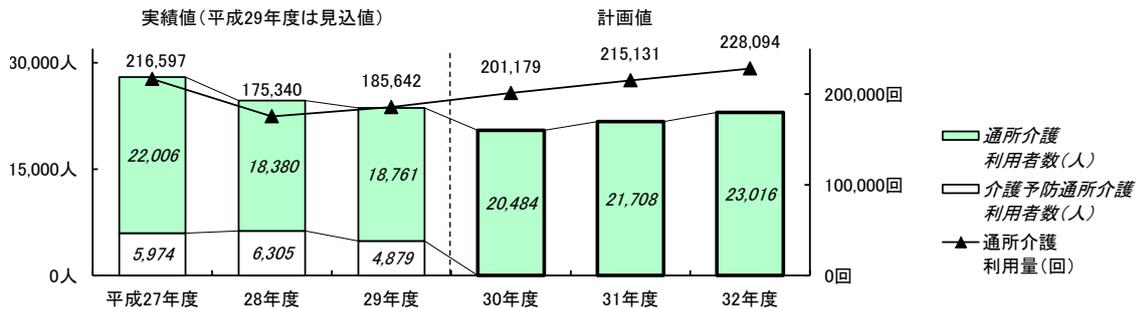


### ⑥ 通所介護（デイサービス）

事業内容：介護施設等に通い、入浴、食事の提供等の日常生活上の介護を行います。

		第6期 実績値			第7期 計画値		
		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
通所介護	利用量（回/年）	216,597	175,340	185,642	201,179	215,131	228,094
	利用者数（人/年）	22,006	18,380	18,761	20,484	21,708	23,016
介護予防通所介護	利用者数（人/年）	5,974	6,305	4,879			

\*介護予防通所介護の単価は回数ではなく、月単位のため、利用量は算出されません  
 \*月平均利用延べ人数が300人以内の事業所平成28年度から地域密着型サービスに移行  
 \*介護予防通所介護は、29年度から地域支援事業に移行したため、第6期の実績のみ記載（29年度は移行年度）



### ⑦ 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

事業内容：介護老人保健施設、病院等医療施設に通い、心身機能の維持・回復や日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

		第6期 実績値			第7期 計画値		
		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
通所リハビリテーション	利用量（回/年）	45,251	46,760	48,425	49,996	52,248	56,768
	利用者数（人/年）	6,009	6,249	6,514	6,852	7,128	7,524
介護予防通所リハビリテーション	利用者数（人/年）	1,603	1,564	1,652	1,548	1,704	1,908
合計	利用量（回/年）	45,251	46,760	48,425	49,996	52,248	56,768
	利用者数（人/年）	7,612	7,813	8,166	8,400	8,832	9,432

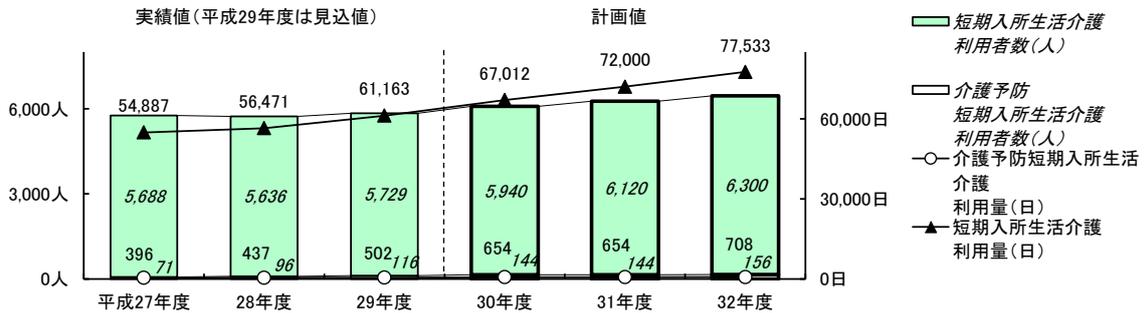
\*介護予防通所リハビリテーションの単価は回数ではなく、月単位のため、利用量は算出されません



⑧ 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護（特養等ショートステイ）

事業内容：特別養護老人ホーム等老人福祉法に規定する短期入所施設に短期間入所し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の介護、機能訓練を行います。

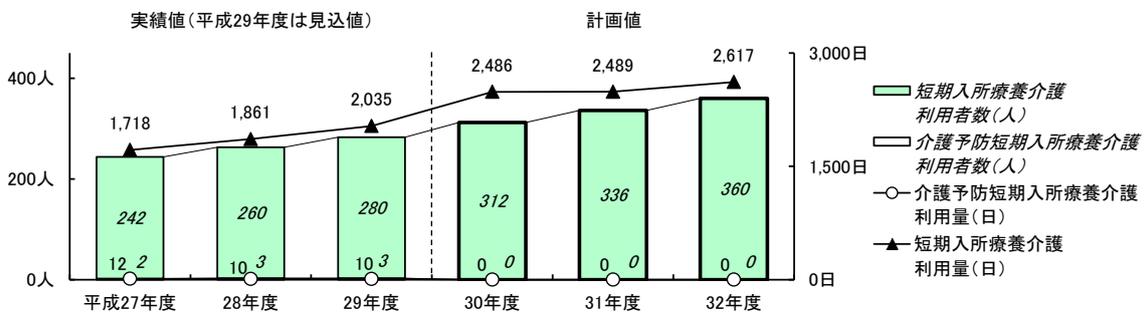
		第6期 実績値			第7期 計画値		
		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
短期入所生活介護	利用量（日/年）	54,887	56,471	61,163	67,012	72,000	77,533
	利用者数（人/年）	5,688	5,636	5,729	5,940	6,120	6,300
介護予防 短期入所生活介護	利用量（日/年）	396	437	502	654	654	708
	利用者数（人/年）	71	96	116	144	144	156



⑨ 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護（老健等ショートステイ）

事業内容：介護老人保健施設（老健）、介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護や医学的管理下における介護、機能訓練その他の必要な医療及び日常生活上の介護を行います。

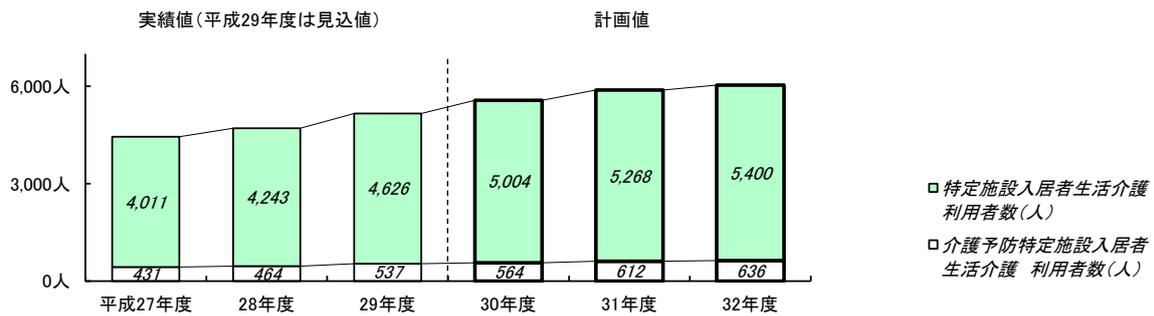
		第6期 実績値			第7期 計画値		
		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
短期入所療養介護	利用量（日/年）	1,718	1,861	2,035	2,486	2,489	2,617
	利用者数（人/年）	242	260	280	312	336	360
介護予防 短期入所療養介護	利用量（日/年）	12	10	10	0	0	0
	利用者数（人/年）	2	3	3	0	0	0
合計	利用量（日/年）	1,730	1,871	2,045	2,486	2,489	2,617
	利用者数（人/年）	244	263	283	312	336	360



⑩ 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

事業内容：有料老人ホーム、介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス）等に入所、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活の介護、機能訓練及び療養上の介護を行います。

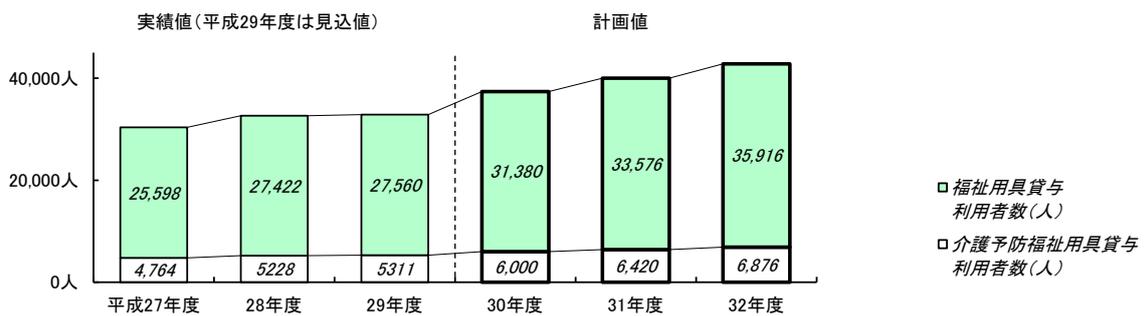
		第6期 実績値			第7期 計画値		
		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
特定施設入居者生活介護	利用者数 (人/年)	4,011	4,243	4,626	5,004	5,268	5,400
介護予防特定施設入居者生活介護	利用者数 (人/年)	431	464	537	564	612	636



⑪ 福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与

事業内容：日常生活上や機能訓練等のために使用する福祉用具（車いすや歩行器、特殊寝台等）の貸与を行います。

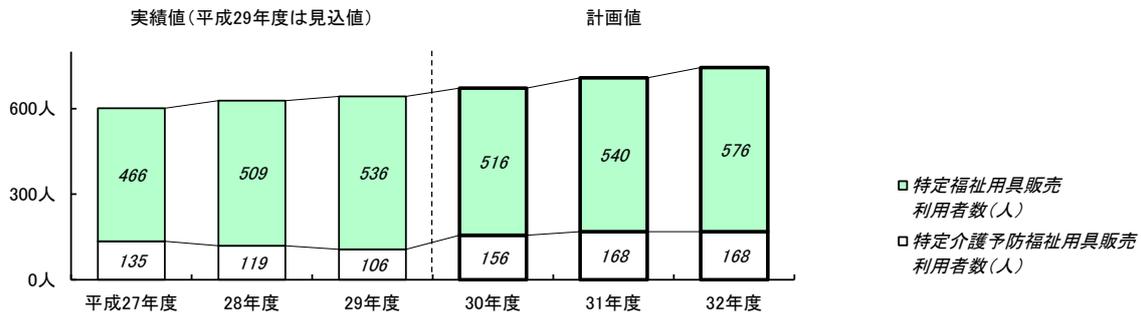
		第6期 実績値			第7期 計画値		
		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
福祉用具貸与	利用者数 (人/年)	25,598	27,422	27,560	31,380	33,576	35,916
介護予防福祉用具貸与	利用者数 (人/年)	4,764	5,228	5,311	6,000	6,420	6,876



⑫ 特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売

事業内容：入浴又は排泄の用に供するなど貸与になじまない福祉用具（特殊尿器等）を利用者が購入したときに、その費用の一部を支給します。

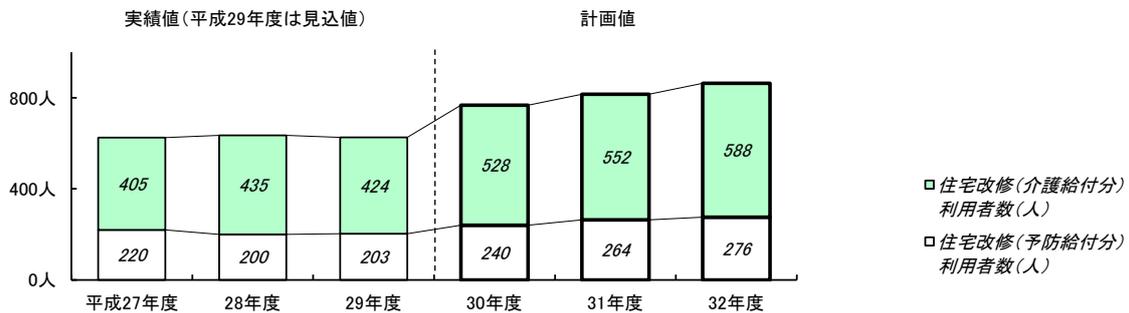
		第6期 実績値			第7期 計画値		
		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
特定福祉用具販売	利用者数（人/年）	466	509	536	516	540	576
特定介護予防福祉用具販売	利用者数（人/年）	135	119	106	156	168	168
合計	利用者数（人/年）	601	628	643	672	708	744



⑬ 住宅改修、介護予防住宅改修

事業内容：手すりの取り付けや引き戸等への扉の取り替え、段差解消等を行う住宅改修に対して、その費用の一部を給付します。

		第6期 実績値			第7期 計画値		
		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
住宅改修（介護給付分）	利用者数（人/年）	405	435	424	528	552	588
住宅改修（予防給付分）	利用者数（人/年）	220	200	203	240	264	276



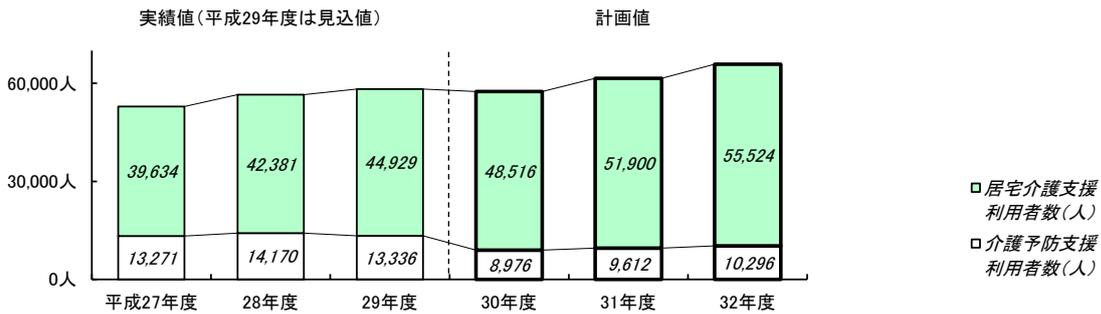
⑭ 居宅介護支援、介護予防支援

事業内容：【要介護者】居宅介護支援は、要介護者を対象としてケアマネジャーが居宅で介護を受ける方の心身の状況や希望等を踏まえ、自立した日常生活の支援を効果的に行うために、継続的かつ計画的に介護サービスに関する計画（居宅介護サービス計画）を作成し、これらが確実に提供されるよう介護サービス提供機関との連絡調整等を行うものです。

【要支援者】介護予防支援は、要支援者を対象として利用者の状態に適したサービスが確実に提供されるよう、介護予防支援事業所（地域包括支援センター）等が作成した介護予防サービス計画に基づき、サービス事業者等との連絡調整等を行います。

		第6期 実績値			第7期 計画値		
		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
居宅介護支援	利用者数（人/年）	39,634	42,381	44,929	48,516	51,900	55,524
介護予防支援	利用者数（人/年）	13,271	14,170	13,336	8,976	9,612	10,296
合計	利用者数（人/年）	52,905	56,551	58,264	57,492	61,512	65,820

\*介護予防支援は平成29年度から一部総合事業へ移行(介護予防ケアマネジメント)

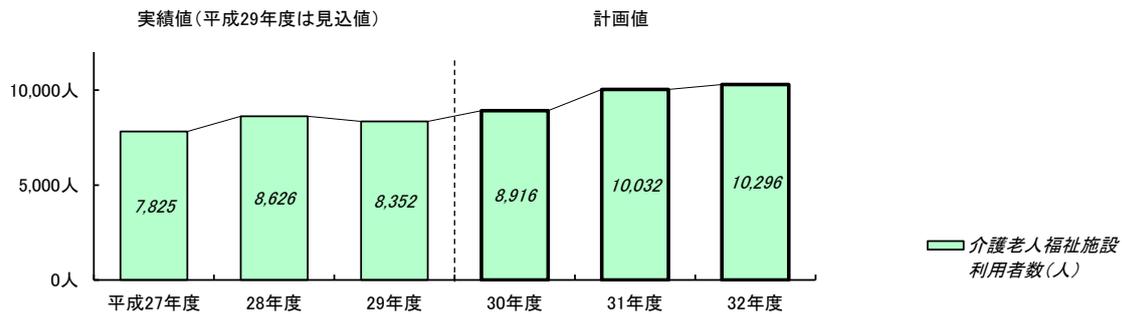


## Ⅱ 施設サービス

### ① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

対象者：寝たきりや認知症などにより常時介護が必要で、自宅での介護が困難な方。  
事業内容：施設に入所し、食事や入浴、排泄等日常生活に必要な介護を行います。

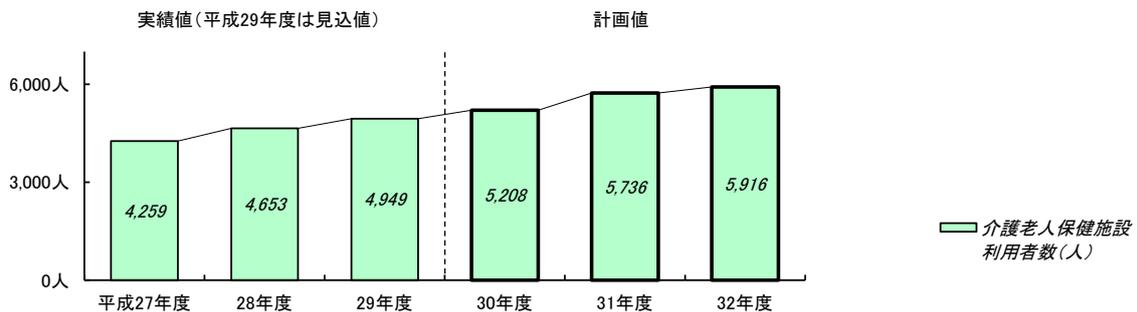
		第6期 実績値			第7期 計画値		
		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護老人福祉施設	利用者数(人/年)	7,825	8,626	8,352	8,916	10,032	10,296



### ② 介護老人保健施設（老人保健施設）

対象者：要介護状態の方で、症状が安定し、自宅に戻れるようリハビリテーションに重点をおいたケアが必要な方。  
事業内容：医学的管理の下で看護、機能訓練、日常生活上の介護を行います。

		第6期 実績値			第7期 計画値		
		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護老人保健施設	利用者数(人/年)	4,259	4,653	4,949	5,208	5,736	5,916



### ③ 介護療養型医療施設

対象者：急性期の治療が終わり、療養や介護が必要な方。

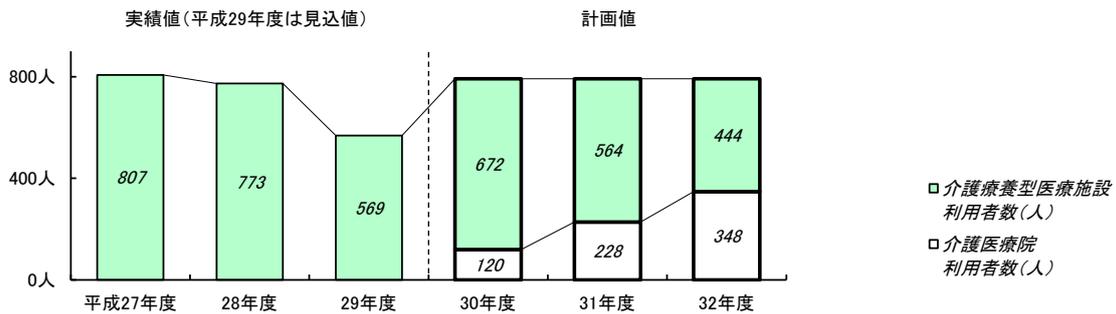
事業内容：施設に入所し、療養上の管理、看護、医学的な管理下の介護や機能訓練等の必要な医療を行います。（※平成35年度末までに、介護医療院等に順次転換予定）

### ④ 介護医療院（平成30年度から開始）

対象者：急性期の治療が終わり、療養や介護が必要な方。

事業内容：今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重度な要介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護施設で、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供します。（介護保険法上の介護保険施設ですが、医療法上は医療提供施設として位置づけられています。）

		第6期 実績値			第7期 計画値		
		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護療養型医療施設	利用者数(人/年)	807	773	569	672	564	444
介護医療院	利用者数(人/年)				120	228	348



### Ⅲ 地域密着型サービス

可能な限り、自宅や住み慣れた地域において、自立した日常生活を営めるよう、身近な地域で提供されることが適切なサービス類型として、『地域密着型サービス』が第3期計画（平成18年度）からスタートしました。第5期計画からは「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」と「看護小規模多機能型居宅介護」の2つのサービスが加わり、平成28年度から小規模な通所介護が「地域密着型通所介護」に移行したため、現在9つの地域密着型サービスが提供可能となりました。

これらのサービスについては、サービス事業者の指定は、地域密着型サービスを行う事業所ごとにその申請により市町村長が行うこととなっています。

#### 地域密着型サービスの種類

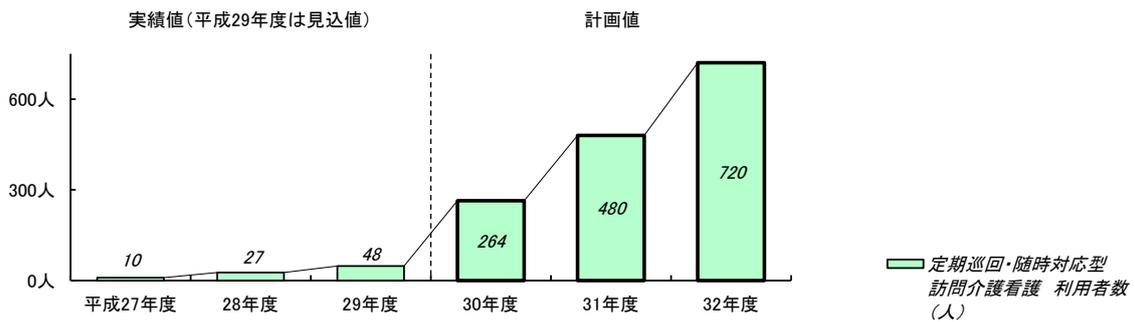
サービス名称	対象者		サービス内容
	要介護認定者	要支援認定者	
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○	×	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を行う
②夜間対応型訪問介護	○	×	夜間の定期的巡回や、夜間に通報を受けた場合に、訪問介護を実施
③認知症対応型通所介護 (介護予防認知症対応型通所介護)	○	○	認知症の人に対応したメニューで実施する通所介護(デイサービス)
④小規模多機能型居宅介護 (介護予防小規模多機能型居宅介護)	○	○	29人以下が登録し、様態に応じて18人以下が通い(デイサービスや訪問介護)、9人以下が泊まり(ショートステイ)のサービスを実施
⑤認知症対応型共同生活介護 (介護予防認知症対応型共同生活介護)	○	○ (要支援2のみ)	認知症の人が共同生活する住居で、食事・入浴などの介護や機能訓練を行う(グループホーム)
⑥地域密着型 特定施設入居者生活介護	○	×	29人以下が入所できる小規模の介護専用型特定施設(有料老人ホーム等)
⑦地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	○	×	29人以下が入所できる小規模の介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
⑧看護小規模多機能型居宅介護	○	×	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、介護と看護のサービスの一体的な提供を行う
⑨地域密着型通所介護	○	×	利用定員18人以下の通所介護(平成28年度から地域密着型サービスに移行)

※②夜間対応型訪問介護と⑥地域密着型特定施設入居者生活介護は、第7期計画においてはサービス提供見込みがありません。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

事業内容：要介護認定者宅へ定期的な巡回訪問や随時通報により家庭を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上のケアを行います。また、医師の指示により、看護師等が家庭において療養上のケア又は診療の補助を行います。

		第6期 実績値			第7期 計画値		
		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	利用者数(人/年)	10	27	48	264	480	720



② 夜間対応型訪問介護

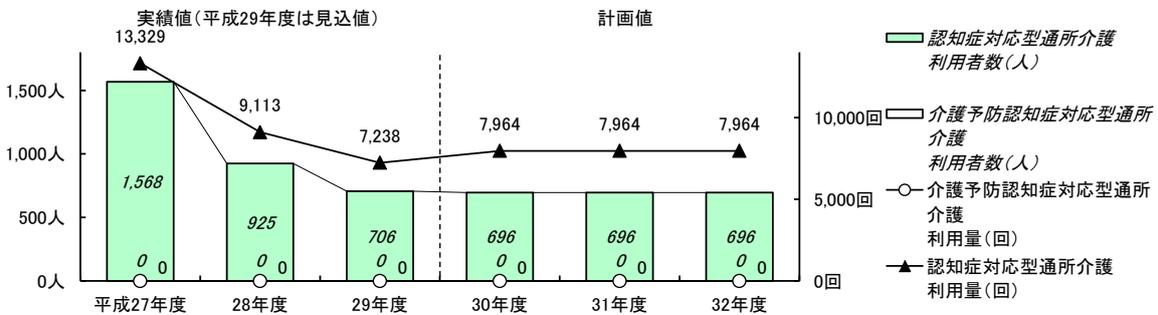
事業内容：在宅においても24時間安心して生活できることを目的に、定期的な巡回訪問及び夜間を含めた随時対応により、要介護認定者（要介護3以上）の在宅でのケアを行います。

平成30年2月時点において、本市ではサービス事業者の参入がないため、利用量及び必要利用定員総数は見込んでいません。

### ③ 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

事業内容：脳血管疾患、アルツハイマー病、その他の要因により、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態にある要介護認定者等に対し、認知症専用単独型や認知症併設型のデイサービスセンターにおいて、入浴、排泄、食事等の介護、及びその他の日常生活上のケアや機能訓練を行います。

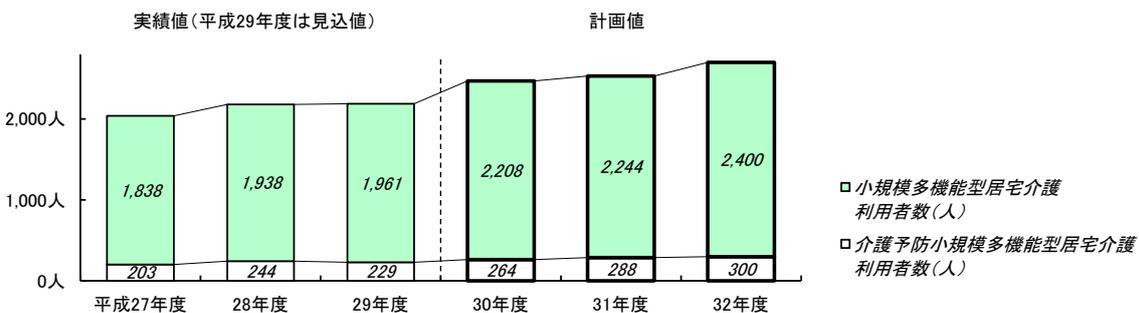
		第6期 実績値			第7期 計画値		
		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
認知症対応型通所介護	利用量(回/年)	13,329	9,113	7,238	7,964	7,964	7,964
	利用者数(人/年)	1,568	925	706	696	696	696
介護予防認知症対応型通所介護	利用量(回/年)	0	0	0	0	0	0
	利用者数(人/年)	0	0	0	0	0	0
合計	利用量(回/年)	13,329	9,113	7,238	7,964	7,964	7,964
	利用者数(人/年)	1,568	925	706	696	696	696



### ④ 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

事業内容：在宅における生活の継続支援を目的に、要支援・要介護認定者の様態や希望に応じて、通所や訪問、泊まりを組み合わせる日常生活上のケアを行います。

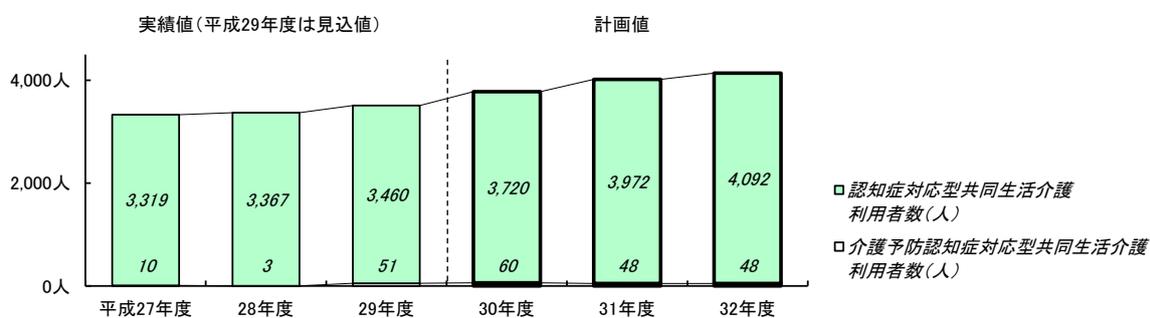
		第6期 実績値			第7期 計画値		
		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
小規模多機能型居宅介護	利用者数(人/年)	1,838	1,938	1,961	2,208	2,244	2,400
介護予防小規模多機能型居宅介護	利用者数(人/年)	203	244	229	264	288	300



## ⑤ 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

事業内容：認知症の状態にある要支援・要介護認定者で共同生活をする住居で、家庭的な雰囲気の中で介護スタッフによる食事、入浴、排泄等日常生活の支援や機能訓練を行います。

		第6期 実績値			第7期 計画値		
		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
認知症対応型共同生活介護	利用者数(人/年)	3,319	3,367	3,460	3,720	3,972	4,092
介護予防認知症対応型共同生活介護	利用者数(人/年)	10	3	51	60	48	48
合計	利用者数(人/年)	3,329	3,370	3,511	3,780	4,020	4,140



## ⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護

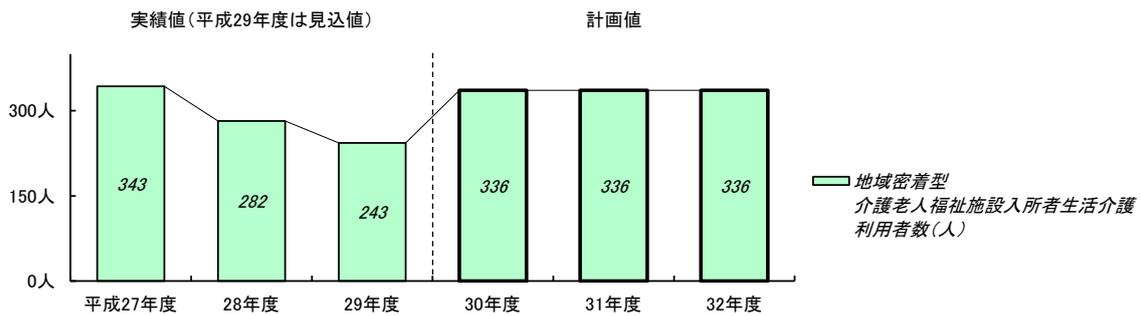
事業内容：入居者が要介護認定者とその配偶者に限定されている定員29名以下の有料老人ホームに入所している要介護認定者に対してケアを行います。

市内には地域密着型特定施設がなく、第7期においても整備計画がないため、事業量及び必要利用定員総数は見込んでいません。

⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

事業内容：定員が29名以下の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所している要介護認定者に対し、ケアを行います。

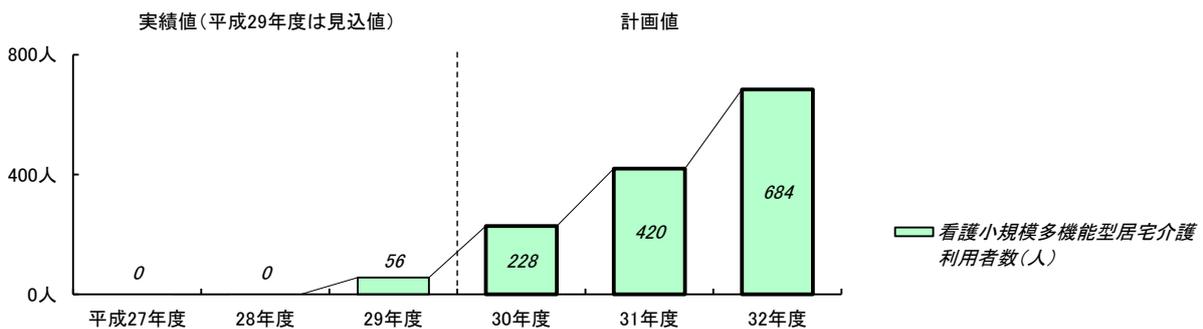
		第6期 実績値			第7期 計画値		
		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	利用者数(人/年)	343	282	243	336	336	336



⑧ 看護小規模多機能型居宅介護

事業内容：要介護認定者に対して、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで一体的に提供することにより、効果的かつ効率的となるサービスを行います。

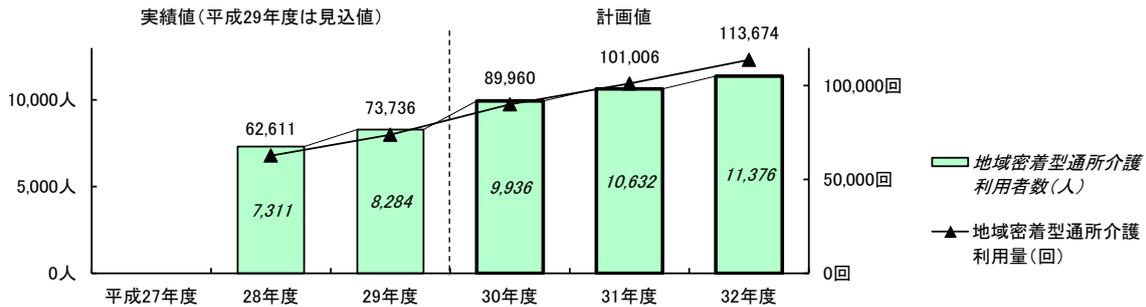
		第6期 実績値			第7期 計画値		
		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
看護小規模多機能型 居宅介護	利用者数(人/年)	0	0	56	228	420	684



⑨ 地域密着型通所介護

事業内容：利用定員 18 人以下の小規模のデイサービスセンターなどに通い、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを行います。

		第6期 実績値			第7期 計画値		
		平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
地域密着型通所介護	利用量（回/年）		62,611	73,736	89,960	101,006	113,674
	利用者数（人/年）		7,311	8,284	9,936	10,632	11,376



IV その他

医療療養病床退院者受入のためのサービス追加的需要と介護離職ゼロに向けたサービス追加的需要について、次のとおり見込んでいます。

【医療療養病床退院者受け入れに係るサービス別見込み量】（人：1月あたり）

	平成30年度	31年度	32年度
介護老人福祉施設（地域密着含む）	3	6	8
介護老人保健施設	2	3	5
<b>施設合計</b>	<b>5</b>	<b>9</b>	<b>13</b>
小規模多機能居宅介護	5	5	3
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	10	20	30
看護小規模多機能型居宅介護	3	11	21
<b>在宅合計</b>	<b>18</b>	<b>36</b>	<b>54</b>

【介護離職ゼロ分のサービス別見込み量】（人：1月あたり）

	平成30年度	31年度	32年度
介護老人保健施設	2	5	8
認知症対応型共同生活介護（地域密着含む）	3	6	8
サービス付き高齢者向け住宅	17	32	49
<b>合計</b>	<b>22</b>	<b>43</b>	<b>65</b>

## 6 地域支援事業費の見込み

地域支援事業は、高齢者が介護を必要とする状態となったとしても、住み慣れた地域で可能な限り長く生活することを目的として開始された事業です。そのため、地域支援事業は、元気な高齢者から要介護状態の高齢者までを地域で支えていくという役割を担っており、昨今の深刻な高齢化によりその役割は徐々に大きなものとなっています。地域支援事業では、地域の実情に応じた市町村独自の事業を実施できることから、本市においても、高齢者が元気にいつまでも住み慣れた地域で生活を送れるよう、以下の3つの事業を実施していきます。

### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援者及び事業対象者の多様な生活支援ニーズに対応するため、従来の指定事業者によるサービスは継続しつつ、人員等を緩和した基準で提供するサービスや民間のスポーツクラブ等を活用した短期集中予防サービス、住民主体のサービス等、多様なサービスを実施します。

一般介護予防事業では、第1号被保険者すべてを対象に、支援を必要とする高齢者を把握するための介護予防把握事業や介護予防普及啓発事業、住民主体の介護予防活動の育成・支援等を実施します。

### (2) 包括的支援事業

総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援等の各業務を包括支援センターにおいて実施します。

また、在宅医療・介護連携の推進や認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備に関しても取り組みます。

### (3) 任意事業

地域支援事業の理念にかなった事業を、地域の実情に応じ、市町村独自の発想や創意工夫を活かした形態により実施する事業です。

【地域支援事業の全体像】		
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業		
介護予防・生活支援サービス事業	一般介護予防事業	
(2) 包括的支援事業		
地域包括支援センターの運営	在宅医療・介護連携	
認知症施策の推進	生活支援サービスの体制整備 等	
(3) 任意事業		
介護給付等費用適正化事業	家族介護支援事業	その他事業

### 【地域支援事業費の見込額】

(単位:円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	合 計
介護予防・日常生活支援総合事業	478,134,000	517,272,000	555,122,000	1,550,528,000
包括的支援事業・任意事業	330,636,000	337,814,000	343,187,000	1,011,637,000
合 計	808,770,000	855,086,000	898,309,000	2,562,165,000

※ 各事業の内容については、第4章に掲載しています。

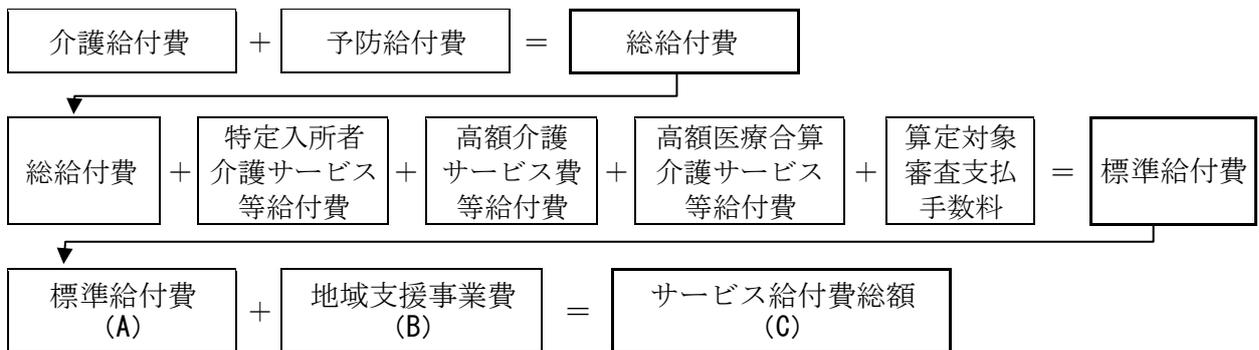
【地域支援事業の内容】

事業の種類		事業名等	
介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・生活支援サービス事業	訪問型	訪問型サービス 介護予防訪問介護と同等のサービス
		訪問型	訪問型サービスA（基準緩和） 人員等を緩和した訪問介護サービス
			運動器の向上 理学療法士による訪問指導
			栄養改善 管理栄養士による訪問指導
			口腔機能の向上 歯科衛生士による訪問指導
			通所型サービス 介護予防通所介護（デイサービス）と同等のサービス
		通所型	運動器の機能向上 からだ元気になる 筋力アップ講座
			栄養改善 からだ元気になる 筋力アップ講座と併せて実施
			口腔機能の向上 食事がおいしくなる お口いきいき講座
			介護予防ケアマネジメント事業
一般介護予防事業	介護予防把握事業 介護予防アンケート		
	介護予防普及啓発事業 健康遊具体験会 介護予防セミナー 認知症講演会 成年後見制度講演会		
	地域介護予防活動支援事業 介護予防サポーター養成事業 介護予防ポイント事業 ふれあいネットワーク事業		
	地域リハビリテーション活動支援事業 訪問サービス、通所サービス等にリハビリテーション専門職等の派遣		
包括的支援事業	地域包括支援センター事業 総合相談支援・権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務 等		
	在宅医療・介護連携推進事業 地域の医療・介護の資源の把握 等		
	生活支援体制整備事業 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置 等		
	認知症総合支援事業 認知症初期集中支援事業 等		
	地域ケア会議推進事業 個別ケースを検討する地域ケア会議（地域ケア個別会議） 等		
任意事業	費用適正化事業	主要介護給付等費用適正化事業 認定調査状況チェック、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、医療情報との突合・総覧点検、介護給付費通知、給付実績を活用した分析・検証事業	
	家族介護支援事業	家族介護支援事業 介護者教室	
		認知症高齢者見守り事業 はいかい高齢者等 SOS ネットワーク事業 はいかい高齢者探索システム 認知症サポーター養成講座	
		家族介護継続支援事業 紙おむつ支給事業 家族介護慰労金	
	その他事業	成年後見制度利用支援事業 成年後見制度利用支援事業	
		福祉用具・住宅改修支援事業 住宅改修支援事業：ケアマネジャーが介護サービス未利用者の住宅改修理由書を作成した場合に助成します。	
		認知症対応型グループホーム家賃等助成事業 グループホームで生活する人が一定の基準に該当する場合に家賃・食費・光熱水費の一部を助成します。	
		地域自立生活支援事業 生活援助員派遣事業：シルバーハウジングへ生活援助員を派遣します。 介護サービス相談員派遣事業：介護施設等を利用している方などのご相談を受けます。	
		その他事業 短期入所事業（緊急一時入所）	

## 7 介護給付費等及び第1号被保険者保険料の算定

### (1) 介護給付費等の推計

介護報酬の改定、消費税率の見直し、介護職員の処遇改善の見直しを勘案した影響額を反映させた介護保険事業に係る給付費の見込みは、以下の算式で算出され、第7期計画期間のサービス給付に必要な総額(C)は、49,922,088,377円となります。



#### ① 介護給付費

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
<b>居宅サービス</b>				
①訪問介護	1,162,132,000円	1,271,384,000円	1,375,486,000円	3,809,002,000円
②訪問入浴介護	115,784,000円	115,910,000円	116,004,000円	347,698,000円
③訪問看護	397,316,000円	451,312,000円	496,590,000円	1,345,218,000円
④訪問リハビリテーション	74,254,000円	98,274,000円	132,288,000円	304,816,000円
⑤居宅療養管理指導	238,852,000円	269,893,000円	305,517,000円	814,262,000円
⑥通所介護	1,642,115,000円	1,803,055,000円	1,911,689,000円	5,356,859,000円
⑦通所リハビリテーション	427,396,000円	450,744,000円	490,798,000円	1,368,938,000円
⑧短期入所生活介護	576,681,000円	617,853,000円	663,232,000円	1,857,766,000円
⑨短期入所療養介護	27,994,000円	27,895,000円	29,316,000円	85,205,000円
⑩福祉用具貸与	428,214,000円	458,159,000円	490,044,000円	1,376,417,000円
⑪特定福祉用具販売	15,549,000円	16,369,000円	17,398,000円	49,316,000円
⑫住宅改修	46,000,000円	48,185,000円	51,163,000円	145,348,000円
⑬特定施設入居者生活介護	987,714,000円	1,048,293,000円	1,082,765,000円	3,118,772,000円
<b>地域密着型サービス</b>				
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	67,747,000円	123,535,000円	185,794,000円	377,076,000円
②夜間対応型訪問介護	0円	0円	0円	0円
③認知症対応型通所介護	93,859,000円	93,901,000円	93,901,000円	281,661,000円
④小規模多機能型居宅介護	467,654,000円	476,237,000円	505,171,000円	1,449,062,000円
⑤認知症対応型共同生活介護	968,898,000円	1,035,018,000円	1,066,649,000円	3,070,565,000円
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	0円	0円	0円	0円
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	88,639,000円	88,679,000円	88,679,000円	265,997,000円
⑧看護小規模多機能型居宅介護	76,618,000円	150,281,000円	256,138,000円	483,037,000円
⑨地域密着型通所介護	631,222,000円	712,636,000円	803,582,000円	2,147,440,000円
<b>介護保険施設サービス</b>				
①介護老人福祉施設	2,369,999,000円	2,668,425,000円	2,738,899,000円	7,777,323,000円
②介護老人保健施設	1,458,173,000円	1,607,083,000円	1,658,474,000円	4,723,730,000円
③介護医療院	43,590,000円	81,347,000円	124,936,000円	249,873,000円
④介護療養型医療施設	241,605,000円	203,957,000円	160,367,000円	605,929,000円
居宅介護支援	727,200,000円	778,277,000円	832,599,000円	2,338,076,000円
介護給付費計	13,375,205,000円	14,696,702,000円	15,677,479,000円	43,749,386,000円

② 予防給付費

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合 計
<b>介護予防サービス</b>				
①介護予防訪問入浴介護	484,000円	484,000円	484,000円	1,452,000円
②介護予防訪問看護	29,550,000円	33,151,000円	36,775,000円	99,476,000円
③介護予防訪問リハビリテーション	17,597,000円	24,137,000円	32,137,000円	73,871,000円
④介護予防居宅療養管理指導	12,870,000円	15,142,000円	17,276,000円	45,288,000円
⑤介護予防通所リハビリテーション	51,076,000円	55,215,000円	60,542,000円	166,833,000円
⑥介護予防短期入所生活介護	3,842,000円	3,844,000円	4,231,000円	11,917,000円
⑦介護予防短期入所療養介護	0円	0円	0円	0円
⑧介護予防福祉用具貸与	32,611,000円	34,883,000円	37,365,000円	104,859,000円
⑨特定介護予防福祉用具販売	3,847,000円	4,138,000円	4,138,000円	12,123,000円
⑩住宅改修	23,882,000円	26,291,000円	27,461,000円	77,634,000円
⑪介護予防特定施設入居者生活介護	43,533,000円	46,337,000円	47,312,000円	137,182,000円
<b>地域密着型介護予防サービス</b>				
①介護予防認知症対応型通所介護	0円	0円	0円	0円
②介護予防小規模多機能型居宅介護	18,471,000円	19,996,000円	20,979,000円	59,446,000円
③介護予防認知症対応型共同生活介護	13,924,000円	11,144,000円	11,144,000円	36,212,000円
介護予防支援	43,686,000円	46,802,000円	50,133,000円	140,621,000円
介護予防給付費計	295,373,000円	321,564,000円	349,977,000円	966,914,000円

総給付費（介護給付費＋介護予防給付費）	13,670,578,000円	15,018,266,000円	16,027,456,000円	44,716,300,000円
---------------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------

③ 標準給付費

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合 計
総給付費（一定以上所得者負担の調整後）	13,658,878,433円	15,104,045,594円	16,230,646,781円	44,993,570,808円
総給付費	13,670,578,000円	15,018,266,000円	16,027,456,000円	44,716,300,000円
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	11,699,567円	19,348,268円	21,193,603円	52,241,438円
消費税率等の見直しを勘案した影響額		105,127,862円	224,384,384円	329,512,246円
特定入所者介護サービス費等給付額（資産等勘案調整後）	346,136,404円	366,904,588円	388,918,864円	1,101,959,856円
特定入所者介護サービス費等給付額	346,136,404円	366,904,588円	388,918,864円	1,101,959,856円
高額介護サービス費等給付額	334,744,591円	354,829,266円	376,119,022円	1,065,692,879円
高額医療合算介護サービス費等給付額	50,712,443円	53,755,190円	56,980,501円	161,448,134円
算定対象審査支払手数料	10,474,516円	12,998,640円	13,778,544円	37,251,700円
標準給付費（A）	14,400,946,387円	15,892,533,278円	17,066,443,712円	47,359,923,377円

④ 地域支援事業費

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合 計
地域支援事業費（B）	808,770,000円	855,086,000円	898,309,000円	2,562,165,000円
介護予防・日常生活支援総合事業費	478,134,000円	517,272,000円	555,122,000円	1,550,528,000円
包括的支援事業・任意事業費	330,636,000円	337,814,000円	343,187,000円	1,011,637,000円

⑤ サービス給付費総額（介護給付費等）

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合 計
サービス給付費総額（介護給付費等）（C） （標準給付費＋地域支援事業費）	15,209,716,387円	16,747,619,278円	17,964,752,712円	49,922,088,377円

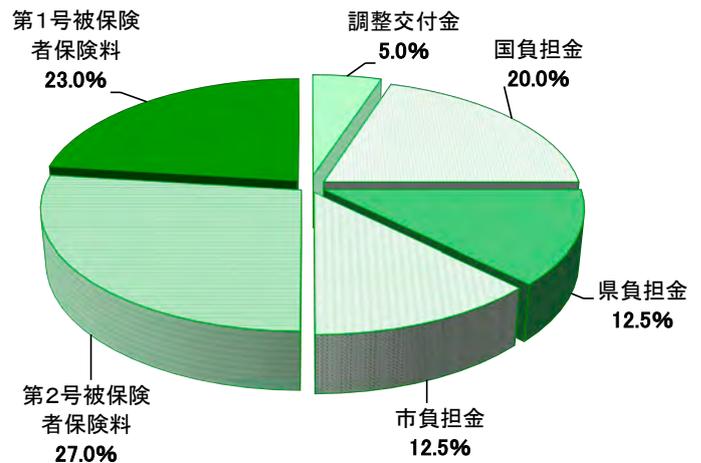
\*小数点以下を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

## (2) 第1号被保険者の保険料の算出

### ① 第1号被保険者負担割合

介護給付費等の財源は公費と保険料で賄われ、その比率は50%ずつです。財源の内訳は、原則、公費が国25%、都道府県12.5%、市区町村12.5%、保険料が第1号被保険者(65歳以上)保険料23%、第2号被保険者(40歳以上64歳以下)保険料27%です。

※第6期計画では、第1号被保険者の負担割合は22%でしたが、第7期計画では23%に改められました。



### ② 調整交付金相当額負担分

国の負担割合25%のうち5%部分については、調整交付金として市町村に交付されます。これは各保険者間の、高齢者の年齢ごとの分布割合(3区分:65-74歳、75-84歳、85歳以上)や、所得段階別加入割合の差を調整するためのものです。

### ③ 介護保険給付準備基金

介護保険給付準備基金(実際に支払われた介護給付費と介護保険料収入の差額によるもの)を取り崩すことによって、介護保険料の上昇緩和に活用します。第6期計画期間においては、国からの財政調整交付金が見込みより多く交付されたことなどの理由により、平成29年度末に約8億3千万円になる見込です。なお、この基金については保険料の上昇を抑制するために、第7期計画において7億5千万円を取り崩す予定です。

### ④ 保険料の基準額

介護給付費等の総額に、第1号被保険者の負担割合(23%)を乗じて第1号被保険者負担額を算出し、保険料上昇緩和のための介護給付準備基金取崩額を差し引いた額を、第7期計画期間中の補正後第1号被保険者数で割って求めた金額が、保険料の基準額となります。

## 【介護保険料の計算】

		第7期計画
標準給付費	(A)	47,359,923,377円
地域支援事業費	(B)	2,562,165,000円
サービス給付費総額	(C)	49,922,088,377円
第1号被保険者負担割合	(D)	23%
第1号被保険者負担額	(E)=(C)×(D)	11,482,080,327円
調整交付金相当額負担分	(F)=(A)×5%	2,445,522,569円
調整交付金見込額	(G)	1,275,141,000円
介護給付準備基金取崩額	(H)	750,000,000円
第1号被保険者負担合計額	(I)=(E+F-G-H)	11,902,461,896円
補正後第1号被保険者数	(J)	177,331人
予定収納率	(K)	98.15%
基準額(年額)	(L)=(I)/(J×K)	68,385円
基準額(月額)	(M)=(L)/12	5,699円

※ 補正後第1号被保険者数とは、保険料の所得段階別人数に、各所得段階別の保険料率に乗じて算出した人数のことです。

【第7期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料】

所得段階	対象となる人	保 険 料		
		保険料率	月額	年額
第1段階*1	生活保護受給者、又は老齢福祉年金受給者で世帯非課税の人	0.50	2,849 円	34,192 円
第2段階*2	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.50	2,849 円	34,192 円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	0.70	3,989 円	47,869 円
第4段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入金額と合計所得金額の合計が年間120万円を超える人	0.75	4,274 円	51,288 円
第5段階	本人が住民税非課税で世帯の中に住民税課税者がいる人で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人	0.90	5,129 円	61,546 円
第6段階 (基準)	本人が住民税非課税で世帯の中に住民税課税者がいる人で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が年間80万円を超える人	1.00	5,699 円	68,385 円
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が125万円未満の人	1.15	6,554 円	78,642 円
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	1.25	7,123 円	85,481 円
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.50	8,548 円	102,577 円
第10段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	1.60	9,118 円	109,416 円
第11段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.70	9,688 円	116,254 円
第12段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	1.95	11,113 円	133,350 円
第13段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	2.05	11,682 円	140,189 円
第14段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の人	2.15	12,252 円	147,027 円
第15段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が1,500万円以上2,500万円未満の人	2.30	13,107 円	157,285 円
第16段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が2,500万円以上の人	2.50	14,247 円	170,962 円

※公的年金等収入金額とは

市民税の課税対象になる公的年金等の収入金額を公的年金等収入金額として扱いますが、遺族年金や障害者年金は課税の対象にならないため、公的年金等収入金額として扱いません。

※合計所得金額とは

収入から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除、医療費控除及び不動産や株式の譲渡損失などの控除前の金額のことで、

※課税・非課税の判定について

課税・非課税の判定は、当該年度の市民税で判定します。

\*1・\*2：低所得者に対する公費による介護保険料軽減について

第1段階、第2段階については、基準額に対する割合(保険料率)を0.5から0.45(保険料は月額：2,564円、保険料年額：30,773円)に軽減します。

## 第6章 計画の推進に向けて

### 1 計画の推進体制

#### (1) 計画の周知・啓発

介護保険制度の改正をはじめ、高齢者を取り巻く社会環境がめまぐるしく変化する中、高齢者が必要な時に適切なサービスを得られるよう、柔軟な対応を図っていくことが求められます。適切なサービスの利用を推進するためには、まずサービスの情報を広く広報し、高齢者が利用できるサービスの存在を知ること、必要としているサービスを速やかに利用できるようにすることが重要です。

本計画の内容を広報やまと、ホームページ、パンフレット等の媒体を通じて、広く情報提供していきます。

#### (2) 計画の総合的な推進体制の充実

本計画を効果的に推進するために、庁内担当部門の体制強化はもとより、高齢福祉課・介護保険課・地域包括センターを中核として関係各機関との連携を図ります。

また、地域活動の中心的存在である自治会をはじめ、民生委員児童委員、ボランティア団体、さらには地域福祉活動の主な担い手である社会福祉協議会や各種サービス提供事業者等との連携を密接に図り、行政と地域住民との協働で高齢者福祉を推進することで、本計画の基本理念である『一人ひとりがいつまでも元気でいられるまち』の実現を目指します。

## 2 検証と評価

『一人ひとりがいつまでも元気でいられるまち』の実現に向けて、第7期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定しました。この計画を適切に実行するために、それぞれの施策について検証していくことが大切で、“計画（Plan）⇒ 実行（Do）⇒ 評価（Check）⇒ 改善（Action）”のPDCAサイクルに基づく、計画の進行管理を強化していくことが必要となります。検証した結果は、大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会に報告し、同審議会の意見を踏まえながら、計画の実現に努めます。

### （1）進捗状況の把握と分析

高齢者福祉施策、介護保険給付費、介護施設の整備状況などについて検証します。また、数値データのほかサービス事業者やサービス利用者からの意見などについても情報収集と分析を行います。

### （2）課題の検討・改善策の提案

進捗状況を把握し分析した結果は、大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会に報告します。本計画をすすめる上での課題と改善策などについて検討してもらいその意見を踏まえながら計画の実現に努めます。

### （3）成果の報告

本計画の成果は、市のホームページなどに掲載するなどして市民に広く周知します。また、次期の計画にも反映していきます。

上記のほか、本計画は、市政運営の方向性を定める「第8次大和市総合計画」に基づき作成しており、また、市の保健福祉を包括する「地域福祉計画」の部門別計画としても位置づけられていることから、これらの計画を進行管理している審議会でも、必要に応じて進捗状況等について報告します。



### 3 高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた取組に対する評価

各保険者において、高齢化の進展状況や介護サービスの状況等は様々であり、保険者機能を強化し、地域の課題を的確に把握した上で、実情に応じた地域包括ケアシステムを構築し、深化・推進していくことが重要です。

このため、平成 29 年 5 月に成立した地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律において、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組が全国で実施されるよう制度化され、市町村の様々な取組の達成状況を評価できるよう、客観的な指標を設定した上で市町村の当該取組を推進するための新たな交付金が創設されました。

平成 30 年度の市町村向け指標として示されている内容は次のとおりです。

#### I PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築

	指標	趣旨・考え方
①	地域包括ケア「見える化」システムを活用して他の保険者と比較する等、当該地域の介護保険事業の特徴を把握しているか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケア「見える化」システムを活用して、他の保険者と比較する等、当該地域の介護保険事業の特徴を把握している。</li> <li>・地域包括ケア「見える化」システムは活用していないが、代替手段(独自システム等)により当該地域の介護保険事業の特徴を把握している。</li> <li>・上記それぞれに加えて HP による周知等の住民や関係者と共通理解を持つ取組を行っている。</li> </ul>	・介護保険事業計画の策定等に当たって、地域包括ケア「見える化」システム等を活用し、地域の特徴、課題を把握していることを評価するもの。
②	日常生活圏域ごとの 65 歳以上人口を把握しているか。	・日常生活圏域ごとの 65 歳以上人口の把握を評価するもの。
③	以下の将来推計を実施しているか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・2025 年度における要介護者数・要支援者数</li> <li>・2025 年度における介護保険料</li> <li>・2025 年度における日常生活圏域単位の 65 歳以上人口</li> <li>・2025 年度における認知症高齢者数</li> <li>・2025 年度における一人暮らし高齢者数</li> <li>・2025 年度に必要な介護人材の数</li> </ul>	・2025 年に向けて、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を推進するために重要な指標の将来推計の把握を評価するもの。
④	介護保険事業に関する現状や将来推計に基づき、2025 年度に向けて、自立支援、重度化防止等に資する施策について目標及び目標を実現するための重点施策を決定しているか。	・2025 年に向けた着実な取組を推進するため、重点施策や目標の設定を評価するもの。
⑤	人口動態による自然増減による推計に加え、自立支援・介護予防に資する施策など、保険者としての取組を勘案した要介護者数及び要支援者数の推計を行っているか。	・保険者において実施する各種取組について、定量的な効果を見込んでいることを評価するもの。
⑥	地域医療構想を含む医療計画も踏まえつつ、地域の在宅医療の利用者や、在宅医療の整備目標等を参照しつつ、介護サービスの量の見込みを定めているか。	・第7期介護保険事業計画は医療計画との同時期に策定されること等を踏まえ、医療計画との整合性のある見込み量設定を評価するもの。
⑦	認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績を定期的にモニタリング(点検)しているか。	・地域の課題に対応できるよう、介護保険給付に係る各種実績により、地域の動向を定期的に把握することを評価するもの。
⑧	介護保険事業計画の目標が未達成であった場合に、具体的な改善策や、理由の提示と目標の見直しといった取組を講じているか。	・PDCAサイクルにより、具体的な改善策が講じられていることを評価するもの。

## II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進

### (1) 地域密着型サービス

	指標	趣旨・考え方
①	<p>保険者の方針に沿った地域密着型サービスの整備を図るため、保険者独自の取組を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型サービスの指定基準を定める条例に保険者独自の内容を盛り込んでいる。</li> <li>・地域密着型サービスの公募指定を活用している。</li> <li>・参入を検討する事業者への説明や働きかけを実施している。(説明会の開催、個別の働きかけ等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型サービスについて、保険者として地域のサービス提供体制等の実情に応じた基盤整備を図るための取組を評価するもの。</li> </ul>
②	<p>地域密着型サービス事業所の運営状況を、運営協議会等で点検しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の状況の変化に応じた対応を推進するため、点検の取組を評価するもの。</li> </ul>
③	<p>所管する介護サービス事業所について、指定の有効期間中に一回以上の割合で実地指導を実施しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定権限が保険者にある地域密着型サービス等について、保険者としての計画的な指導監督を評価するもの。</li> </ul>
④	<p>地域密着型通所介護事業所における機能訓練・口腔機能向上・栄養改善を推進するための取組を行っているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型通所介護事業所において、機能訓練・口腔機能向上・栄養改善が推進されるための、保険者としての取組を評価するもの。</li> </ul>

### (2) ケアマネジャー・介護サービス事業所

	指標	趣旨・考え方
①	<p>保険者として、ケアマネジメントに関する保険者の基本方針を、ケアマネジャーに対して伝えているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険者のケアマネジメントに関する基本方針を伝えるためのガイドライン又は文書を作成した上で、事業者連絡会議、研修又は集団指導等において周知している。</li> <li>・ケアマネジメントに関する保険者の基本方針を、ケアマネジャーに対して伝えている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の自立支援、重度化防止等に資するように、ケアマネジメントが行われるよう、ケアマネジャーに対して、保険者の基本方針を伝えていることを評価するもの。</li> </ul>
②	<p>介護サービス事業所の質の向上に向けて、具体的なテーマを設定した研修等の具体的な取組を行っているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護サービス事業所の質の向上に向けた保険者の取組を評価するもの。</li> </ul>

### (3) 地域包括支援センター

	指標	趣旨・考え方
①	<p>＜地域包括支援センターの体制に関するもの＞ 地域包括支援センターに対して、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく3職種の配置を義務付けているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センターにおいて必要なサービスが提供されるよう体制が確保されていることを評価するもの。</li> </ul>
②	<p>地域包括支援センターの3職種(準ずる者を含む)一人当たり高齢者数(センター人員/圏域内の65歳以上高齢者数)はどのようになっているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センターの人員配置状況を評価するもの。</li> </ul>
③	<p>地域包括支援センターが受けた介護サービスに関する相談について、地域包括支援センターから保険者に対して報告や協議を受ける仕組みを設けているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託型の地域包括支援センターが多い中で、保険者と地域包括支援センターの連携を評価するもの。</li> </ul>
④	<p>介護サービス情報公表システム等において、管内の全地域包括支援センター事業内容・運営状況に関する情報を公表しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民による地域包括支援センターの活用を促進するため、情報公表の取組を評価するもの。</li> </ul>

	指標	趣旨・考え方
⑤	毎年度、地域包括支援センター運営協議会での議論を踏まえ、地域包括支援センターの運営方針、支援、指導の内容を検討し改善しているか。	・地域の課題に対応するため、毎年度の検討・改善のサイクルを評価するもの。
⑥	<p style="text-align: center;">＜ケアマネジメント支援に関するもの＞</p> 地域包括支援センターと協議の上、地域包括支援センターが開催するケアマネジャーを対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を作成しているか。	・適切に保険者と連携(協議)した上で、計画的なケアマネジャー向け研修を行っていることを評価するもの。
⑦	ケアマネジャーのニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例:医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設けているか。	・ケアマネジャーのニーズに基づき、ケアマネジャーと医療機関等の関係者の連携を推進するための場の設定を評価するもの。
⑧	管内の各地域包括支援センターがケアマネジャーから受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	・ケアマネジャーからの相談に基づき、適切に地域課題を解決していくことを促進するため、まずは相談事例の内容整理や把握の状況を評価するもの。
⑨	<p style="text-align: center;">＜地域ケア会議に関するもの＞</p> 地域ケア会議について、地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュールを盛り込んだ開催計画を策定しているか。	・地域ケア会議の機能(①個別事例の課題の解決、②地域包括支援ネットワークの構築、③地域課題の発見、④地域課題を解決するための地域づくり、資源開発、⑤地域課題を解決するための政策の形成)を踏まえ、当該地域の地域ケア会議の機能、構成員、開催頻度を決定し、計画的に開催していることを評価するもの。
⑩	地域ケア会議において多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	・地域ケア会議において、多職種連携や個別事例の検討を評価するもの。
⑪	個別事例の検討等を行う地域ケア会議における個別事例の検討件数割合はどの程度か。(個別ケースの検討件数/受給者数等)	・当該保険者において開催される地域ケア会議での個別ケースの検討頻度を評価するもの。
⑫	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築し、かつ実行しているか。	・個別事例の検討を行ったのち、フォローアップをしていることを評価するもの。
⑬	複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を市町村へ提言しているか。	・地域ケア会議における検討が、地域課題の解決につながる仕組みとなっていることを評価するもの。
⑭	地域ケア会議の議事録や決定事項を構成員全員が共有するための仕組みを講じているか。	・多職種による課題共有を評価するもの。

## (4) 在宅医療・介護連携

	指標	趣旨・考え方
①	地域の医療・介護関係者等が参画する会議において検討された在宅医療・介護連携の対応策が具体化されているか。	・在宅医療・介護連携推進事業のイに関連して、対応策を検討するだけでなく、適切に具体化されていることを評価するもの。
②	医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と在宅介護が一体的に提供される体制の構築に向けて必要となる具体的な取組を企画・立案した上で、具体的に実行するとともに、実施状況の検証や取組の改善を行っているか。	・在宅医療・介護連携推進事業のウに関連して、具体的な実施状況とそのPDCAサイクルの実施を評価するもの。
③	医療・介護関係者間の情報共有ツールの整備又は普及について具体的な取組を行っているか。	・在宅医療・介護連携推進事業のエに関連して、具体的な取組状況を評価するもの。

	指標	趣旨・考え方
④	地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの在宅医療・介護連携に関する相談に対応するための相談窓口を設置し、在宅医療・介護連携に関する相談内容を、郡市区医師会等の医療関係団体との会議等に報告しているか。	・地域における在宅医療・介護連携に関する相談事例について、医療関係団体と共有することを評価するもの。
⑤	医療・介護関係の多職種が合同で参加するグループワークや事例検討など参加型の研修会を、保険者として開催又は開催支援しているか。	・ケアマネジャーをはじめとする介護関係者と、医療関係者が合同で行う研修会等により、お互いの連携を推進するための取組を評価するもの。
⑥	居宅介護支援の受給者における「入院時情報連携加算」及び「退院・退所加算」の取得率の状況はどうか。	・入院時、退院時の医療・介護連携に係る介護報酬上の加算の取得率を評価するもの。

(5) 認知症総合支援

	指標	趣旨・考え方
①	市町村介護保険事業支援計画又は市町村が定めるその他の計画等において、認知症施策の取組(「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」第二の三の1の(二)に掲げる取組)について、各年度における具体的な計画(事業内容、実施(配置)予定数、受講予定人数等)を定め、毎年度その進捗状況について評価しているか。	・認知症総合支援策に係る、具体的な計画及びそのPDCAを評価するもの。
②	認知症初期集中支援チームは、認知症地域支援推進員に支援事例について情報提供し、具体的な支援方法の検討を行う等、定期的に情報連携する体制を構築しているか。	・認知症支援に係る適切な体制を評価するもの。
③	地区医師会等の医療関係団体と、認知症のおそれがある人に対して、かかりつけ医が認知症疾患医療センター等専門医療機関と連携して早期診断・早期対応に繋げる体制を構築しているか。	・認知症支援に係る医療との連携の重要性に鑑み、医療関係者との連携を評価するもの。
④	認知症支援に関する介護保険外サービスの整備、認知症支援に携わるボランティアの定期的な養成を行っているか。	・地域の実情に応じた、様々な認知症支援の体制づくりに向けた取組を評価するもの。

(6) 介護予防／日常生活支援

	指標	趣旨・考え方
①	介護予防・日常生活支援総合事業の創設やその趣旨について、地域の住民やサービス事業者に対して周知を行っているか。	・住民及びサービス事業者に対する総合事業に係る正しい理解や周知を促進することを評価するもの。
②	介護保険事業計画において、介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービス(基準を緩和したサービス、住民主体による支援、短期集中予防サービス、移動支援を指し、予防給付で実施されてきた旧介護予防訪問介護相当サービス・旧介護予防通所介護相当サービスに相当するサービスは含まない。以下同じ。)及びその他の生活支援サービスの量の見込みを立てるとともに、その見込み量の確保に向けた具体策を記載しているか。	・基本指針を踏まえ、多様なサービス等の計画的な整備に向けた取組を評価するもの。
③	介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービスやその他の生活支援サービスの開始にあたり、生活支援コーディネーターや協議体、その他地域の関係者との協議を行うとともに、開始後の実施状況の検証の機会を設けているか。	・多様なサービス等の実施に係るPDCAサイクルの活用を評価するもの。

	指標	趣旨・考え方
④	高齢者のニーズを踏まえ、介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービス、その他生活支援サービスを創設しているか。	・地域の高齢者のニーズを前提として、総合事業における多様なサービスの創設実績を評価するもの。
⑤	介護予防に資する住民主体の通いの場への65歳以上の方の参加者数ほどの程度か。(【通いの場への参加率＝通いの場の参加者実人数／高齢者人口】等)	・介護予防に資する通いの場への参加状況を評価するもの。
⑥	地域包括支援センター、ケアマネジャー、生活支援コーディネーター、協議体に対して、多様な地域の社会資源に関する情報を提供しているか。	・ケアマネジャー等が地域資源等に関する情報を共有することにより、住民に適切なサービスの提供ができるよう、情報提供の取組を評価するもの。
⑦	地域リハビリテーション活動支援事業(リハビリテーション専門職等が技術的助言等を行う事業)等により、介護予防の場にリハビリテーション専門職が関与する仕組みを設けているか。	・自立支援、重度化防止等に向けた取組において重要となる、リハビリテーション専門職等との連携を評価するもの。 ※地域支援事業における地域リハビリテーション活動支援事業のみでなく、都道府県が都道府県医師会等関係団体と構築している地域リハビリテーション支援体制の活用により、介護予防におけるリハビリテーション専門職等の関与が促進できる仕組みとなっている場合なども含む。
⑧	住民が自ら積極的に通いの場等に参加する等、介護予防活動への参加を促進する取組を推進しているか。(単なる周知広報を除く。)	・住民の参加を促進する仕組みの創設、高齢者の地域における役割の創設等、地域の実情に応じた様々な工夫により、高齢者の積極的な介護予防への参加を推進していることを評価するもの。

## (7) 生活支援体制の整備

	指標	趣旨・考え方
①	生活支援コーディネーターに対して市町村としての活動方針を提示し、支援を行っているか。	・生活支援コーディネーターについて、地域の実情に応じた、効果的な活動が行われるよう、市町村としての方針の決定や支援を評価するもの。
②	生活支援コーディネーターが地域資源の開発に向けた具体的取組(地域ニーズ、地域資源の把握、問題提起等)を行っているか。	・生活支援コーディネーターについて、単なる配置にとどまるのではなく、具体的な取組を行っていることを評価するもの。
③	協議体が地域資源の開発に向けた具体的取組(地域ニーズ、地域資源の把握等)を行っているか。	・協議体について、単なる設置にとどまるのではなく、具体的な取組を行っていることを評価するもの。
④	生活支援コーディネーター、協議体の活動を通じて高齢者のニーズに対応した具体的な資源の開発(既存の活動やサービスの強化を含む。)が行われているか。	・生活支援コーディネーターや協議体の活動による社会資源の開発実績を評価するもの。

## (8) 要介護状態の維持・改善の状況等

	指標	趣旨・考え方
①	＜要介護認定等基準時間の変化＞ 一定期間における、要介護認定者の要介護認定等基準時間の変化率の状況はどのようになっているか。	・要介護状態の維持・改善の状況として、認定を受けた者について要介護認定等基準時間の変化率を測定するもの。
②	＜要介護認定の変化＞ 一定期間における要介護認定者の要介護認定の変化率の状況はどのようになっているか。	・要介護状態の維持・改善の状況として、認定を受けた者について要介護認定の変化率を測定するもの。

### Ⅲ 介護保険運営の安定化に資する施策の推進

#### (1) 介護給付の適正化

	指標	趣旨・考え方
①	介護給付の適正化事業の主要5事業のうち、3事業以上を実施しているか。	・「介護給付適正化計画に関する指針」(平成29年7月7日老介発第0707第1号別紙)を踏まえた、介護給付の適正化事業の実施を評価するもの。
②	ケアプラン点検をどの程度実施しているか。	・ケアプラン点検の実施状況の評価するもの。
③	医療情報との突合・縦覧点検を実施しているか。	・医療情報との突合・縦覧点検は、特に適正化効果が高いため、実施を評価するもの。
④	福祉用具の利用に関しリハビリテーション専門職が関与する仕組みを設けているか。 ・地域ケア会議の構成員としてリハビリテーション専門職を任命し、会議の際に福祉用具貸与計画も合わせて点検を行う。 ・福祉用具専門相談員による福祉用具貸与計画の作成時に、リハビリテーション専門職が点検を行う仕組みがある・貸与開始後、用具が適切に利用されているか否かをリハビリテーション専門職が点検する仕組みがある。	・福祉用具について、リハビリテーション専門職が関与した適切な利用を推進するため、保険者の取組を評価するもの。
⑤	住宅改修の利用に際して、建築専門職、リハビリテーション専門職等が適切に関与する仕組みを設けているか。 ・被保険者から提出された住宅改修費支給申請書の市町村における審査の際に、建築専門職、リハビリテーション専門職等により点検を行う仕組みがある。 ・住宅改修の実施前又は実施の際に、実際に改修を行う住宅をリハ職が訪問し、点検を行わせる仕組みがある。	・住宅改修について、建築専門職やリハビリテーション専門職が関与した適切な利用を推進するため、保険者の取組を評価するもの。
⑥	給付実績を活用した適正化事業を実施しているか。	・主要5事業の他、「介護給付適正化計画に関する指針」(平成29年7月7日老介発第0707第1号別紙)を踏まえ、給付実績の活用による適正化事業の実施を評価するもの。

#### (2) 介護人材の確保

	指標	趣旨・考え方
①	必要な介護人材を確保するための具体的な取組を行っているか。	・第7期介護保険事業計画から、市町村介護保険事業計画への任意記載事項となった介護人材の確保に向けた取組について、保険者の取組を評価するもの。

## 資料編

## 1 計画策定の経過

＜大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会の開催日と内容＞

回数	開催日		内容
第1回	平成 28 年	6月26日(日)	(1) 大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会について (2) 大和市の現状等について (3) 大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第7期)について (4) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第6期)の進捗状況について
第2回		11月27日(日)	(1) 総合事業について (2) 国の動向について (3) 計画策定に向けた実態調査について
第3回	平成 29 年	8月27日(日)	(1) 国の動向について (2) 実態調査の結果について
第4回		9月24日(日)	(1) 大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第7期)骨子案について
第5回		10月29日(日)	(1) 第7期大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(骨子案)及び介護保険料について(諮問) (2) 第7期介護保険料の検討資料について
第6回		11月19日(日)	(1) 介護サービス費の見込みと介護保険料の仮算出について
第7回		12月10日(日)	(1) 第7期大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(骨子案)及び介護保険料についての答申(案)について
		12月19日(火)	・答申

## 2 大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会委員名簿

(選出区分順・50音順、敬称略)

	職名	氏名	選出区分	推薦団体等
1		小川原 悟	保健医療に関する団体 及び機関の者	大和綾瀬薬剤師会（薬局 双葉堂）
2	職務代理	齋藤 憲尚		大和歯科医師会（齊藤歯科クリニック）
3	会長	関水 正之		大和市医師会（関水整形外科クリニック）
4		石井 康愛	社会福祉事業に 従事する者	大和市高齢者福祉施設協議会 [入所事業] （特別養護老人ホーム 和喜園）
5		本波 優		大和市高齢者福祉施設協議会 [在宅事業] （サンホーム鶴間）
6		大庭 康弘	関係行政機関の職員	神奈川県厚木保健福祉事務所大和センター
7		渡邊 祐紀	学識経験者	東海大学 健康科学部 社会福祉学科
8		井手 淳子	市長が行う公募に応じた 介護保険被保険者	/
9		芝原 重喜		
10		田中 政弘		
11		家所 良征	その他 市長が必要と認めた者	大和市シルバー人材センター
12		熊谷 順子		大和市老人クラブ連合会
13		鈴木 恵美子		社会福祉協議会
14		清田 日出夫 (28.11.30まで) 細井 和子 (28.12.1から)		大和市民生委員児童委員協議会

※委員任期：平成28年4月1日～平成31年3月31日

### 3 第7期大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（骨子案）及び介護保険料について（諮問と答申）

#### ◆諮問

このことについて、第7期大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定するにあたり、同計画（骨子案）及び、同骨子案に基づく介護保険料について、貴審議会の意見を求めます。

#### ◆答申

このことについて、平成29年10月29日に諮問を受けました第7期大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（骨子案）及び、同骨子案に基づく介護保険料について、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。計画の策定にあたっては、答申の趣旨をご理解いただき、できる限り反映していただくようお願いいたします。

#### 第7期大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（骨子案）及び、同骨子案に基づく介護保険料への審議会答申

### 1. 第7期大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（骨子案）について

#### 基本目標1 元気にいつまでも住み続けられるまち （地域包括ケアシステムの深化・推進）

高齢化の進展に伴い、介護や医療を必要とする高齢者の増加が見込まれている中、介護、医療、介護予防、住まい、生活支援サービスを一体的に提供し、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう支援していく“地域包括ケアシステム”の深化・推進に向け、下記7つの施策体系に基づき、事業を実施してください。

#### 生きがいや張り合いを持って暮らせるような取組の拡充について

##### （施策体系1-1 生きがいや張り合いを持って暮らせるような取組を拡充します）

高齢者が支える側として活躍することが期待され、お互いに支え合う社会が求められています。これまでに培ってきた経験や知識を活かし、生きがいを感じながら、活躍できる機会や拠点を増やすような取組を展開してください。

##### （施策1-1-1）高齢者が活躍できる場や機会の提供

高齢者が支える側として活躍するためには、個々が持つ能力を発揮できるような機会を提供することが必要であるため、支援を進めてください。特に、生活支援体制整備については、自治会、NPO、民間事業者などの関係組織との連携を強化し、全市的に体制が整うよう推進してください。

##### （施策1-1-2）高齢者のための居場所づくり・生きがいづくり

高齢者が生きがいを感じながら、いきいきと活躍できる場が求められています。老人クラブ連合会や地区社会福祉協議会など、関係組織と連携を図りながら、事業を実施してください。

## 健康づくり、介護予防の取組について

### (施策体系1-2 健康づくり、介護予防に取り組みます)

高齢者が元気であるためには、日頃からの健康づくり、介護予防が欠かせません。引き続き、健康づくりを推進する事業及び介護予防事業について取り組むと同時に、必要な改善を図りながら、事業を実施してください。

#### (施策1-2-1) 健康診査・各種検診等の充実

高齢者がいつまでも健やかに過ごすためには、自己の健康管理に取り組むことが必要です。そのきっかけとして、健康診査や各種検診を受けるよう、積極的に事業を周知してください。

#### (施策1-2-2) 各種健康づくり事業の充実

高齢者が自己の健康を管理する際に、栄養士や保健師等の専門職と関わりを持ちながら取り組むことで、健康づくりの効果が増大します。一人でも多くの高齢者が、健康で元気にいられるよう、事業の周知に取り組んでください。

#### (施策1-2-3) 介護予防・日常生活支援総合事業

(介護予防・生活支援サービス事業)の充実

介護予防・生活支援サービス事業について、市民や事業者が正しく事業を理解し、利用者の状況に最も適したサービスが実施されるよう、適切に事業を実施してください。

#### (施策1-2-4) 介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業）の充実

高齢者が要支援・要介護状態になる前に、介護予防に取り組むことの重要性を周知するとともに、身近な場所で気軽に介護予防に取り組めるような事業を推進してください。

## 安心して暮らせる環境づくりについて

### (施策体系1-3 安心して暮らせる環境づくりを進めます)

安心して暮らせる環境を構築するためには、自治会、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会など、地域で活動する組織の協力を得ながら、多岐にわたる支援を実施することが不可欠です。今後も各関係組織と緊密に連携・協力し、高齢者が安心して暮らせるような事業を実施してください。

#### (施策1-3-1) 地域における見守り体制・ネットワークの構築

高齢者が地域で安心して暮らすため、民生委員児童委員等の地域に根付いた組織と連携しながら、緊急通報システムをはじめ、様々な見守り施策の実施に努めてください。

#### (施策1-3-2) 地域包括支援センターの機能強化

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けるため、地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、高齢者が自立した在宅生活を送れるよう支援方法等を検討する地域ケア会議の充実を図ってください。

### （施策1-3-3）高齢者の住まいに関する支援の充実

多くの高齢者が住み慣れた自宅に今後も住み続けたいと希望していることから、介護保険サービスの住宅改修制度や、賃貸住宅への円滑な入居を支援する相談会等の情報を、利用者に分かりやすく提供してください。

### （施策1-3-4）日常生活への支援

多様化する高齢者のニーズに応えるためには、日常生活における困りごとへの支援が不可欠です。介護を必要とする人、介護は必要としないが日常生活での支援を必要とする人、それぞれに対して適切かつ柔軟な生活支援を行ってください。

### （施策1-3-5）家族介護支援サービスの充実

家族介護者が高齢化し、老老介護となる世帯が増え、介護する側の負担が大きくなっています。介護する側もされる側も、これまでのように住み慣れた地域に住み続けられるよう、負担軽減につながる事業を推進してください。

## 認知症を理解し、認知症の人が地域で安心して生活できるような支援について

### （施策体系1-4 認知症を理解し、認知症の人が地域で安心して生活できるよう支援します）

高齢者人口の増加とともに認知症の方も増加しています。認知症の方とその家族が地域で安心して暮らせる仕組み作りを推進してください。また、今後も認知症に関する技術革新や最新情報等を参考にしながら事業を充実してください。

#### （施策1-4-1）認知症に対する理解の促進

認知症ケアパス等の活用や認知症サポーターの養成を通じ、さらに認知症に対して正しい理解が進むよう、積極的に事業を実施してください。

#### （施策1-4-2）早期発見・早期対応に向けた体制の整備

タブレットを活用した認知機能の検査や、認知症初期集中支援チームによる支援など、より一層、認知症の早期発見・早期対応ができる体制を充実してください。

#### （施策1-4-3）認知症の本人と家族等の介護者に対する支援

認知症の方が住み慣れた地域で暮らせるよう、また介護者の負担が軽減されるよう、認知症カフェをはじめとしたピアサポートへの支援、はいかい高齢者への支援など、認知症の方とその介護者を支援するような事業を充実してください。

## 権利が守られる環境の整備について

### (施策体系1-5 権利が守られる環境を整備します)

高齢者のみの世帯の増加や家族関係の希薄化などにより、高齢者の権利擁護が一層重要になっています。様々な制度を積極的に活用し、高齢者の尊厳の確保に努めてください。

#### (施策1-5-1) 高齢者の権利擁護・虐待防止の推進

各関係組織の連携を強化するようなネットワークの構築に努めるとともに、高齢者虐待防止法に基づき、適切かつ迅速に保護等の対応を実施してください。

#### (施策1-5-2) 成年後見制度の利用促進

今後、認知症や重度の介護を必要とする高齢者が増加することに伴い、成年後見制度の利用促進が一層求められます。制度の周知に努めることに加え、制度を必要とする人が適切に制度を利用できるよう、事業を推進してください。

## 在宅医療・介護の連携強化について

### (施策体系1-6 在宅医療・介護の連携強化を図ります)

高齢者が住み慣れた地域、自宅で生活を続けるためには、在宅医療と介護を切れ目なく、継続して提供するような仕組みが必要です。これまで以上に、医療と介護の連携強化に向けた事業を推進してください。

#### (施策1-6-1) 在宅医療・介護の連携強化

個々の状況に合った在宅生活を維持するため、在宅医療・介護サービスの提供体制の推進に努めるとともに、医療と介護を一体的に行うサービスの充実に向けて取り組んでください。

## 我が事・丸ごとの地域づくりについて

### (施策体系1-7 我が事・丸ごとの地域づくりを進めます)

高齢者・児童・障がい者などを一体的に捉える横断的なサービスが求められています。これまでの対象者ごとの事業とは違う、新たな取組となりますが、今後、国から示される詳細を踏まえた上で、本市の実情に合わせた事業運営となるよう努めてください。

#### (施策1-7-1) 地域共生社会の実現に向けた取組

高齢者と障がい者が年齢によって利用する事業所が変わらないようにするため、介護保険と障がい福祉の両方の制度に跨る共生型サービスが新設されます。新しい制度の周知に努め、事業者が導入しやすい環境となるよう努めてください。

## 基本目標 2 安心して介護保険サービスを利用できるまち

高齢化の進展により、今後も介護を必要とする人の増加が見込まれることから、一人ひとりが安心して介護保険サービスを受けられるよう、介護保険サービスの充実を図るとともに、自立支援・重度化防止に繋がる取組を充実するなどして、介護保険制度の持続性の確保に努めてください。

### 要介護認定の適正化について

#### (施策体系 2 - 1 要介護認定の適正化を図ります)

今後、高齢化の進展とともに認定申請者数の増加が見込まれていることから、適正な介護サービスが速やかに受けられる環境を維持していくことが必要です。これまで以上に要介護認定の適正化に努めてください。

#### (施策 2 - 1 - 1) 要支援・要介護の認定の適正化

認定申請件数等の状況に応じた認定事務の体制見直しや、要介護認定者のサービス利用状況の確認などの取組により、要介護認定の適正化と迅速性の確保に努めてください。

### 介護給付の適正化について

#### (施策体系 2 - 2 介護給付の適正化を図ります)

介護保険制度の持続可能性を確保するため、適正な保険給付が必要です。さらなる介護給付適正化の取組を進めてください。

#### (施策 2 - 2 - 1) 介護給付の適正化

利用者負担の公平性の観点から、請求内容の正確な審査や、自立支援・重度化防止に向けたサービス提供がされているかケアプランを点検するなど、保険給付費の適正支給に努めてください。

## 介護保険サービスの質の確保・向上について

### (施策体系2 - 3 介護保険サービスの質の確保・向上を図ります)

今後、さらに増加する介護ニーズに対応できるように、人材の確保・育成、事業者の指導等や支援に取り組むことで、一人ひとりが安心して介護保険サービスが受けられる環境整備に努めてください。

#### (施策2 - 3 - 1) 介護従事者の確保と育成

事業所向けの実態調査における運営の課題として、「職員の確保」が最も多くあげられていること、また、国の基本指針でも「人材の確保及び資質の向上」が新規項目として掲げられていることから、市においても、介護ロボットの導入補助をはじめとした介護人材の確保に繋がる取組を進めてください。

#### (施策2 - 3 - 2) 介護保険サービスの質の確保・向上

一人ひとりが安心して介護保険サービスが受けられるよう、介護保険事業所数の増加等に見合った指導体制の強化に努めてください。

## 介護保険サービスの量の確保・充実について

### (施策体系2 - 4 介護保険サービスの量の確保・充実を図ります)

介護ニーズに対応するために、的確なサービス量の見込みと、適切なサービス量の整備が必要です。より重度の方が引き続き在宅で生活ができるように、地域に密着したサービスと、自宅で介護を受けられなくなった人のための施設等の整備をバランス良く進めてください。

#### (施策2 - 4 - 1) 介護保険施設等の整備

重度の要介護者が在宅での生活を継続していくためには、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護等の医療と介護を一体的に行うサービスの充実が必要不可欠であることから、事業者積極的に働きかけるなどし、できるだけ早くサービスが提供されるよう努めてください。

また、在宅で生活を継続することが困難な方のためには、介護保険施設等の整備が必要不可欠です。国が示している介護離職ゼロの方針も踏まえ、施設の適切な整備が促進されることを望みます。

## 費用負担の適正化について

### (施策体系 2 - 5 費用負担の適正化を図ります)

2025 年を見据えた対応を進めるため、計画期間中の給付費を推計して保険料を設定するだけでなく、中長期的な視点も含めた施策に取り組むことが必要です。今後も安定的に介護保険制度を運営し、制度の持続性の確保に努めてください。

#### (施策 2 - 5 - 1) 公平で安定的な介護保険の運営

安定的な介護保険制度を維持するため、適切な介護保険料を設定したうえで、賦課及び徴収を適切に行い、財源確保に努めてください。

また、地域説明会やパブリックコメントで寄せられた意見等を十分検討し、多くの被保険者が介護保険制度を理解し、必要な介護サービスを安心して受けられるように、わかりやすく丁寧な制度の周知に努めてください。

## 2. 介護保険料について

高齢化率が上昇し、介護サービス費が増大している現在の状況に鑑みると、第 7 期計画期間における第 1 号被保険者の介護保険料の上昇はやむを得ないものと判断します。

しかしながら、今後も右肩上がりの増大が見込まれる介護サービス費については、介護保険制度の持続性確保の観点や、保険料上昇による被保険者の生活への影響などから、これからの介護サービス費の抑制に繋がる取組が必要不可欠です。これまで以上に自立支援・重度化防止に向けた取組を推進し、要介護認定者数の増加を抑えるなどして、結果として将来の介護サービス費の抑制に繋がるよう努めてください。

また、介護保険料の設定にあたっては、低所得者への対策と、応能性を高めることが課題であると考えます。低所得者については、第 7 期計画期間においても消費税増税分の一部を財源とする、一層の介護保険料の軽減強化が国により示されており、本市独自の対応等は不要であると考えます。

一方、保険料の応能性については、本市の介護保険料は、すでに国が示している標準 9 段階よりも細分化した 12 段階としていますが、応能性をさらに高めるために、第 7 期計画期間においては、より細分化した 16 段階とし、一人ひとりの負担能力に応じたきめ細やかな保険料段階とすることが適切であると考えます。

なお、上位の所得段階に該当する被保険者については、保険料の引き上げ率が高くなることから、より丁寧な説明に努めてください。

## 4 意見公募手続

計画を策定するにあたり、計画の骨子案について意見公募手続を実施しました。

### パブリックコメント

#### 【募集期間】

- ・平成 29 年 11 月 1 日（水）～12 月 1 日（金） 31 日間

#### 【公募手法】

- ・10 月 15 日号広報やまとへの記事掲載
- ・ホームページへの掲載
- ・地域説明会の開催案内（チラシ）を自治会回覧にて全市的に周知

#### 【意見提出状況】

- ・意見提出人数：6 名

### 地域説明会

#### 【実施概要】

- ・平成 29 年 11 月 7 日（火）～11 月 14 日（火）（夜間 5 回、土・日 2 回）
- ・市内学習センター、コミュニティセンター等 12 か所
- ・出席者 61 名

### 意見等内容別件数表

項目	意見件数	
	パブリックコメント	地域説明会
生活支援体制整備について	1	7
生きがい・張り合い施策について	1	3
介護予防事業について	3	4
見守り事業について	—	1
日常生活支援について	—	4
認知症施策について	1	2
成年後見制度について	1	2
在宅医療・介護連携について	—	3
地域共生社会について	1	1
介護保険サービスについて	1	3
介護保険施設について	—	4
介護保険について	—	3
説明会について	3	3
全般について	—	2
その他	—	1
合計	12	43

※意見等は重複しているものがあります。

## 5 実態調査結果

### ①実態調査結果（抜粋）

第7期計画策定のための基礎資料とするため、郵送による実態調査を実施しました。  
（調査期間：平成29年2月20日～平成29年3月7日）

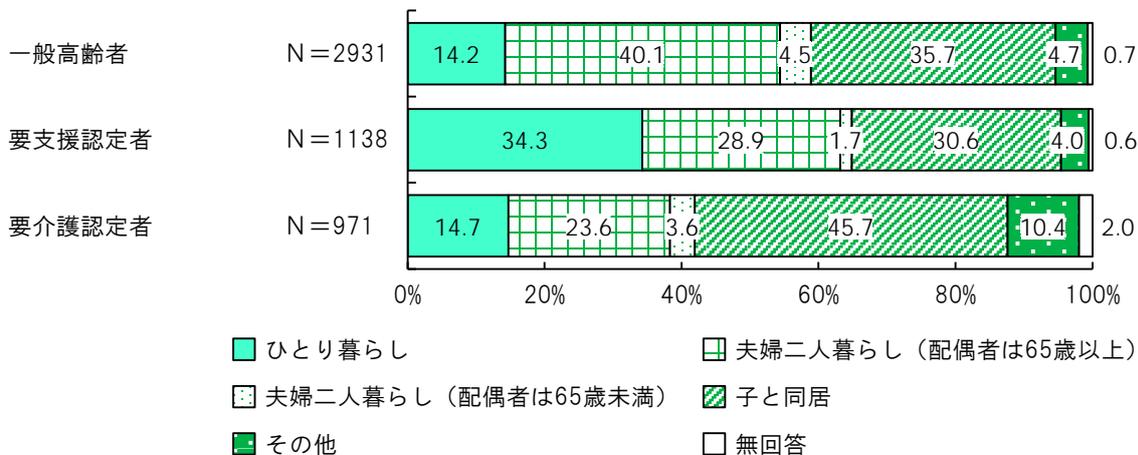
	調査名	配布数	有効回収数	有効回収率
A	高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画策定のための実態調査	4,500	2,931	65.1%
B	要支援認定者利用意向調査	1,700	1,138	66.9%
C	要介護認定者利用意向調査	1,900	971	51.1%
D	介護保険サービス供給量調査	109	60	55.0%
E	居宅介護支援事業所調査	50	42	84.0%

【調査対象】（平成29年1月1日現在）

- A：要支援・要介護の認定を受けていない満65歳以上の市民から無作為抽出
- B：要支援認定を受けている大和市介護保険被保険者から無作為抽出
- C：要介護認定を受けている大和市介護保険被保険者から無作為抽出
- D：市内に事業所を置く介護保険サービス事業者（法人ごと）
- E：市内居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター（法人ごと）

以下に実態調査結果の抜粋を記載します。

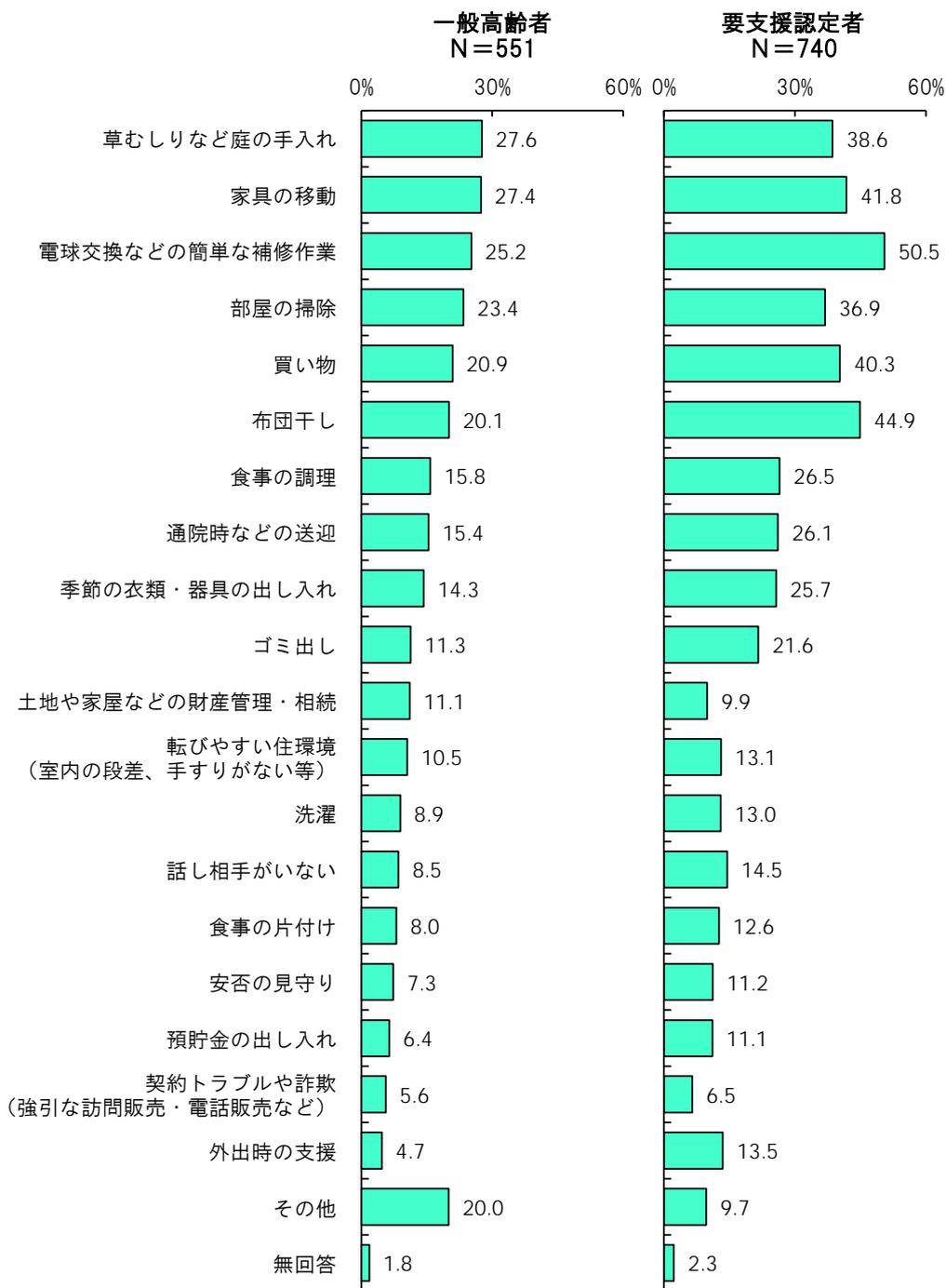
【世帯構成】



回答者の家族構成は、回答者によって最も多い選択肢が異なっており、一般高齢者では「夫婦二人暮らし（配偶者は65歳以上）」が40.1%、要支援認定者では「ひとり暮らし」が34.3%、要介護認定者では「子と同居」が45.7%となっている。

前回結果と比較すると、「ひとり暮らし」が要支援認定者において約3ポイント増加しているが、一般高齢者と要介護認定者ではほぼ同じ割合となっている。

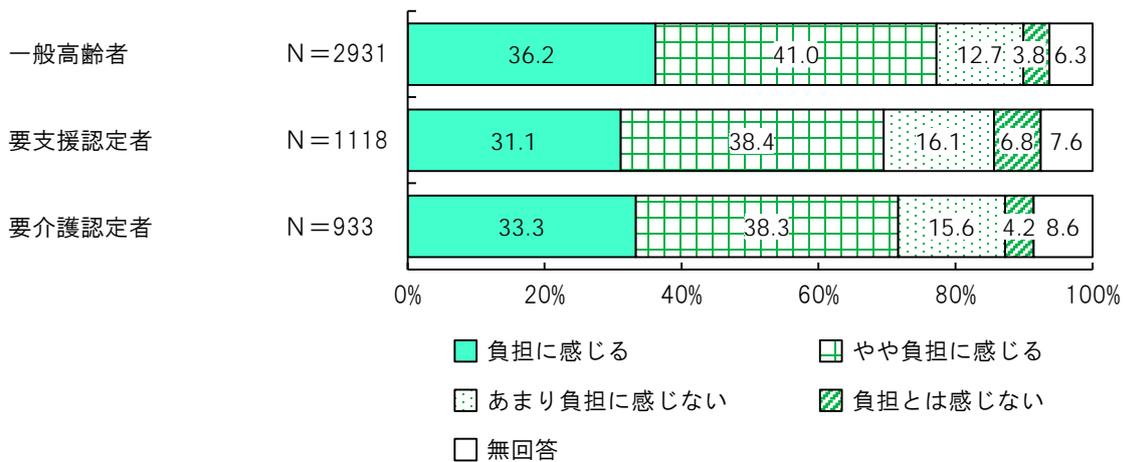
## 【日常生活で困っている点や不安（困っている点や不安がある人のみの回答割合）】



具体的に困っていることは、一般高齢者と要支援認定者で、それぞれ異なる順位となっている。一般高齢者では「草むしりなど庭の手入れ」が 27.6%で最も多く、次いで「家具の移動」が 27.4%、「電球交換などの簡単な補修作業」が 25.2%の順となっている。また、「その他」の具体的な内容としては、「(家族を含めた)健康問題」や「経済的な問題」が複数挙げられている。

一方、要支援認定者では「電球交換などの簡単な補修作業」が 50.5%で最も多く、次いで「布団干し」が 44.9%、「家具の移動」が 41.8%の順となっている。また、「土地や家屋などの財産管理・相続」以外の項目においては、要支援認定者の方が、一般高齢者よりも多くなっており、要支援認定者の方がニーズは高いことがうかがえる。

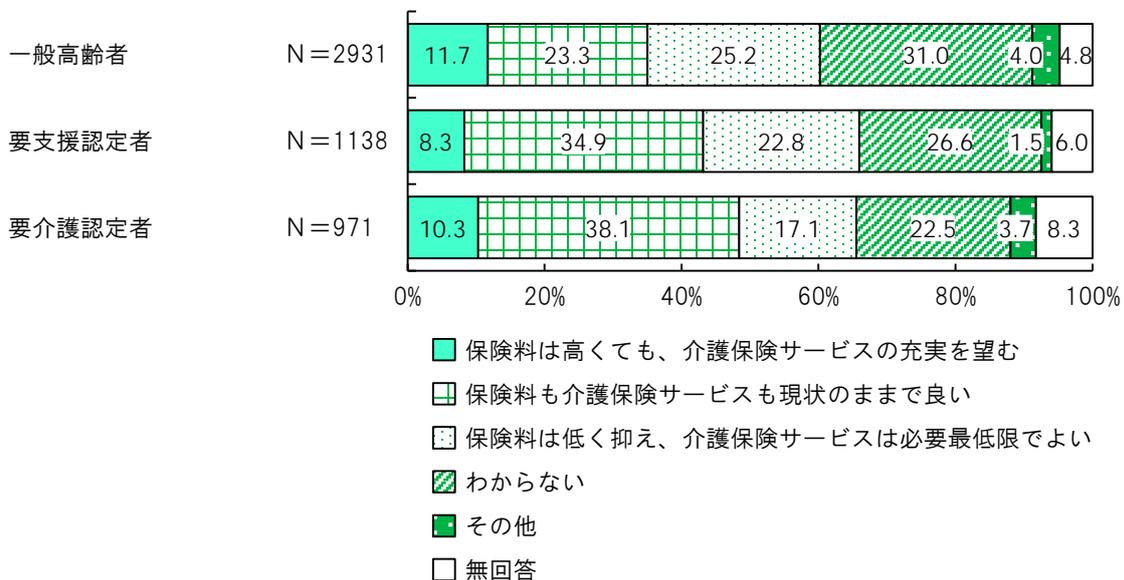
【介護保険料の負担感】



介護保険料の負担については、一般高齢者・要支援認定者・要介護認定者のいずれも概ね同様の傾向となっている。3種とも「やや負担を感じる」が最も多く、一般高齢者では41.0%、要支援認定者では38.4%、要介護認定者では38.3%となり、一般高齢者のみが4割を超えている。

前回結果と比較すると、要支援認定者において『負担とは感じない』（「あまり負担に感じない」＋「負担とは感じない」）が5.1ポイント上昇しているが、一般高齢者・要介護認定者においては大きな差異はみられない。

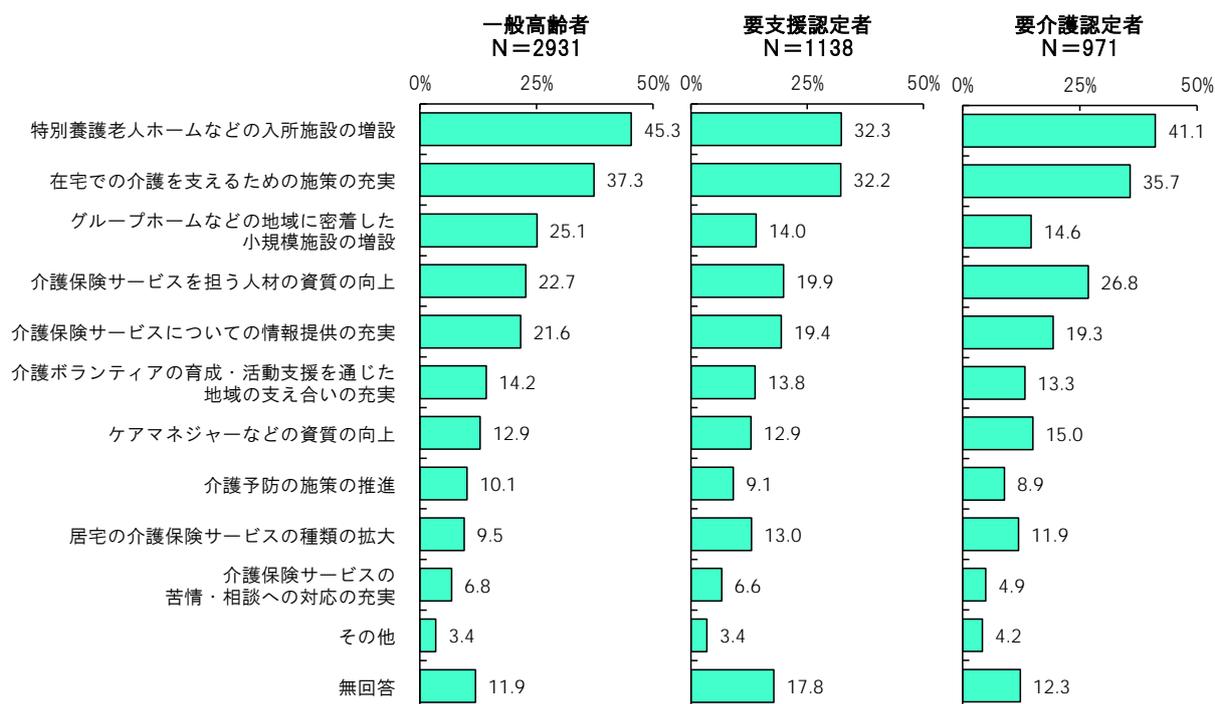
【介護保険料と介護サービスの在り方】



今後の介護保険料とサービスのあり方については、一般高齢者では「わからない」が31.0%と最も多いが、要支援認定者・要介護認定者では「保険料も介護保険サービスも現状のままで良い」が約3～4割で最も多くなっている。また、「保険料は低く抑え、介護保険サービスは必要最低限でよい」は要介護認定者では17.1%であるのに対し、一般高齢者においては25.2%と、8.1ポイント多くなっている。

前回の結果と比較すると、いずれの対象においても「保険料も介護保険サービスも現状のままで良い」が3.1～7.7ポイント増加している。

## 【介護保険制度をよりよくするための対策】

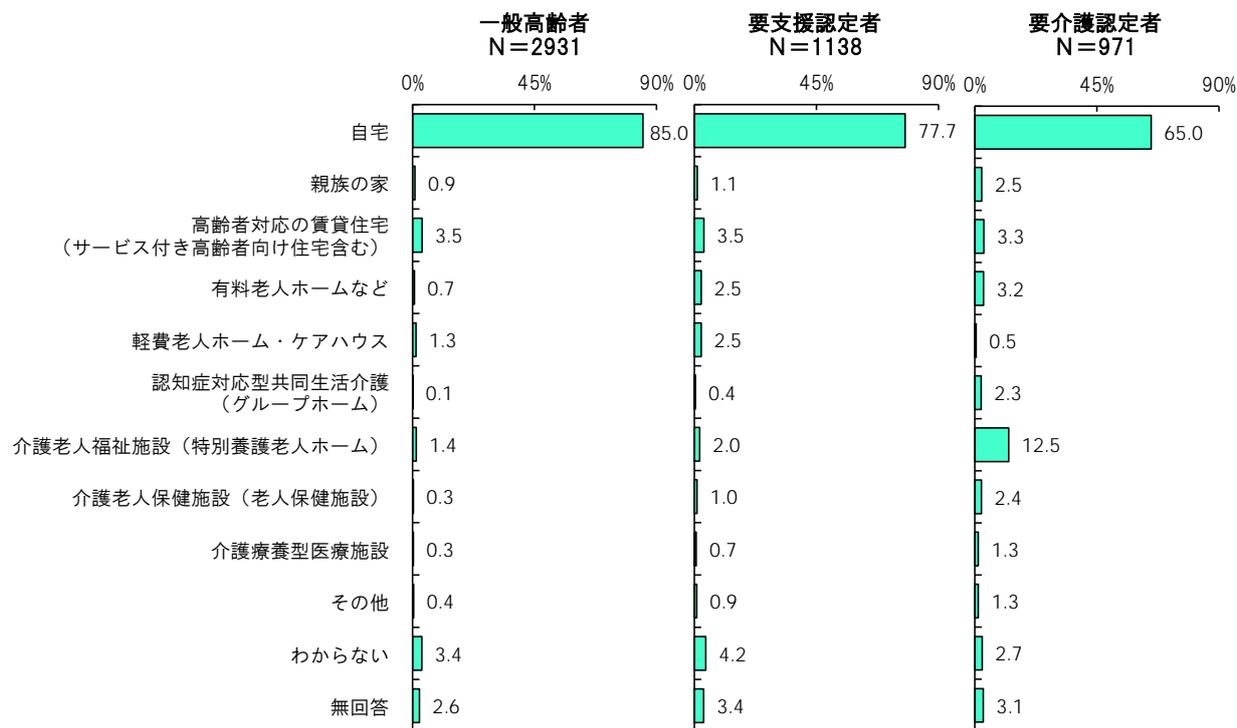


介護保険制度をよりよいものにするために必要だと思われる対策は、一般高齢者と要支援認定者、要介護認定者で若干異なっている。いずれの対象においても「特別養護老人ホームなどの入所施設の増設」が最も多い点では同様の傾向であるが、その割合は要支援認定者のみ唯一3割台となっている。

また、一般高齢者では25.1%で3番目に多い「グループホームなどの地域に密着した小規模施設の増設」は、要支援認定者と要介護認定者においてはともに14%程度に留まっており、順位も要支援認定者では5番目、要介護認定者では6番目となっている。

前回の結果と比較すると、要支援認定者・要介護認定者において「特別養護老人ホームなどの入所施設の増設」、「グループホームなどの地域に密着した小規模施設の増設」が2.7~13.9ポイント減少している。一方、要介護認定者においては「介護保険サービスを担う人材の資質の向上」が7.5ポイント増加しており、各施設の充実等よりも介護サービスに関わる人材の資質向上が求められている。

【今後の住まいの意向】

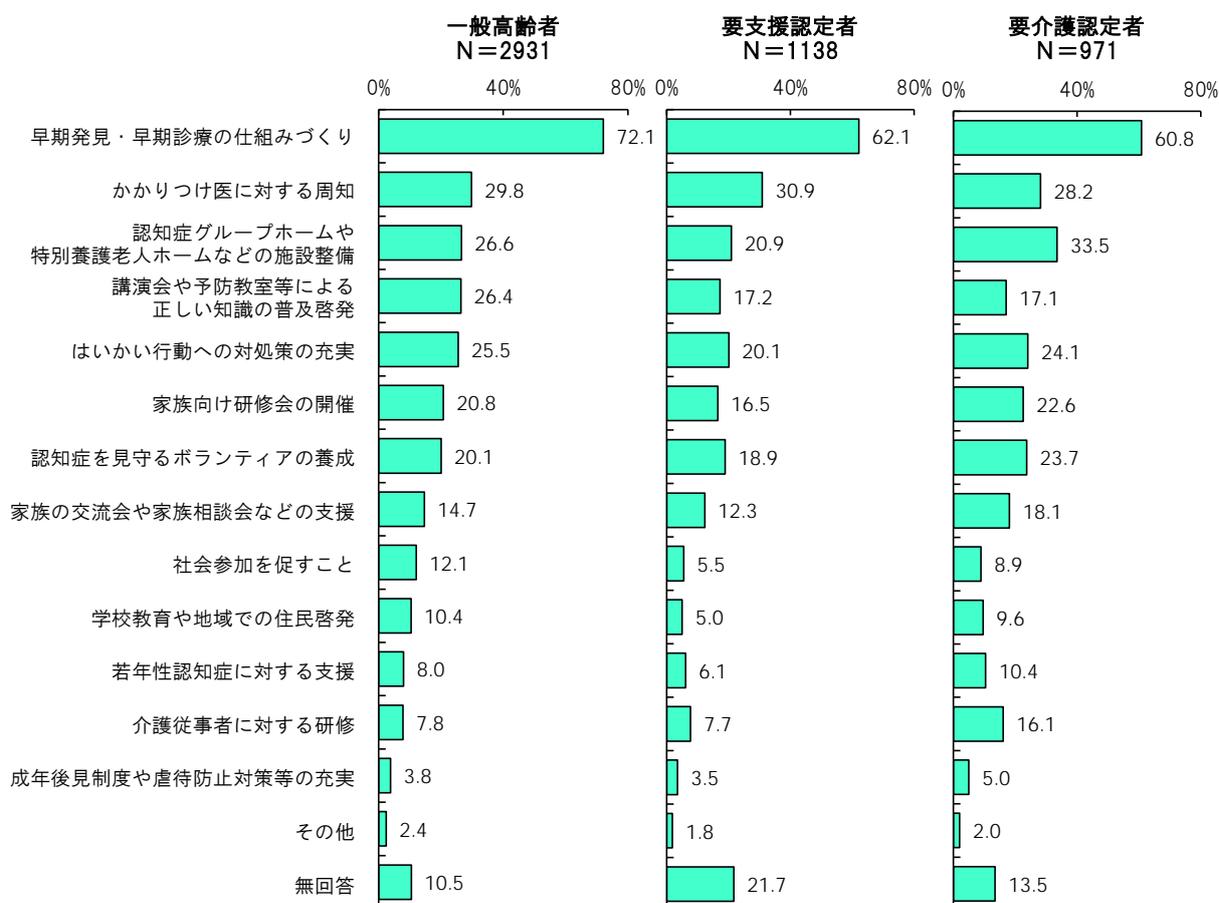


今後希望する生活場所は、いずれの対象者においても「自宅」が最も多く、一般高齢者では85.0%、要支援認定者では77.7%、要介護認定者では65.0%となっており、一般高齢者と要介護認定者では、20.0ポイントの差がみられる。

また、要介護認定者においては「介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)」で12.5%、「介護老人保健施設(老人保健施設)」で2.4%、「介護療養型医療施設」で1.3%が入所・入院を希望しており、その合計は16.2%となっている。

前回の結果と比較すると、一般高齢者・要支援認定者において「自宅」が6.6ポイント以上増加しているが、全体の傾向としては大きな差異はみられない。

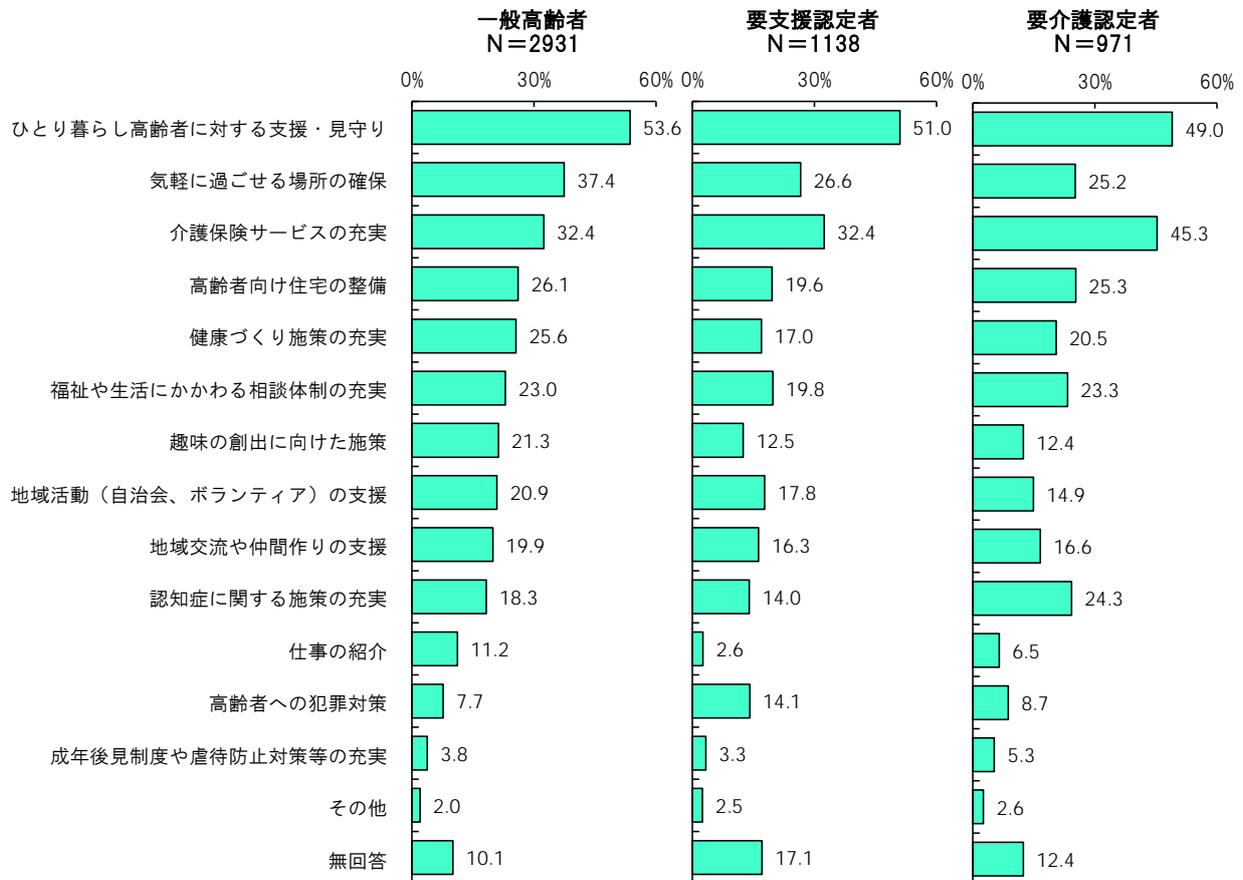
## 【認知症対策を進めていくうえで、重点を置くべきこと】



認知症対策を進めるうえで重点を置くべき点は、いずれの対象者においても「早期発見・早期診療の仕組みづくり」が約6～7割で、突出して多くなっている。一般高齢者と要支援認定者では「かかりつけ医に対する周知」が約3割で2番目となっているが、要介護認定者においては「認知症グループホームや特別養護老人ホームなどの施設整備」が33.5%で2番目となっており、一般高齢者や要支援認定者と比較すると多くなっている。

前回の結果と比較すると、一般高齢者において「認知症を見守るボランティアの育成」が20.1%と7.5ポイント減少している。要支援認定者においては「かかりつけ医に対する周知」が30.9%と8.3ポイント増加している。

【充実を望む高齢者施策】

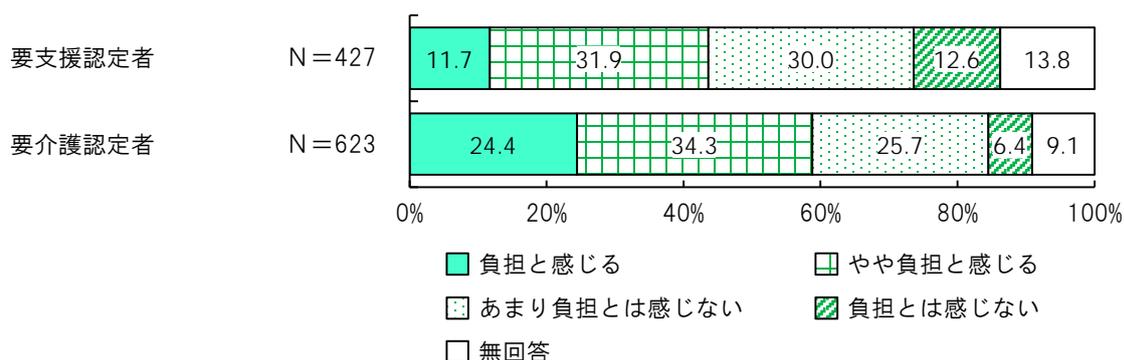


高齢者施策で充実を望むものは、いずれの対象者においても「ひとり暮らし高齢者に対する支援・見守り」が約半数で最も多くなっている。次いで、一般高齢者では「気軽に過ごせる場所の確保」が 37.4%となっており、要支援認定者や要介護認定者と比べると 10.0 ポイント以上上回っている。

また、要介護認定者では「介護保険サービスの充実」が 45.3%で 2 番目となっており、一般高齢者や要支援認定者と比べると 10.0 ポイント以上上回っている。

前回の結果と比較すると、一般高齢者において大きな差異はみられない。一方、要支援認定者・要介護認定者においてはほとんどの項目で割合が増加しており、市に対する施策の充実が望まれている。

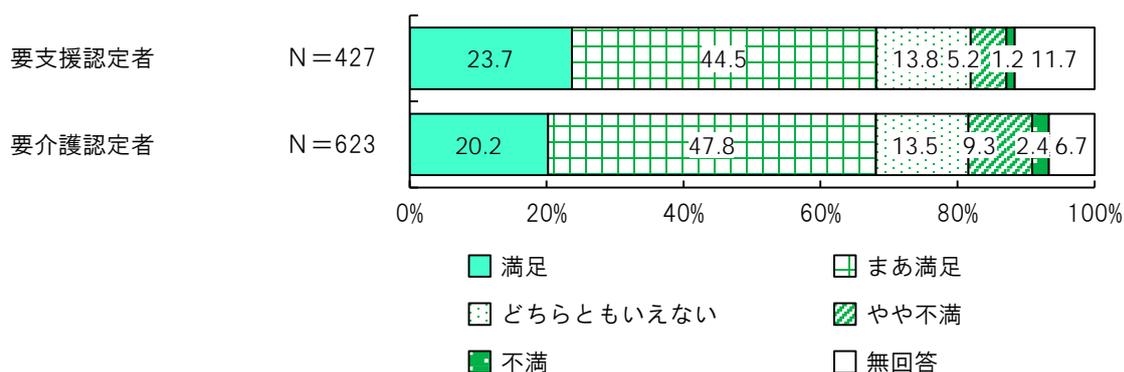
## 【利用者負担の支払いについて】



利用者負担の支払額については『負担を感じる』（「負担を感じる」＋「やや負担を感じる」）が要支援認定者で 43.6%、要介護認定者では 58.7%と、要介護認定者が 15.1 ポイント上回っている。『負担と感ない』（「あまり負担とは感じない」＋「負担とは感じない」）が要支援認定者で 42.6%、要介護認定者では 32.1%で、要支援認定者が 10.5 ポイント上回っている。要介護認定者の方が『負担を感じる』という割合が多く、特に「負担を感じる」は要介護認定者が 12.7 ポイント上回っている。

前回の結果と比較すると、要支援認定者・要介護認定者において『負担を感じる』が減少しており、利用者の支払額を負担に感じる人は少なくなっている。

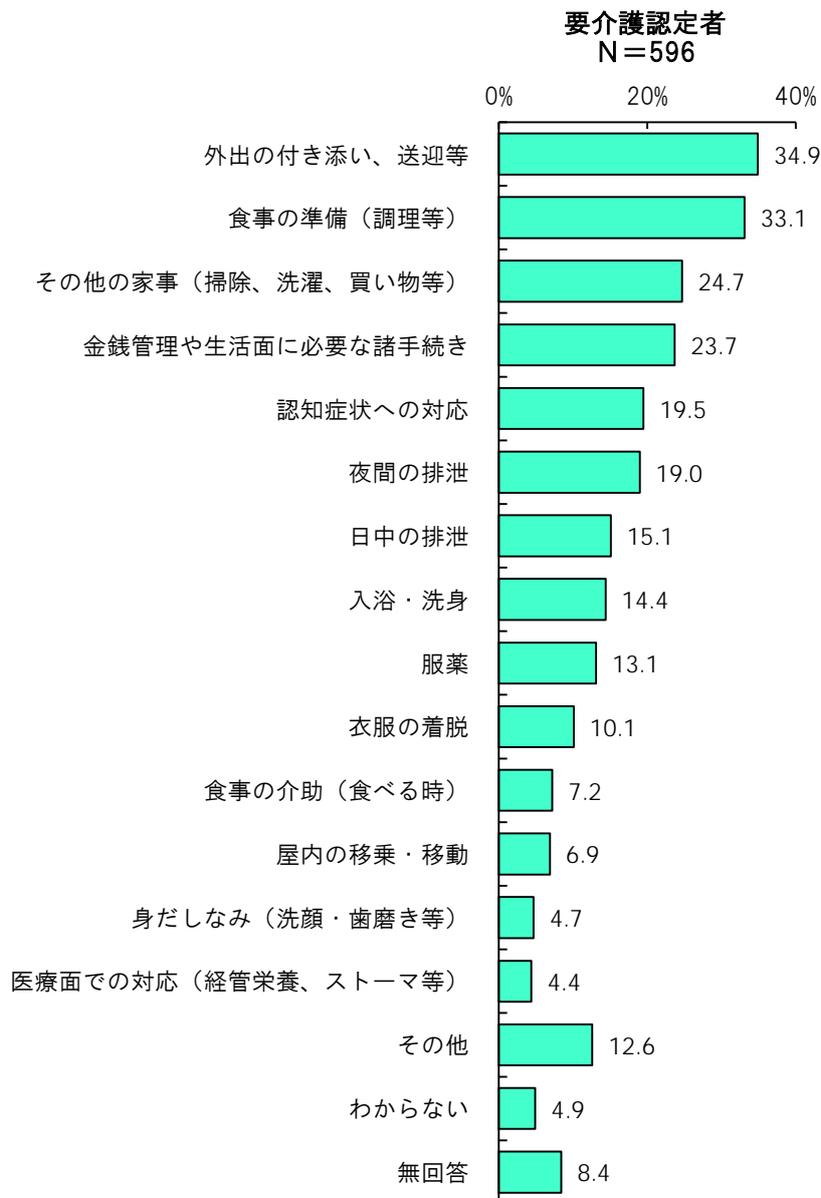
## 【介護保険サービスの満足度】



現在利用している介護保険サービスに満足しているかどうかは、『満足』（「満足」＋「まあ満足」）が要支援認定者で 68.2%、要介護認定者では 68.0%と、大きな差異はみられない。また、『不満』（「不満」＋「やや不満」）が要支援認定者で 6.4%、要介護認定者では 11.7%と、同じく大きな差異はみられない。

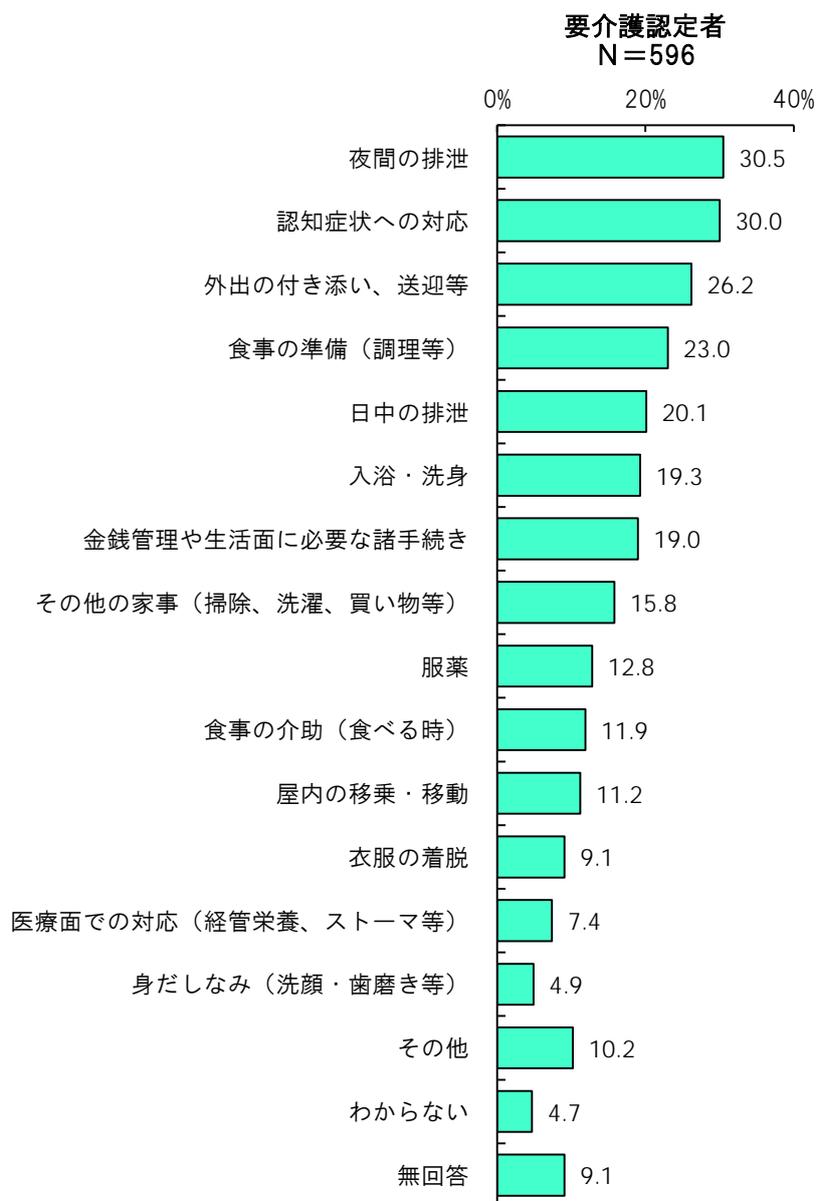
前回の結果と比較すると、大きな差異はみられない。

【負担になっている介護】



主な介護者の負担になっている介護は、「外出の付き添い、送迎等」が 34.9%と最も多く、次いで「食事の準備（調理等）」が 33.1%となっており、前問の『普段行っている介護』で比較的上位にある項目が3割以上を占めて、多くなっている。

## 【不安を感じる介護】



主な介護者が不安を感じるような介護は、「夜間の排泄」が 30.5%と最も多く、次いで「認知症状への対応」が 30.0%の順となっており、前問の『日常の介護で負担に感じている介護』で、上位の項目以外のものが上位となっている。

第 7 期  
高齢者保健福祉計画  
介護保険事業計画

平成 30 年 3 月

発 行 大和市  
企画・編集 大和市 健康福祉部 高齢福祉課・介護保険課  
〒242-8601 神奈川県大和市鶴間一丁目 1 番 1 号  
高齢福祉課：046-260-5611 介護保険課：046-260-5168